

独立行政法人国立青少年教育振興機構の
第2期中期目標期間の終了時に見込まれる
業務の実績に関する評価

平成27年8月
文部科学大臣

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国立青少年教育振興機構	
評価対象中期目標期間	見込評価	第 2 期中期目標期間（最終年度の実績見込を含む。）
	中期目標期間	平成 23～27 年度（第 2 期）

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	文部科学大臣			
	法人所管部局	スポーツ・青少年局	担当課、責任者	青少年課、泉 潤一
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課 柳 孝

3. 評価の実施に関する事項
政策評価に関する有識者会議 国立青少年教育振興機構ワーキングチームに評価結果案を諮り、意見を聴取した。 手順は以下のとおり ① ワーキングチーム委員を機構の行うべき業務 5 項目（教育事業、研修支援、調査研究、関係団体等との連携促進、助成事業）に委員が持っている専門性を考慮しながら割り振り、担当制とした。 ② 機構が作成した自己評価書をワーキングチーム委員に送付。事前に機構に確認したい点や追加資料要望等を提出いただき、機構に送付。 ③ 法人ヒアリングの開催 ・第 1 回法人ヒアリングの開催（平成 27 年 7 月 16 日（木）） 担当分野①（教育事業、研修支援、関係団体等との連携促進）の担当委員及び機構の担当理事・部長で質疑応答が行われた後、意見を聴取 ・第 2 回法人ヒアリングの開催（平成 27 年 7 月 23 日（木）） 担当分野②（調査研究、助成事業）の担当委員及び機構の担当理事・部長で質疑応答が行われた後、意見を聴取 ・第 3 回法人ヒアリングの開催（平成 27 年 7 月 28 日（火）） ○理事長とワーキングチーム委員 4 名による意見交換会を実施 ○監事とワーキングチーム委員 4 名による意見交換会を実施 ④ 全ての法人ヒアリング実施後、評価書の自己評価欄にワーキングチーム委員の意見を反映させ作成。 作成後、ワーキングチーム委員にはメールで作成した評価書を送付し、さらにご意見をいただき、評価書に反映させた。

4. その他評価に関する重要事項
特になし

5. 国立青少年教育振興機構ワーキングチーム 委員名簿
主査：古川 和 NPO 法人体験型科学教育研究所専務理事、国立大学法人東京学芸大学監事 青木 富造 公益財団法人修養団理事・青年部長 片岡 麻里 公益社団法人ガールスカウト日本連盟事務局次長 北村 信彦 公認会計士 中西 茂 読売新聞東京本社調査研究本部主任研究員

1. 全体の評価	
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。
評価に至った理由	中期計画期間中のうち平成22年度から26年度の間、中期計画、それぞれ定めた「参加者からのプラス評価」、「青少年人口の1割程度の研修利用者数」、「関係機関・団体等との連携促進」、「ナショナルセンターとしての調査研究の実施及び成果の普及」、「子供の体験活動等の裾野の拡大」等の目標を達成するため、各業務が着実に実施され、所期の目標が概ね達成されている。 特に、国の政策課題への対応として、平成23年3月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故を受け、平成23年度当初から宿泊施設や体験活動プログラムの提供などの取組を実施してきた。 また、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）を踏まえ、経済的に困難な状況にある青少年の生活や自立を支援する取組が着実に実施されている。一方で、開発したモデルプログラムの公立青少年教育施設等への普及状況は増加しているものの、全体に占める割合は未だ低調であるとともに、宿泊利用者の減少、一部の調査研究の検討状況などを踏まえ、総合的に判断し、B評価とした。

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	- 平成23年3月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故に伴い、複数の教育施設が被災者や自衛隊等の受入を行ったほか、被災地を中心とした青少年に体験活動の場と機会を提供する事業や防災に関する事業等を、民間団体からの寄附の活用などにより複数実施しており、高く評価できる。 - また、国における喫緊の課題として「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）を踏まえた取組として、「青少年の自立する力応援プロジェクト」を立ち上げ、機構全体で経済的に困難な状況にある子供を対象とした生活・自立支援キャンプの実施、「子どもゆめ基金」による支援、学生サポーター制度の創設を行っていることは評価できる。 - 自己収入の確保については、施設使用料や活動プログラムにかかる費用等の見直しを進めた。また、「子どもゆめ基金」に関する広報活動等を継続的に実施してきた結果、平成26年度において、これまでの機構の業務について評価をいただいたことから、過去最大規模の大口の民間出せん金（800,000,000円）及び寄附金（200,000,000円）を受け入れることができたことは評価できる。 - 総利用者数について、平成23年度は東日本大震災の影響等により500万人を上回らなかったものの、青少年人口が減少する中、平成24～26年度においては3年連続で500万人を上回っており、現中期目標期間の宿泊室稼働率も、全教育施設において「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において示された稼働率5割を上回る実績を確保している。 - 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進については、我が国の青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たす各種取組を実施しており、中期計画で定める満足度90%の目標値を毎年度上回っている。 - 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援については、中期計画で定める利用者満足度80%の目標値を、毎年度大きく上回っているほか、中期計画に示している「青少年人口の1割程度の研修利用者確保する」としている目標についても、毎年度達成しており評価できる。 - 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進については、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動を通じた関係機関・団体等とのネットワークの構築が進捗しており、そのネットワークを活かした事業も実施されている。また、ドイツや韓国、アセアン各国等の関係機関等と連携した取組も行われており、特に、韓国の国立青少年活動振興院とは交流協定を締結し、各種取組が行われている。 「今後の国立青少年教育施設の在り方について」（平成23年2月 国立青少年教育施設の在り方に関する検討会）を踏まえ、平成23年4月に青少年教育研究センターを設置するなど、調査及び研究体制の強化が図られているとともに、幼児期から青年までの各年齢期の課題に対応した「体験活動カリキュラム」の作成に向けた研究が着実に進められている。 - 青少年団体が行う活動に対する助成については、応募数、採択数、参加人数ともに平成23～26年度にかけて増加傾向にあり、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく子供の活動機会が提供されるよう留意しながら助成金を交付するとともに、年2回の募集の制度化、電子申請の導入など、申請手続きの見直し等に取り組んでいることは評価できる。 - 業務の効率化については、一般管理費及び業務経費ともに毎年度の計画で定める目標値以上の削減を達成しており、中期目標期間終了時には目標以上の削減が見込まれる。また、人件費についても国家公務員の給与水準を十分に考慮し、機構の業務の特殊性を踏まえた上で適正な水準を維持するとともに、人員削減計画を実施し効率化に努めている。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	【青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進】（P8参照） 公立青少年教育施設等へのモデル的プログラムの普及のためには、具体的なニーズや課題の把握のほか、共催事業の実施や職員の派遣などの取組が重要である。

	【青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援】（P 2 0 参照） 近年、利用団体数に減少傾向が見られるため、新規利用団体の開拓や利用団体が目的に応じた研修等が実施できるよう、事前に利用団体のニーズを把握するための事前打合せを徹底するなど、利用団体が主体的・効果的な研修が実施でき、満足度が更に高まるようなきめ細かい対応が重要である。 【青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進】（P 2 7 参照） 今中期目標期間における韓国の青少年教育関係機関との交流の成果を踏まえ、今後は、韓国以外のアジア各国における青少年教育関係機関等とのネットワークを強化し、青少年に関する教育・人材・情報の交流の充実を図ることが必要である。また、全国的な連絡会・協議会の開催については、引き続き、青少年をめぐる諸課題に関し、参加者のニーズに沿ったテーマを扱うなど、内容の充実を図ることが重要である。 【青少年教育に関する調査及び研究】（P 3 1 参照） 国立青少年教育振興機構における教育事業、研修支援等における活用状況が必ずしも明らかになっていないため、今後は調査及び研究の成果を機構の事業への反映、また、成果を活用し、事業の検証・改善に役立てることが重要である。 【青少年教育団体が行う活動に対する助成】（P 3 8 参照） 新規団体の拡大や、地域に偏りがでないように引き続き、戦略的な広報活動を行っていくことが重要である。 【共通的事項】（P 4 7 参照） 青少年教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえて、体験活動の重要性及び国立青少年教育振興機構の活動について広く国民に対して周知するため、広報戦略の見直しを行う必要がある。 【業務の効率化】（P 5 8 参照） 契約の適正化について、引き続き、監事及び外部有識者の意見も踏まえながら競争性、透明性の確保に努めることが重要である。 【効果的・効率的な組織の運営】（P 6 7 参照） 今後も、引き続き同取組を行い、内部統制の充実・強化に努める。監事についても、理事長との定期的な情報共有の機会を設け、業務運営方針や法人が対処すべき課題等について意見を交換し、理事長との相互認識と信頼関係を深めることが重要である。 それぞれの教育施設のおかれた地域の実情に即して、地域と連携した効果的・効率的な管理運営に取り組み、期間を限定した非常勤職員の確保方策のみならず、多様な勤務形態や必要な時に必要な人員を確保できるよう、様々な採用の在り方など、今後検討することが重要である。 【予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画】（P 7 2 参照） 今後も自己収入の確保等が必要である。引き続き、受益者負担の適正化を図るため、教育施設の施設使用料や活動プログラムに係る料金の見直し等について検討を行うとともに、更なる民間出えん金や寄附金、受託経費など外部資金等の獲得に努める。加えて、大口寄附金の獲得を見据えて積極的な資金運用についても検討が必要である。 【人事に関する計画】（P 8 6 参照） 職員の一人一人の能力を把握し、適材適所となるような人員配置に努めていただきたい。また、人事交流で各教育委員会から来ている職員に対しては、体験活動の重要性を理解していただき、その後の学校利用が増えるような結果となるよう期待する。
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	平成 27 年 7 月 28 日（火）に監事 2 名よりヒアリングを行ったが、特に記載が必要な事項はなし。
その他特記事項	特になし

※ 1 S：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。A：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

※ 2 平成 25 年度評価までは、文部科学省独立行政法人評価委員会において総合評定を付しておらず、項目別評価の大項目について段階別評定を行っていたため、この評定を過年度の評定として参考に記載することとする。

様式 1－1－3 中期目標管理法 人 中期目標期間評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）		年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考		中期計画（中期目標）		年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考	
		2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	見込 評価	期間 実績 評価						2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	見込 評価	期間 実績 評価			
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項												Ⅵ．上記以外の重要な財産の処分等に関する計画											
	1－1 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進	S	A	A	A		B		1－1				6 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画	－	－	－	－		－		6		
	1－2 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	A	A	A	B		B		1－2														
	1－3 青少年教育に関する関係機関・団体との連携促進	A	A	A	B		B		1－3														
	1－4 青少年教育に関する調査及び研究	A	A	A	B		B		1－4														
	1－5 青少年教育団体が行う活動に対する助成	A	A	A	A		B		1－5														
	1－6 共通的事項	A	A	A	B		B		1－6														
	項目評価	A	A	A	B		B		－														
Ⅱ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置												Ⅶ．剰余金の使途											
	2－1 業務の効率化	A	A	A	B		B		2－1				7 剰余金の使途	A	A	A	B		B		7		
	2－2 効果的・効率的な組織の運営	A	A	A	B		B		2－2														
	項目評価	A	A	A	B		B		－														
Ⅲ．予算、収支計画及び資金計画												Ⅷ．その他主務省令で定める業務運営に関する事項											
	3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	A	A	A	A		A		3				8－1 施設・設備に関する事項	A	A	A	B		B		8－1		
Ⅳ．短期借入金の限度額														8－2 人事に関する計画	A	A	A	B		B		8－2	
	4 短期借入金の限度額	－	A	－	－		B		4				8－3 中期目標期間を超える債務負担	A	－	－	－		B		8－3		
Ⅴ．不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画														8－4 積立金の使途	A	A	A	B		B		8－4	
	5 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	－	A	A	B		B		5				項目評価	A	A	A	B		B		－		

※平成25年度評価までの評価は、「文部科学省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針」（平成14年3月22日文部科学省独立行政法人評価委員会）に基づく。

また、平成26年度以降の評価は、「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」（平成27年6月文部科学大臣決定）に基づく。詳細は下記の通り。

平成25年度評価までの評価	平成26年度評価以降の評価
S：特に優れた実績を上げている。（法人横断的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評価を付す。） A：中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調に、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。（当該年度に実施すべき中期計画の達成度が100%以上） B：中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。（当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%以上100%未満） C：中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。（当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%未満） F：評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。（客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評価を付す。）	S：中期目標管理法の活動により、中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期目標値の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。 A：中期目標管理法の活動により、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期目標値の120%以上とする。）。 B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期目標値の100%以上120%未満）。 C：中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期目標値の80%以上100%未満）。 D：中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－1	青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立青少年教育振興機構法 第三条	業務に関連する政策・施策	政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2－3 青少年の健全育成	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 2 7 年度） 2－3 行政事業レビューシート番号 0 0 7 1、0 0 7 2

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
参加者評価満足度	計画値	通年で90%以上	—	90%	90%	90%	90%	90%			決算額（百万円）	621	611	716	710
	実績値	—	98.4%	98.4%	98.6%	98.9%	99.1%				従事人員数（人）	241	239	251	250
	達成度	—	—	109.3%	109.6%	109.9%	110.1%								

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	1. 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進 青少年の体験活動等を活用した我が国の青少年教育のナショナルセンターが行うにふさわしい教育事業を通じ、青少年の課題や困難を有する青少年の問題等への対応を総合的に図るため、以下のような事業について、機構が自ら企画して取り組むとともに、毎年度平均90%以上の事業の参加者からプラスの評価を得られるよう、その質の向上を図る。	1. 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進 青少年教育のナショナルセンターとして、機構が企画して実施する教育事業として、青少年及び青少年教育指導者等を対象に、以下のような事業を積極的に実施するとともに毎年度平均90%以上の参加者からプラスの評価を得られるよう事業の質の向上を図る。	＜主な定量的指標＞ 【教育事業】 ・90%以上の参加者からプラスの評価が得られているか。 ＜その他の指標＞ 【教育事業】 教育事業の実施状況 ・青少年教育におけるニーズや現状等を考慮し、青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図るための事業が的確に企画・実施されているか。 ・モデル的なプログラムが開発され、そのプログラムが公立施設等で活用されているか。 国際交流事業の実施状況 ・事業が的確に実施され、十分な成果が得られているか。 指導者養成・研修事業の実施状況 ・事業が的確に実施され、十分な成果が得られているか。 ・受講者のニーズを踏まえた取組を行っているか。 ・修了後の受講者の活動状況において業務の成果・効果が出ているか。 ・受益者負担の妥当性・合理性はあるか。	＜実績報告書等参照箇所＞ 第2期中期目標期間（平成23～27年度）見込実績自己評価書 P2-1～2-18（第2章1 1～6）	＜自己評価書参照箇所＞ 第2期中期目標期間（平成23～27年度）見込実績自己評価書 P2-18～2-19（第2章17）	評価 B	評価	＜評定に至った理由＞ 中期目標に定める目標値（毎年度平均90%以上の参加者からのプラス評価）を毎年度大きく上回っており、事業の内容、プログラムの運営において、利用者に対して十分に満足させることが実施できている。 また、平成23年7月から実施している、被災地の子供たちを対象とした、リフレッシュキャンプを平成26年度も実施していることや、国の喫緊の政策課題とされた子供の貧困対策に関する取組として、経済的に困難な状況にある子供の自立に資する事業を企画・実施など積極的に対応するなど、政府の政策実現に寄与している。 しかしながら、モデル的プログラムについては、公立青少年教育施設等における活用件数や施設数に増加傾向があることは見受けられるが、低調な状態で推移している状況にあると言える。 これらのことから、当該項目は総合的に勘案し、中期目標における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とした。 ＜今後の課題＞ 公立青少年教育施設等へのモデル的プログラムの普及のためには、具体的なニーズや課題の把握のほか、共催事業の実施や職員の
				＜主要な業務実績＞ 1 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進（表2-1参照） 機構においては、青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図ることを目的として、「体験活動を通じた青少年の自立」をテーマに、機構の主催事業として①青少年教育に関するモデル的プログラム開発事業、②国際交流事業、③青少年教育指導者等の養成・研修事業、④青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に関する事業を行うとともに、⑤東日本大震災に対応する事業を実施した。 主催事業は、「青少年の現状と課題、そして機構が果たすべき役割」（平成20年9月2日）及び「機構活性化プラン」（平成22年1月12日）の具現化、さらに「体験の風をおこそう」運動の一層の推進を図るため、表2-1のとおり事業項目を設定し、平成23～26年度は2,189事業（平均547事業）を実施し、657,956人（平均164,460人）が参加した。企画段階から関係機関・団体と連携し、地域のニーズや課題を踏まえながら取り組んだことにより、参加者は増加傾向にあり、より多くの青少年に体験活動を提供することができた。また、平成23～26年度においては、特に東日本大震災という国家規模の緊急事態に対応するため、災害発生時の被災者の受入を行ったほか、被災地の子供の心身の健康の回復・増進を図ること等を目的とした教育事業を実施した。 さらにこれらに加えて、喫緊の政策課題である子供の貧困対策に対応するため、平成26年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえて、「青少年の自立する力 応援プロジェクト」を立ち上げ、平成26年度から、①児童養護施設に在籍する子供等を対象とした教育事業、②経済的に困難な状況にある子供の体験活動に参加する負担の軽減、③児童養護施設等を退所後、高等教育機関に進学した学生の経済的負担の軽減の3つの取組を始めた。 なお、中期計画に掲げている「毎年度平均90%以上の参加者からプラスの評価を得る」という目標については、平成23年度から毎年98%を上回っており、中期目標期間中全ての年度において達成する見込みである。	＜評定と根拠＞ 評価：A 教育事業については、我が国の青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たしていくため、国の政策の課題や青少年施策等に関するモデル的プログラムの開発、国際交流事業、指導者養成及び資質の向上について積極的に事業を展開した。 特に、モデル的プログラムの開発については、公立施設での活用が大きく増加している。 また、東日本大震災への対応として、青少年教育のナショナルセンターとして、被災した子供の心身の健康の回復に資する事業を積極的に実施した取組は多くのメディアで取り上げられ、今後起こりうる各種の災害時において参考となる取組を示すことができた。 さらに、子供の貧困については、閣議決定踏まえ、当該課題に早急に対応すべく新たに「青少年の自立する力 応援プロジェクト」を立ち上げ、経済的に困難な状況にある子供の自立に資する「生活・自立支援キャンプ」を			＜今後の課題＞ ＜その他事項＞

表2-1 教育事業実施状況

項目及び区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	総数（平均）
1. 青少年教育に関するモデル的プログラム開発事業	件数	99	114	86	72	371（93）
	参加者数（人）	8,557	8,731	7,186	6,080	30,554（7,639）
	延参加者数（人）	34,058	16,906	20,789	17,365	89,118（22,280）
	満足度（％）	97.3	98.0	98.8	98.4	98.1
2. 国際交流事業	件数	23	25	29	31	108（27）
	参加者数（人）	2,268	1,614	1,920	1,821	7,623（1,906）
	延参加者数（人）	15,421	8,977	11,025	11,000	46,423（11,606）
	満足度（％）	99.2	99.5	98.5	99.8	99.2
3. 青少年教育指導者等の養成・研修事業	件数	133	138	114	118	503（126）
	参加者数（人）	7,334	6,950	5,645	5,641	25,570（6,393）
	延参加者数（人）	22,852	12,371	12,926	12,462	60,611（15,153）
	満足度（％）	99.3	98.9	98.9	99.5	99.1
4. 青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に関する事業	件数	298	262	282	326	1,168（292）
	参加者数（人）	123,101	152,945	148,805	162,650	586,501（146,875）
	延参加者数（人）	177,565	180,776	179,685	209,887	747,913（186,978）
	満足度（％）	98.0	98.4	98.7	99.0	98.5

			普及啓発事業の実施状況 ・事業が的確に実施され、十分な成果が得られているか。	<table><tr><td rowspan="4">5. 東日本大震災対応事業</td><td>件数</td><td>—</td><td>13</td><td>17</td><td>9</td><td>39 (13)</td></tr><tr><td>参加者数(人)</td><td>—</td><td>2,924</td><td>3,220</td><td>564</td><td>6,708 (2,236)</td></tr><tr><td>延参加者数 (人)</td><td>—</td><td>6,714</td><td>8,034</td><td>2,537</td><td>17,285 (5,762)</td></tr><tr><td>満足度 (%)</td><td>—</td><td>99.4</td><td>99.4</td><td>98.7</td><td>99.2</td></tr><tr><td rowspan="4">合 計</td><td>件数</td><td>553</td><td>552</td><td>528</td><td>556</td><td>2,189 (547)</td></tr><tr><td>参加者数(人)</td><td>141,260</td><td>173,164</td><td>166,776</td><td>176,756</td><td>657,956 (164,460)</td></tr><tr><td>延参加者数 (人)</td><td>249,896</td><td>225,744</td><td>232,459</td><td>253,251</td><td>961,350 (240,251)</td></tr><tr><td>満足度 (%)</td><td>98.4</td><td>98.6</td><td>98.9</td><td>99.1</td><td>98.8</td></tr></table> (注1) 延参加者数の合計欄の数値は、出前事業や研修支援利用のための事前・事後訪問指導等を除く。 (注2) 参加者の満足度については、各教育事業の終了時に参加者に対して行ったアンケート調査の結果。事業全体を通しての満足度は、「満足」・「やや満足」・「やや不満」・「不満」の4段階で調査し、本報告書中の「満足度」は、「満足」と「やや満足」の合計値。	5. 東日本大震災対応事業	件数	—	13	17	9	39 (13)	参加者数(人)	—	2,924	3,220	564	6,708 (2,236)	延参加者数 (人)	—	6,714	8,034	2,537	17,285 (5,762)	満足度 (%)	—	99.4	99.4	98.7	99.2	合 計	件数	553	552	528	556	2,189 (547)	参加者数(人)	141,260	173,164	166,776	176,756	657,956 (164,460)	延参加者数 (人)	249,896	225,744	232,459	253,251	961,350 (240,251)	満足度 (%)	98.4	98.6	98.9	99.1	98.8	企画・実施するなど、積極的に対応したことなどから、A評価とした。	派遣などの取組が重要である。																																					
5. 東日本大震災対応事業	件数	—	13	17		9	39 (13)																																																																																						
	参加者数(人)	—	2,924	3,220		564	6,708 (2,236)																																																																																						
	延参加者数 (人)	—	6,714	8,034		2,537	17,285 (5,762)																																																																																						
	満足度 (%)	—	99.4	99.4	98.7	99.2																																																																																							
合 計	件数	553	552	528	556	2,189 (547)																																																																																							
	参加者数(人)	141,260	173,164	166,776	176,756	657,956 (164,460)																																																																																							
	延参加者数 (人)	249,896	225,744	232,459	253,251	961,350 (240,251)																																																																																							
	満足度 (%)	98.4	98.6	98.9	99.1	98.8																																																																																							
			東日本大震災関連事業の実施状況 ・事業が的確に実施されているか。																																																																																										
	(1) 青少年教育に関するモデル的プログラムの開発	(1) 青少年教育に関するモデル的プログラムの開発		1. 青少年教育に関するモデル的プログラムの開発 青少年教育に関するモデル的なプログラム開発を目的として、①豊かな人間性を育むための様々な体験活動に関する事業、②不登校、引きこもりや児童養護施設の子供等、困難を有する青少年を支援する事業、及び③その他、青少年の課題や国の政策課題に対応した青少年の体験活動に関する事業を、企画、実施した。 平成23～26年度に実施した青少年教育に関するモデル的なプログラム開発事業は、年度平均で93事業実施され、7,639人が参加した。 また、平成23～26年度において、計499件の機構が開発したプログラムや活動プログラム等が、公立施設等で活用・実施されている。なお、活動プログラムの開発にあたっては、公立施設等における活用や普及を目的として、事業の企画段階から公立施設や関係機関等と連携して具体的なニーズや課題を明確にして取り組んだ。																																																																																									
	「子ども・若者ビジョン」(平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定)において示された青少年の課題や困難を有する青少年の問題等の国の政策課題に対応した先導的・モデル的な体験活動事業を実施し、公立の青少年教育施設等において活用できるモデル的なプログラムを開発する。その際、公立の青少年教育施設等における各種事業の普及状況等を踏まえ、事業を厳選・特化する。	青少年を対象として、「子ども・若者ビジョン」(平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定)において示された青少年の課題や困難を有する青少年の問題等の国の政策課題に対応した以下のような先導的・モデル的事业を実施する。その際、公立の青少年教育施設等における各種事業の普及状況等を踏まえ、対象者や実施施設も含めて、事業を厳選・特化する。 ・青少年の意欲や社会性、規範意識など、豊かな人間性を育むための自然体験活動等のプログラム開発 ・児童養護施設に入所する子どもや不登校・引きこもりなど、困難を有する青		【参考】表2-20 公立施設等での活用状況(2-46頁参照) <table><tr><th>成</th><th>果</th><th>平成23年度</th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th><th>合計</th></tr><tr><td rowspan="2">ア 教育施設で開発したプログラムが、公立施設等で活用・実施された</td><td>教育施設数</td><td>11</td><td>9</td><td>7</td><td>9</td><td>36</td></tr><tr><td>件数(件)</td><td>30</td><td>24</td><td>13</td><td>23</td><td>90</td></tr><tr><td rowspan="2">イ 教育施設で開発した活動プログラムが、公立施設等で活用・実施された</td><td>教育施設数</td><td>4</td><td>3</td><td>6</td><td>6</td><td>19</td></tr><tr><td>件数(件)</td><td>5</td><td>4</td><td>38</td><td>56</td><td>103</td></tr><tr><td rowspan="2">ウ 教育施設で開発した教材・教具が、公立施設等で活用・実施された</td><td>教育施設数</td><td>3</td><td>6</td><td>7</td><td>6</td><td>22</td></tr><tr><td>件数(件)</td><td>6</td><td>17</td><td>8</td><td>18</td><td>49</td></tr><tr><td rowspan="2">エ 教育施設で開発した運営方法が、公立施設等で活用・実施された</td><td>教育施設数</td><td>4</td><td>4</td><td>7</td><td>2</td><td>17</td></tr><tr><td>件数(件)</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>3</td><td>24</td></tr><tr><td rowspan="2">オ その他</td><td>教育施設数</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>5</td><td>11</td></tr><tr><td>件数(件)</td><td>7</td><td>5</td><td>2</td><td>9</td><td>23</td></tr><tr><td rowspan="2">合 計</td><td>教育施設数</td><td>24</td><td>24</td><td>29</td><td>28</td><td>105</td></tr><tr><td>件数(件)</td><td>55</td><td>57</td><td>68</td><td>109</td><td>499</td></tr></table> (注)「活動プログラム」とは、登山やオリエンテーリング等の一つ一つの活動内容を指し、これらを組み合わせた一連のものを「プログラム」という。 (1) 豊かな人間性を育むための様々な体験活動に関する事業 機構においては、青年期までの各年齢期に必要とされる様々な体験活動の機会を提供し、健康な身体、感性豊かな心、様々な課題にチャレンジする意欲と能力を身につけることを支援している。 【取組事例①】「トライアドベンチャーズキャンプ in 大雪」 大雪においては、中学生、高校生合計18人を対象に、手つかずの原生林でのベースキャンプづくりに始まり、2泊3日の縦走登山や、登った山から流れている川をさかのぼるスプラッシュハイクなど、国立公園を舞台に、生活体験とチャレンジ体験を融合させた事業である「トライアドベンチャーズキャンプ in 大雪」を平成23年度から25年度まで実施した。この事業は、北海道の豊かで厳しい大自然の中で、「山」「水」「心」の3つのアドベンチャーに挑戦することで、「おおらかな心」と「たくましさ」を兼ね備えた、次代を担うリーダーを育成することを目的としている。	成	果	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計	ア 教育施設で開発したプログラムが、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	11	9	7	9	36	件数(件)	30	24	13	23	90	イ 教育施設で開発した活動プログラムが、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	4	3	6	6	19	件数(件)	5	4	38	56	103	ウ 教育施設で開発した教材・教具が、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	3	6	7	6	22	件数(件)	6	17	8	18	49	エ 教育施設で開発した運営方法が、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	4	4	7	2	17	件数(件)	7	7	7	3	24	オ その他	教育施設数	2	2	2	5	11	件数(件)	7	5	2	9	23	合 計	教育施設数	24	24	29	28	105	件数(件)	55	57	68	109	499				
成	果	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計																																																																																							
ア 教育施設で開発したプログラムが、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	11	9	7	9	36																																																																																							
	件数(件)	30	24	13	23	90																																																																																							
イ 教育施設で開発した活動プログラムが、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	4	3	6	6	19																																																																																							
	件数(件)	5	4	38	56	103																																																																																							
ウ 教育施設で開発した教材・教具が、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	3	6	7	6	22																																																																																							
	件数(件)	6	17	8	18	49																																																																																							
エ 教育施設で開発した運営方法が、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	4	4	7	2	17																																																																																							
	件数(件)	7	7	7	3	24																																																																																							
オ その他	教育施設数	2	2	2	5	11																																																																																							
	件数(件)	7	5	2	9	23																																																																																							
合 計	教育施設数	24	24	29	28	105																																																																																							
	件数(件)	55	57	68	109	499																																																																																							

		少年への支援を行う事業 ・その他、環境教育やボランティア活動の推進に関する事業など、国の政策課題に対応した青少年の体験活動事業	実施にあたっては、国立公園内での活動や、国有林の整備・活用のため、上川中部森林管理署と「遊々の森」制度の協定を締結した。 参加者の、様々な課題にチャレンジする意欲は、先人や身近な先輩（メンター）に対する「あこがれ」によって高められると仮説をたて、グルーピングや、ボランティアスタッフの配置、職員やガイドの振る舞い等を意識した運営をしたところ、活動内容により異なって現れるリーダーの技術やセンスに触発され、自身にとって困難な活動にも意欲的に取り組む場面が数多く見られた。 【取組事例②】「YES, I CAN IN 信濃川」 妙高が実施した「YES, I CAN IN 信濃川」（平成 24～26 年度）は、信濃川をステージとした 12 泊 13 日の、不登校・いじめ等課題を抱える子供たちと一般募集の子供たちとのキャンプであり、計画の段階から実施まで、新潟県教育委員会、長岡市教育委員会をはじめ、関係機関と連携し、多くの民間団体や企業の協賛を得て実施した。 上越教育大学の協力のもと、当施設で開発したアンケート調査「リーダーシップの 5 つの力」を活用し、参加者の実行力の向上を測定し、結果、意欲や規範意識をはじめ、すべての項目で力の向上がみられた。 なお、平成 27 年度からは、3 年間の事業成果を踏まえ、引き続き効果的な支援のあり方や評価のあり方等を開発する予定である。 （2）不登校、児童養護施設の子供等、困難を有する青少年を支援する事業 楽しみながら様々な世界の入り口を見せることができる体験活動は、青少年が抱える様々な問題の解決の一つのアプローチとして有効とされている。機構においては、個々の子供の状況や発達段階を慎重に見極め、体験活動を中心とした教育の機会を提供している。 【取組事例】「そにっとキャンプ」 曾爾においては、平成 13 年度に開始した「みんなでリフレッシュ！」の経験と成果を踏まえ、平成 18 年度から注意欠陥・多動性障害（ADHD）又は学習障害（LD）の児童とその家族を対象とし、自然体験活動、宿泊体験を通して子供の社会性や自己肯定感を養うことや、保護者が子供への適切な支援の在り方を学ぶことを目的とした「そにっとキャンプ」へ発展させた。本事業では、教育効果の高い事業内容を検討し、教育効果の検証をするため、奈良県立教育研究所、名張市教育委員会及び名張市子ども発達支援センター等有識者による「そにっとキャンプ実行委員会」を設置している。 なお、五条市子どもサポートセンター、小学校及び病院関係者等から本事業に多くの見学者が訪れ、本事業の教育効果への期待が伺われる。 （3）その他、青少年の課題や国の政策課題に対応した青少年の体験活動に関する事業 環境教育、ボランティア活用の推進、幼児教育、防災教育、子育て支援等が青少年の課題や国の政策課題としてあげられている。 【取組事例】「幼小いっしょに！のとまり会」 中央教育審議会答申「今後の青少年の体験活動の推進について」（平成 25 年 1 月 21 日）において、幼児期における、家族や地域、自然の中での豊富な刺激・体験が重要であると指摘されていることや子供の体験活動においては、幼小の連続性に留意することが望まれていることから、能登においては、平成 22 年度から 26 年度にかけて「幼小いっしょに！のとまり会」を実施した。 本事業を通じて、年長児にとっては、普段と違う仲間の中で過ごすことで、頑張りや我慢する機会となり、小学 1・2 年生にとっては、お兄さん、お姉さんという自覚を持たせ、成長への一歩を踏み出す機会となった。また、保護者にとっては、子育てについて学んだり、保護者同士が情報交換を行ったことにより、自然体験活動の重要性を感じる機会となり、保護者自身の成長についての感想も多く寄せられた。	難な状況にある子供が規則正しい生活習慣や自立する力を身につけることができるよう「生活・自立支援キャンプ」の実施など、国の重要な政策課題に関する取組を新たに実施した。 なお、東日本大震災対応事業として実施した「リフレッシュ・キャンプ」については、平成 24 年度から 26 年度までで、6,708 人が参加し、3 年間の平均満足度が 99.2%となり、中期計画において毎年度平均 90%以上の参加者からプラス評価を得るという目標も達成した。 【青少年の国際交流の推進】 青少年の国際交流について、平成 23 年度から 26 年度までの参加者の満足度の平均は、99.2%となり、中期計画において毎年度平均 90%以上の参加者からプラス評価を得るという目標を達成した。 また、平成 23 年度から 26 年度までの参加者数、満足度について、前中期目標期間中のうち平成 18 年度から 21 年度における「国際交流・異文化理解事業」における実績と比べると、参加者数は約 2,100 人、満足度は 0.5 ポイント増加している。 さらに、アジア青少年交流においては、海外機関と交流協定を締結、その他交流事業については、当該事業における過去の参加者が、平成 26 年度事業の企画運営に携わるなど、国際交流の効果的	
	（2）青少年の国際交流の推進 青少年及び青少年教育関係	（2）青少年の国際交流の推進 国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年	2. 青少年の国際交流の推進（表 2-2 参照） 機構においては、青少年及び青少年教育関係者の国際交流を推進するとともに、国内外の青少年の異文化理解を増進させるため、国際交流事業を実施している。また、この事業の中で、青少年の国際理解や国際的視野の醸成を図り、青少年のボランティアなどの社会参加を促し、青少年のリーダーを養成することを目的とした取組を行っている。		

	者との国際交流を推進するとともに、国内外の青少年の異文化理解を増進させる。	に対する異文化理解の増進を図るため、以下のような事業を実施する。 ・青少年及び青少年教育関係者の相互交流等を行う事業 ・青少年の異文化理解を促進する体験型の交流事業	表 2-2 国際交流事業の実施状況 <table><tr><th colspan="2">項目及び区分</th><th>平成 23 年度</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>総数</th></tr><tr><td rowspan="3">1. 日独の青年及び青少年指導者の交流事業</td><td>交流国数</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>4</td></tr><tr><td>事業数</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>32</td></tr><tr><td>参加者数（人）</td><td>102</td><td>114</td><td>115</td><td>116</td><td>447</td></tr><tr><td rowspan="3">2. アジアの青少年交流事業</td><td>交流国数</td><td>11</td><td>10</td><td>12</td><td>11</td><td>44</td></tr><tr><td>事業数</td><td>9</td><td>11</td><td>13</td><td>13</td><td>46</td></tr><tr><td>参加者数（人）</td><td>378</td><td>423</td><td>390</td><td>344</td><td>1,535</td></tr><tr><td rowspan="3">3. その他の交流事業</td><td>交流国数</td><td>3</td><td>15</td><td>3</td><td>11</td><td>32</td></tr><tr><td>事業数</td><td>6</td><td>6</td><td>8</td><td>10</td><td>30</td></tr><tr><td>参加者数（人）</td><td>1,788</td><td>1,077</td><td>1,415</td><td>1,361</td><td>5,641</td></tr><tr><td rowspan="3">合 計</td><td>交流国数</td><td>15</td><td>21</td><td>16</td><td>21</td><td>73</td></tr><tr><td>事業数</td><td>23</td><td>25</td><td>29</td><td>31</td><td>108</td></tr><tr><td>参加者数（人）</td><td>2,268</td><td>1,614</td><td>1,920</td><td>1,821</td><td>7,623</td></tr></table> (注) 交流国数の合計欄の数値は、項目間で重複する国を除いているため、各項目の合計数とは一致しない場合がある (1) 日独の青年及び青少年指導者の交流事業 本事業は、日独両国間の理解と親善を深め、青少年交流の発展を図ることを目的として、両国において関係機関・団体等での実地研修、意見交換を行う相互交流事業であり、文部科学省の委託を受けて、当機構が実施している。 平成 23～26 年度は、青年を対象とした「日独勤労青年交流事業」や「日独学生青年リーダー交流事業」及び青少年指導者を対象とした「日独青少年指導者セミナー」を実施している。また、研修プログラムの充実を図るために、過去の交流事業参加者が、事業の事前研修やドイツ団と日本団との合宿セミナーへの参画、帰国後の取組事例として成果を発表するなど、継続的な交流の機会や活動機会を設けている。 (2) アジアの青少年交流事業 機構は、アジアにおける青少年教育の拠点を目指し、国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年交流事業を実施している。 平成 23～26 年度は、日本、中国、韓国の小学生を対象にした「日中韓子ども童話交流」、日韓の高校生を対象にした「日韓高校生交流」、東南アジア各国の中学生を対象にした「アセアン加盟国中学生招聘交流事業」、タイやマレーシアの高校生を対象にした「タイ王国高校生招聘交流事業」、「ジャパン・マレーシア交流プロジェクト」、南アジアのスリランカの高校生を対象にした「アジアの架け橋 沖縄スリランカプロジェクト」を実施している。 また、韓国国立青少年活動振興院とは、平成 24 年に交流協定を結び、両国の青少年指導者交流や大学生交流等を実施している。（2-28 頁参照） (3) その他の交流事業 上記以外にも、ミクロネシア地域との交流や異文化交流を行うことを目的とした交流事業など多くの国々の青少年を対象とした事業を実施している。例えば、平成 22 年度から開始した「世界の仲間とゆく年くる年」では、日本に滞在する留学生等約 30 の国と地域から 300 人程度の参加者を集めており、平成 26 年度からは、過去の参加者が中心となって企画運営に取り組んでいる。	項目及び区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	総数	1. 日独の青年及び青少年指導者の交流事業	交流国数	1	1	1	1	4	事業数	8	8	8	8	32	参加者数（人）	102	114	115	116	447	2. アジアの青少年交流事業	交流国数	11	10	12	11	44	事業数	9	11	13	13	46	参加者数（人）	378	423	390	344	1,535	3. その他の交流事業	交流国数	3	15	3	11	32	事業数	6	6	8	10	30	参加者数（人）	1,788	1,077	1,415	1,361	5,641	合 計	交流国数	15	21	16	21	73	事業数	23	25	29	31	108	参加者数（人）	2,268	1,614	1,920	1,821	7,623	な実施に係る取組が行われるなど深化が見られた。 【青少年教育指導者等の養成及び資質の向上】 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上に関する事業について、平成 23 年度から 26 年度までの参加者の満足度の平均は、99.1%となり、中期計画において毎年度平均 90%以上の参加者からプラス評価を得るという目標を達成した。 また、平成 23 年度から 26 年度までの参加者数、満足度について、前中期目標期間中のうち平成 18 年度から 21 年度における「青少年教育指導者等の研修事業」における実績と比べると、参加者数は約 12,000 人、満足度は 0.7 ポイント増加している。 さらに、文部科学省の委託事業で得た成果等を活用し、平成 25 年度に官民協働で体験活動に関する新たな指導者認定制度を創設するとともに、自然体験活動上級指導者（インストラクター）養成事業を試行的に実施するなど、新たな取組を実施した。		
項目及び区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	総数																																																																																			
1. 日独の青年及び青少年指導者の交流事業	交流国数	1	1	1	1	4																																																																																			
	事業数	8	8	8	8	32																																																																																			
	参加者数（人）	102	114	115	116	447																																																																																			
2. アジアの青少年交流事業	交流国数	11	10	12	11	44																																																																																			
	事業数	9	11	13	13	46																																																																																			
	参加者数（人）	378	423	390	344	1,535																																																																																			
3. その他の交流事業	交流国数	3	15	3	11	32																																																																																			
	事業数	6	6	8	10	30																																																																																			
	参加者数（人）	1,788	1,077	1,415	1,361	5,641																																																																																			
合 計	交流国数	15	21	16	21	73																																																																																			
	事業数	23	25	29	31	108																																																																																			
	参加者数（人）	2,268	1,614	1,920	1,821	7,623																																																																																			
(3) 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上 青少年教育団体等で中核となる青少年教育指導者その他の青少年教育関係者（以	(3) 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上 公立の青少年教育施設や学校等の教職員、青少年教育団体等で中核となる青少年教育指導者等	3. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上（表 2-3 参照） 安心安全な青少年の体験活動の充実のため、青少年の体験活動に関わる自然体験活動指導者養成事業（NEAL）及び青少年の体験活動に関わっている指導者等の研修事業、教員を対象とした研修事業（教員免許状更新講習を含む）並びにボランティアの養成・研修事業などを実施した。 体験活動の指導力の向上やボランティア等の資質能力の向上、安心・安全な体験活動の実施など青少年教育指導者等が求めるニーズを踏まえながら事業を企画立案するとともに、事業後のアンケート結果を踏まえ、事業の改善にも取り組んでいる。 平成 23～26 年度に実施した青少年教育指導者等の養成・研修事業の事業は 503 事業（平均 126 事業）であり、25,570 人（平均 6,393 人）が参加した。 表 2-3 青少年教育指導者等の養成・研修事業の実施状況	【青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発】 青少年に対する体験活動等の重要性を広く社会に発信するために、毎年月に実施している「体験の風をおこそう」運動に関連した																																																																																						

下「青少年教育指導者等」という。)の研修事業を実施し、その資質を向上させる。また、新たな青少年教育指導者等を養成する。

の養成事業や研修事業を実施する。また、関係機関・団体等と連携し、全国共通の指導者養成カリキュラムを開発するなど、体系的な指導者養成・活用システムを構築する。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	総数 (平均)
件数	133	138	114	118	503 (126)
参加者数 (人)	7, 334	6, 950	5, 645	5, 641	25, 570 (6, 393)
延参加者数 (人)	22, 852	12, 371	12, 926	12, 462	60, 611 (15, 153)
満足度 (%)	99. 3	98. 9	98. 9	99. 5	99. 1

(1) 青少年の体験活動に関わる指導者等の養成及び研修事業

① 青少年の体験活動に関わる指導者等の養成事業 (NEAL)

平成 20 年度から 24 年度まで文部科学省の委託事業として実施してきた自然体験活動指導者養成事業を発展させ、官民協働で体験活動に関する新たな指導者認定制度を平成 25 年 2 月に創設し、体験活動に関する正しい知識と経験を有する指導者の養成を開始した。

指導者の種類は、専門的な知識や経験の程度により自然体験活動指導者 (リーダー)、自然体験活動上級指導者 (インストラクター) 及び自然体験活動統括指導者 (コーディネーター) の 3 資格があり、「青少年教育における体験活動」など、全 8 科目の養成カリキュラムを段階的に修了する必要がある。

平成 25 年度にリーダーの養成事業を試行実施し、平成 26 年度からはインストラクター養成事業を試行実施しており、各試行事業を踏まえ、カリキュラム内容や時間数等を見直し、順次本格実施している。平成 27 年度からはコーディネーター養成事業について試行実施することとしている。

② 青少年の体験活動に関わっている指導者等の研修事業

青少年の体験活動に関わっている指導者等を対象に、体験活動安全管理研修 (山編、水辺編) を平成 21 年度から実施している。プログラム内容は、事故事例の研究、事故の法的責任、体験活動における指導と安全管理の実際などとともに、子供達の体験活動を直接指導する指導者等のニーズも取り入れている。平成 26 年度事業終了約 6 か月後に実施した追跡調査の結果、9 割程度の参加者が、会議や研修会等を利用して伝達講習を実施するとともに、安全マニュアル及び活動プログラム集の見直し、装備・備品の再点検をするなど、講習で得たことを所属している施設又は団体で活かしていることが分かった。

(2) 教員を対象とした研修事業 (教員免許状更新講習を含む) (表 2-4 参照)

現行の学習指導要領においては、小学校では自然体験活動や集団宿泊活動、中学校では職場体験活動、高等学校では社会奉仕体験活動や就業体験活動の体験活動の必要性が明記されていることを踏まえ、その効果的、効率的な実施に向けて機構では、大学や教育委員会等と連携し、教員免許状更新講習の選択領域 18 時間の「教科指導、生徒指導その他教育の充実に係る事項」として、体験活動の意義、体験活動と学習指導要領の関わり及び体験活動の実際と安全管理などの講習内容を宿泊型で実施している。

平成 23~26 年度においては、計 147 講座を開設し、計 4, 640 人が受講、修了した。参加した教員は、学習指導要領における体験活動の位置づけを理解するとともに、自ら体験活動を行うことで安全に配慮した指導法や指導技術を身に付け、体験活動の意義や効果について学んだ。

表 2-4 教員を対象とした研修事業実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
事業数	34	35	33	41	143
参加者数	1, 779	1, 450	1, 807	1, 358	6, 394

(3) ボランティアの養成・研修事業 (表 2-5・表 2-6 参照)

青少年教育におけるボランティア活動を一層推進するため、ボランティア養成研修を全教育施設で実施し、平成 23 年度から 26 年度の 4 年間で、8, 138 人のボランティアを養成した。また、教育施設においては、教育事業と研修支援の場において活動の機会を提供し、4 年間で延べ 21, 087 人が活動した。さらに、ボランティア自身が事業を企画、運営する機会を提供するなど、今まで培った知識、技術のアウトプットの機会や場の創出、更なるスキルアップに向けた取組も行っている。(2-49 頁参照)

表 2-5 ボランティアの養成状況

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
養成者数	1, 835	2, 051	1, 994	2, 258	8, 138

表 2-6 ボランティアの活動状況

事業の参加者数等について、平成 22 年度 (前中期計画の最終年度) の実績をはるかに上回るとともに、平成 23 年度 (本中期計画期間の初年度) から参加者数が増加しており、本中期計画期間中、体験活動等の重要性が普及され、体験活動の裾野が着実に広がった。

また、平成 25 年度、26 年度においては、体験活動の普及に関し、著名人や民間放送事業者と連携し、効果的な普及活動を進めている。

さらに、読書活動の重要性を普及するため、絵本のスペシャリストを養成する講座を実施するなど新たな取組を実施した。

(参考)「体験の風をおこそう」運動の参加者等

平成 22 年度…参加者数 : 40, 150 人、参加団体数 : 122 団体、関連事業 : 174 事業

平成 23 年度・・・参加者数 : 110, 050 人、参加団体数 : 188 団体、関連事業 : 249 事業

平成 26 年度…参加者数 : 201, 225 人、参加団体数 : 500 団体、関連事業 : 889 事業

<課題と対応>

今後は、各事業について、これまでの実績を踏まえ、また、引き続き国の政策の動向及び社会的なニーズの把握に努めながら、適正な事業内容及び規模となるよう見直しを行い、事業を実施する。

また、青少年の国際交流の推進に当たって

			<table><tr><td>区分</td><td>平成 23 年度</td><td>平成 24 年度</td><td>平成 25 年度</td><td>平成 26 年度</td><td>合計</td></tr><tr><td>活動延人数（教育事業）</td><td>3, 701</td><td>4, 268</td><td>4, 840</td><td>7, 041</td><td>19, 850</td></tr><tr><td>活動延人数（研修支援）</td><td>151</td><td>136</td><td>345</td><td>605</td><td>1, 237</td></tr><tr><td>活動延総人数</td><td>4, 450</td><td>5, 490</td><td>5, 723</td><td>7, 646</td><td>21, 087</td></tr></table> （４）その他 ① 絵本専門士の養成 読書活動の重要性を普及させるため、絵本のスペシャリストの養成を行うことが必要であることから、本部においては、平成 24 年 10 月に有識者による、絵本の専門家（以下「絵本専門士」という。）の養成に関する検討会（後に絵本専門士委員会に改称）を立ち上げ、絵本専門士養成講座（以下「養成講座」という。）開設のために必要なカリキュラムの策定や講師の決定等を行い、平成 26 年度から養成講座を開始した。 養成講座は、知識・技能・感性の 3 分野、30 コマ（50.5 時間）のカリキュラムで構成されており、絵本学者、絵本作家及び編集者等による、絵本の歴史や概論をはじめ、読み聞かせの技術や手法、絵本にこめられた作家の思いなど、多種多様な授業内容となっている。 第 1 期養成講座は、全国から 800 人近い応募者の中から審査の結果、38 人が 5 回（10 日間）の講座を受講し、受講後の審査を経て、平成 27 年度に絵本専門士として認定された。 第 1 期受講者からは、「これだけ広く体系的に絵本の専門知識を学んだことがなかった」など専門的かつ高度な授業展開に好意的な感想が多かった。その一方で、カリキュラム構成と絵本専門士に「望まれる資質・能力」との関連性をより明確に整理する必要があるという課題も指摘されている。 以上の成果と課題を踏まえ、平成 27 年度の第 2 期養成講座については、募集定員を 30 人から 60 人に増やして募集を行い、500 人近い応募者の中から、62 人が受講する予定である。また、平成 26 年 10 月に「絵本専門士養成講座カリキュラムに関するガイドライン作成ワーキンググループ」を立ち上げ、平成 27 年秋頃を目途に指導内容を体系的に整理し、指導指針を作成することとしている。 ② 全国青少年相談研究集会の開催 本部においては、青少年の様々な問題に関する協議等を通じて、それぞれの知見を広げ、団体間の連携協力の促進を図ることを目的に、「全国青少年相談研究集会」を開催しており、青少年教育関係や行政担当者、教員、首長部局相談担当者、警察関係者、法務関係者、社会福祉関係者、民生委員等多様な分野で青少年に関わる実務担当者約 200 人（各回平均）が参加し、研鑽に励んだ。 平成 23～25 年度までは、青少年が抱える課題の中から全体テーマを絞って「子ども・若者の孤独を考える～新たな絆を考えて～」（平成 23 年度）、「青少年を取り巻く『いじめ』の本質を考える」（平成 24 年度）、「青少年の地域における居場所と絆づくり」（平成 25 年度）を設定してきたが、課題が多様化・深刻化している現代社会の背景を踏まえ、1 つの事象に対して多様な分野の専門家や諸機関が連携・協力して課題に取り組む体制づくりに資するため、第 31 回大会である平成 26 年度は、「青少年をとりまく課題に対する様々な機関との連携」を全体テーマとして、「若者の孤独」「ネット依存とひきこもり・不登校」「児童虐待と問題行動」等、基調講演や分科会、シンポジウムなどにおいて、事例研究や研究協議を行った。	区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計	活動延人数（教育事業）	3, 701	4, 268	4, 840	7, 041	19, 850	活動延人数（研修支援）	151	136	345	605	1, 237	活動延総人数	4, 450	5, 490	5, 723	7, 646	21, 087	は、日独青少年指導者セミナーについても参加者の帰国後の取り組みをまとめる予定である。		
区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計																									
活動延人数（教育事業）	3, 701	4, 268	4, 840	7, 041	19, 850																									
活動延人数（研修支援）	151	136	345	605	1, 237																									
活動延総人数	4, 450	5, 490	5, 723	7, 646	21, 087																									
（４）青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発	（４）青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発	青少年の体験活動や読書活動、基本的な生活習慣等の重要性を社会に発信するための事業を実施する。	4. 青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発	平成 23～26 年度に実施した青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発事業は、合計 1,168 事業であり 587,501 人が参加した。																										
青少年の自然体験活動等の体験活動や読書活動等の重要性に関する普及・啓発を図る。			（１）「体験の風をおこそう」運動の取組	「体験の風をおこそう」運動とは、近年、社会が豊かで便利になる中で、子供たちの自然体験、社会体験、生活体験などの体験が減少している状況を踏まえ、子供たちの健やかな成長にとって体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝え、様々な体験の機会や場の拡充など体験活動の推進について社会的機運の醸成を図る運動である。機構においては、平成 22 年から青少年育成に関わる複数の団体と連携して、「体験の風をおこそう運動推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を立ち上げ、同運動の推進に努めている。また、平成 25 年から、各地域においても同運動を推進する組織作りを進めている。																										
			① 機構本部での取組	推進委員会においては、子供たちの体験の機会と場を広く提供するとともに、青少年に対する体験活動の必要性・重要性を広く社会に発信するため、10 月を「体験の風をおこそう推進月間」と定め、「体																										

			験の風をおこそう」運動に賛同して実施する事業を募集している。推進月間関連事業の参加者数は、年々増加傾向にあり、平成 22 年度実績（参加者数 40,150 人、122 団体、174 事業）に対して、平成 26 年度実績（参加者数 201,225 人、500 団体、889 事業）は、参加者数 161,075 人、378 団体、715 事業増加している。 ア.「体験の風をおこそう推進月間」中に各団体等で行われる事業のうち、特に競技性の高い体験活動を種目にして行う事業を「子ども体験遊びリンピック」として実施しており、参加者は、平成 22 年度実績（参加者数 24,330 人、99 団体、107 事業）に対して平成 26 年度実績（参加者数 53,224 人、223 団体、336 事業）は、参加者数 28,894 人、124 団体、229 事業増加しており、増加傾向にある。成績優秀な参加者には、推進委員会委員長松本零士氏（漫画家）のデザインによる金銀銅メダルやイラスト入り賞状を贈呈した。 イ.「体験の風をおこそうフォーラム」を毎年実施し、青少年教育指導者等に対する 普及啓発を行った。 ウ. 民間団体の連携・協力の下、競技性のある体験活動や子供たちが楽しめる様々な体験活動などを提供する「キッズフェスタ」を年 2 回実施し、毎回 2,000 人以上が参加した。加えて、平成 24 年度からは、毎月第 4 土曜日にセンターを会場に家族で様々な体験を楽しむキッズフェスタクラブを実施しており、平成 24 年度は 154 家族 453 名、平成 25 年度は 152 家族 501 人、平成 26 年度は 189 家族 592 人が参加した。平成 23～24 年度には、国公立青少年教育施設、関係機関・団体と連携して、各年度 5～6 教育施設で「青少年体験活動フォーラム」を実施し、青少年教育関係者を対象とした講義や事例研究、実技演習などを通じて青少年教育関係者の情報交換・交流を行った。 エ. 平成 25 年度からは、同運動に賛同する著名人を「体験の風をおこそう」運動応援団として任命している。これまで、9 人を任命しており、普及啓発事業での活用等を通じて、積極的に体験活動に取り組む気運の醸成に努めた。 オ. 平成 26 年度には、当機構が発行している「体験・遊びナビゲーター」に掲載している活動例を広くかつ分かりやすく周知し、活動時の参考としてもらうことを目的に、株式会社フジテレビ KIDS と連携し、BS フジで放送されている「be ポンキッキーズ」の 1 コーナーとして、子供たちと一緒に様々なことにチャレンジする企画として「ガチャピン・ムックの体験ナビ」を、計 22 回（平成 26 年 4～7 月（計 13 回）、平成 27 年 1～3 月（計 9 回））にわたって放送した。 カ. 平成 22 年から毎年「全国青少年書初め大会」を実施し、日本における書の伝統と文化を通して、生涯にわたり書を愛好する心情を育むとともに、全国の青少年の交流を促進しており、毎年 500 人前後の参加があった。 ② 地域での取組（表 2ー7 参照） 平成 25 年度から「地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業」を実施し、各地域において青少年教育に関わる複数の団体が連携して実行委員会を立ち上げ、市町村と協働して体験の重要性を啓発する活動、小学校と連携して地域を清掃する活動などに取り組み、地域一体となった運動を推進することを支援している。 平成 26 年度には、31 の実行委員会が立ち上がり、全国の 28 都道府県（約 6 割）に広がった。 表 2-7 「地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業」の実施による実行委員会一覧 <table><tr><th>都道府県</th><th>実行委員会名</th></tr><tr><td>北海道</td><td>” 足寄から吹かそう！” 地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業実行委員会</td></tr><tr><td>北海道</td><td>イランカラッテを合い言葉に体験の風をおこそう運動実行委員会</td></tr><tr><td>北海道</td><td>きたそらち「体験の風をおこそう」運動推進協議会</td></tr><tr><td>北海道</td><td>北海道「体験の風をおこそう」運動推進協議会</td></tr><tr><td>岩手県</td><td>アウトドアチャレンジ岩手県実行委員会</td></tr><tr><td>岩手県</td><td>みちのく「体験の風をおこそう」運動推進協議会</td></tr><tr><td>宮城県</td><td>栗原市立花山小学校協働教育推進委員会</td></tr></table>	都道府県	実行委員会名	北海道	” 足寄から吹かそう！” 地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業実行委員会	北海道	イランカラッテを合い言葉に体験の風をおこそう運動実行委員会	北海道	きたそらち「体験の風をおこそう」運動推進協議会	北海道	北海道「体験の風をおこそう」運動推進協議会	岩手県	アウトドアチャレンジ岩手県実行委員会	岩手県	みちのく「体験の風をおこそう」運動推進協議会	宮城県	栗原市立花山小学校協働教育推進委員会			
都道府県	実行委員会名																					
北海道	” 足寄から吹かそう！” 地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業実行委員会																					
北海道	イランカラッテを合い言葉に体験の風をおこそう運動実行委員会																					
北海道	きたそらち「体験の風をおこそう」運動推進協議会																					
北海道	北海道「体験の風をおこそう」運動推進協議会																					
岩手県	アウトドアチャレンジ岩手県実行委員会																					
岩手県	みちのく「体験の風をおこそう」運動推進協議会																					
宮城県	栗原市立花山小学校協働教育推進委員会																					

				<table><tr><td>福島県</td><td>「体験の風をおこそう」運動西郷村地域推進協議会</td></tr><tr><td>福島県</td><td>磐梯山麓体験の風推進事業実行委員会</td></tr><tr><td>栃木県</td><td>だいすきましこ！実行委員会</td></tr><tr><td>千葉県</td><td>青少年おもてなしカレッジ実行委員会</td></tr><tr><td>新潟県</td><td>体験の風をおこそう運動「はね馬プロジェクト」推進実行委員会</td></tr><tr><td>富山県</td><td>富山県青少年教育施設協議会「体験の風をおこそう」推進事業実行委員会</td></tr><tr><td>石川県</td><td>親子でつくろう体験の和実行委員会</td></tr><tr><td>長野県</td><td>「信州 体験の風をおこそう」運動推進実行委員会</td></tr><tr><td>岐阜県</td><td>世界遺産白川郷体験プロジェクト委員会</td></tr><tr><td>静岡県</td><td>静岡県「体験の風をおこそう」運動推進実行委員会</td></tr><tr><td>愛知県</td><td>地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動愛知県西尾市実行委員会</td></tr><tr><td>三重県</td><td>みえ四日市「体験の風をおこそう」運動実行委員会</td></tr><tr><td>奈良県</td><td>体験の風をおこそう from うだ実行委員会</td></tr><tr><td>兵庫県</td><td>淡路島から体験の風をおこそう実行委員会</td></tr><tr><td>和歌山県</td><td>白崎青少年の家「体験の風をおこそう」実行委員会</td></tr><tr><td>岡山県</td><td>岡山市立少年自然の家シェアリングネイチャーキャンプ実行委員会</td></tr><tr><td>広島県</td><td>よしわ体験の風実行委員会</td></tr><tr><td>愛媛県</td><td>大洲から「体験の風をおこそう」運動推進事業実行委員会</td></tr><tr><td>福岡県・佐賀県</td><td>福岡県・佐賀県「体験の風をおこそう」運動推進実行委員会</td></tr><tr><td>大分県</td><td>大分県「体験の風をおこそう」運動推進事業実行委員会</td></tr><tr><td>長崎県</td><td>「長崎・地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業」実行委員会</td></tr><tr><td>熊本県</td><td>熊本体験活動ネットワーク事業実行委員会</td></tr><tr><td>鹿児島県・宮崎県</td><td>鹿児島・宮崎「体験の風をおこそう」運動実行委員会</td></tr><tr><td>沖縄県</td><td>沖縄県体験の風をおこそう運動推進協議会</td></tr></table> (2)「早寝早起き朝ごはん」国民運動の取組 機構では、青少年の基本的な生活習慣の確立と定着を図るため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会と協力し、以下の事業を実施してきた。 ① 「早寝早起き朝ごはん」国民運動を積極的かつ効果的に普及し、より多くの国民に認識・実践してもらうため、啓発用資料として、ポスター、チラシ、ガイドブック、データ集、朝ごはんポケットレシビ集を作成・配布するとともに全国協議会ホームページに掲載しダウンロードできるようにした。 また、「早寝早起き朝ごはん」に関する最新の情報や全国各地の取組等を掲載した「早寝早起き朝ごはんニュースレター」を四半期ごとに発行しており、直近では平成 27 年 4 月に第 11 号を発行した。 「早寝早起き朝ごはん」キャラバン隊を編成し、全国各地の学校、地域の行事等へ出向き、PR 活動を行った。平成 23 年度は 11 か所、平成 24 年度は 18 か所、平成 25 年度は 21 か所、平成 26 年度は 12 か所で実施した。 ② 「土曜朝塾支援事業」として、生活習慣が乱れやすくなる土曜日の午前中に小中学生の学習の機会を設け基本的な生活習慣の確立とともに学力の向上を図る事業に対し、支援を行った。平成 23 年度は 9 か所、平成 24 年度は 14 か所、平成 25 年度は 16 か所、平成 26 年度は 19 か所で実施した。 平成 24 年度から 26 年度まで「早寝早起き朝ごはん」都道府県フォーラムに対する支援を行い、平成 24 年度は 8 件、平成 25 年は 4 件、平成 26 年度は 7 件に助成した。 ③ 平成 26 年度は、子供の基本的な生活習慣及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動に関する基礎的な知識や実際に普及啓発を行う手法を身に付けることを目的に、「早寝早起き朝ごはん」ボランティア研修を実施し、社会人・大学生など 20 人が参加した。 また、「早寝早起き朝ごはん」全国フォーラムを毎年開催し、専門家による講演やトークセッション等を通じて、子供の生活リズムの重要性に対する知識や理解を深める機会とした。 なお、「早寝早起き朝ごはん」国民運動は平成 18 年から実施されており、これまでの取組を通じて、以下のような成果が出ている。	福島県	「体験の風をおこそう」運動西郷村地域推進協議会	福島県	磐梯山麓体験の風推進事業実行委員会	栃木県	だいすきましこ！実行委員会	千葉県	青少年おもてなしカレッジ実行委員会	新潟県	体験の風をおこそう運動「はね馬プロジェクト」推進実行委員会	富山県	富山県青少年教育施設協議会「体験の風をおこそう」推進事業実行委員会	石川県	親子でつくろう体験の和実行委員会	長野県	「信州 体験の風をおこそう」運動推進実行委員会	岐阜県	世界遺産白川郷体験プロジェクト委員会	静岡県	静岡県「体験の風をおこそう」運動推進実行委員会	愛知県	地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動愛知県西尾市実行委員会	三重県	みえ四日市「体験の風をおこそう」運動実行委員会	奈良県	体験の風をおこそう from うだ実行委員会	兵庫県	淡路島から体験の風をおこそう実行委員会	和歌山県	白崎青少年の家「体験の風をおこそう」実行委員会	岡山県	岡山市立少年自然の家シェアリングネイチャーキャンプ実行委員会	広島県	よしわ体験の風実行委員会	愛媛県	大洲から「体験の風をおこそう」運動推進事業実行委員会	福岡県・佐賀県	福岡県・佐賀県「体験の風をおこそう」運動推進実行委員会	大分県	大分県「体験の風をおこそう」運動推進事業実行委員会	長崎県	「長崎・地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業」実行委員会	熊本県	熊本体験活動ネットワーク事業実行委員会	鹿児島県・宮崎県	鹿児島・宮崎「体験の風をおこそう」運動実行委員会	沖縄県	沖縄県体験の風をおこそう運動推進協議会			
福島県	「体験の風をおこそう」運動西郷村地域推進協議会																																																						
福島県	磐梯山麓体験の風推進事業実行委員会																																																						
栃木県	だいすきましこ！実行委員会																																																						
千葉県	青少年おもてなしカレッジ実行委員会																																																						
新潟県	体験の風をおこそう運動「はね馬プロジェクト」推進実行委員会																																																						
富山県	富山県青少年教育施設協議会「体験の風をおこそう」推進事業実行委員会																																																						
石川県	親子でつくろう体験の和実行委員会																																																						
長野県	「信州 体験の風をおこそう」運動推進実行委員会																																																						
岐阜県	世界遺産白川郷体験プロジェクト委員会																																																						
静岡県	静岡県「体験の風をおこそう」運動推進実行委員会																																																						
愛知県	地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動愛知県西尾市実行委員会																																																						
三重県	みえ四日市「体験の風をおこそう」運動実行委員会																																																						
奈良県	体験の風をおこそう from うだ実行委員会																																																						
兵庫県	淡路島から体験の風をおこそう実行委員会																																																						
和歌山県	白崎青少年の家「体験の風をおこそう」実行委員会																																																						
岡山県	岡山市立少年自然の家シェアリングネイチャーキャンプ実行委員会																																																						
広島県	よしわ体験の風実行委員会																																																						
愛媛県	大洲から「体験の風をおこそう」運動推進事業実行委員会																																																						
福岡県・佐賀県	福岡県・佐賀県「体験の風をおこそう」運動推進実行委員会																																																						
大分県	大分県「体験の風をおこそう」運動推進事業実行委員会																																																						
長崎県	「長崎・地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業」実行委員会																																																						
熊本県	熊本体験活動ネットワーク事業実行委員会																																																						
鹿児島県・宮崎県	鹿児島・宮崎「体験の風をおこそう」運動実行委員会																																																						
沖縄県	沖縄県体験の風をおこそう運動推進協議会																																																						

			・ 子供の朝食摂取率について、平成 15 年度と平成 26 年度を比べると、朝食を毎日食べる割合は小学 6 年生で 12.7 ポイント（75.4%→88.1%）、中学 3 年生で 14.0 ポイント（69.9%→83.9%）増加した。（出典：文部科学省全国学力・学習状況調査） ・ 夜 10 時以降に寝る幼児の割合について、平成 12 年度と平成 22 年度を比べると、5 歳児で 15 ポイント（40%→25%）減少した。（出典：ベネッセ教育総合研究所 第 3 回子育て生活基本調査報告書（幼児版）） ・ 規則正しい生活をしつけている保護者の割合について、平成 15 年度と平成 20 年度を比べると、15 ポイント（56%→71%）増加した。（出典：（公社）日本小児保健協会 幼児健康度調査報告書） また、自治体や NPO 等においても様々な取組が行われている。たとえば、青森県三戸町の小中学校では、子供の睡眠時間をチェックして学校で指導を行う取組が実施されている。慢性的な睡眠不足が体内時計を狂わせて不登校となるケースもあることから、この取組は不登校を予防する試みとしても注目されている。 （３）少年の主張全国大会 少年の主張全国大会には、毎年度全国の中学生の 15%前後に当たる 50 万人を超える応募がある。都道府県大会等を経て選ばれた 12 人が全国大会にて日頃自らが感じていることを口頭にて発表している。発表後、審査が行われ、優秀発表には内閣総理大臣賞等が受賞される。内閣総理大臣賞を受賞した発表には、「震災を乗り越えて」（平成 23 年度）、「リアルに人とつながるということ」（平成 24 年度）、「忘れないために」（平成 25 年度）、「子は宝～自分の命より大切なもの」（平成 26 年度）と、現代社会が抱えている課題をテーマとした発表が多い。 なお、全国大会では中学生や一般の方々等毎年約 500 人（平均）の来場者があり、秋篠宮妃殿下、眞子内親王殿下及び佳子内親王殿下にご臨席頂いている。 （４）読書活動の推進 絵本の読み聞かせをはじめ、子供の読書活動の大切さを認識し、国を挙げて読書に関する活動を推進するため、平成 12 年を「子ども読書年」とする決議がなされたことを契機に、「子どもの未来を考える議員連盟」が中心となった「子どもの読書活動の推進に関する法律」の制定（平成 13 年 12 月）、「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」（平成 14 年 8 月 2 日閣議決定）の策定など、子供たちの読書活動を推進するための様々な施策が展開されている。 平成 25 年 5 月に閣議決定された第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、今後 10 年間で 1 か月に 1 冊も読まない子供の割合を半減することを目標として掲げているが、子供の読書活動及びその推進体制に関しては、「子ども読書活動推進計画」の策定状況や公立図書館の設置状況等の自治体における取組に関する地域間の差が顕著であるなど、未だ課題も多く身まれるところである。 このような子供の読書に係る現状等を踏まえ、本部においては以下の事業を実施している。 ① 4 月 23 日の「子ども読書の日」を記念して、読書活動の優れた取り組みに対する文部科学大臣表彰や、著名人の講演などのプログラムからなる「子どもの読書活動推進フォーラム」を平成 14 年度より実施し、毎年約 470 人（平均）の参加者が来場している。 ② 平成 20 年度より実施している「読書と体験の子どもキャンプ」には、全国の小学校の 5・6 年生約 100 人（平均）が参加している。平成 25 年度からは、それまでの読書活動に加え、野外炊事等の体験活動をプログラムに盛り込み、より交流を深めながら読書の楽しさや大切さを学べるようにしている。 ③ 平成 23 年度に青少年教育情報センターに設置した「キッズコーナー」において「絵本おはなし会」を実施している。主に未就学児をもつ親子を対象に、大学生やボランティアによる絵本の読み聞かせを行っており、毎年延べ 220 人（平均）が参加している。 ④ 平成 23 年度より、全国を巡回しながら親子で楽しむ読書と体験の連携事業として、「よむよむ・もぐもぐ広場」（平成 23 年度）、「よむよむ・わくわく広場」をそれぞれ実施した。平成 25 年度は当機構が行った「子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究」（平成 25 年 6 月）の調査結果等を踏ま		
--	--	--	--	--	--

			え、名称と内容を一部変更し、「地域読書活動の推進と人の礎づくり～人生をひらく読書の力～」(平成 25 年度)、「伝えよう日本語の美しさ」(平成 26 年度)と題し、著名人による朗読などのプログラムを実施した。毎年 3,800 人(平均)が参加した。 ⑤ 読書活動の重要性を普及させるため、絵本のスペシャリストの養成を行うことが必要であるとして、平成 26 年度より絵本専門士養成講座を実施した(2-7 頁参照)。 さらに、20 代から 60 代の成人及び中学生、高校生を対象に、読書活動の実態や現在の意識・能力を把握し、子供の読書活動の推進に資する資料を収集することを目的に「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」を実施し、平成 25 年 2 月にその結果を公表した。 5. 東日本大震災及び復興支援に係る取組 機構は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に対して、宿泊施設等の提供や活動プログラムの提供等による支援を展開した。 また、東日本大震災の影響を受け、岩手県・宮城県の沿岸地域及び福島県全域の青少年を対象に、様々な体験活動の機会と場の提供などの支援や、防災に関する事業等の取組を行っている。 (1) 宿泊施設や活動プログラムの提供等による支援 ① 被災者等の受入 磐梯、花山、那須甲子、妙高においては、福島県災害対策本部等関係自治体からの要請に基づき、平成 23 年度において延べ 55,640 人の被災者を受け入れた。上記 4 教育施設では、非日常の環境において、被災者の方々が安心して避難生活を送ることができるよう、生活時間の設定、自治組織の構築、館内清掃等環境整備の分担等の生活面のサポートをはじめ、様々な活動プログラムの提供など、被災者の方々の近くに寄り添い最大限の支援を実施した。 その他、能登、乗鞍、阿蘇、沖縄、曽爾、夜須高原、大隅の 7 教育施設においても、平成 23 年度において延べ 527 人の自主避難者を受け入れた。 ② 自衛隊の受入 岩手山においては、自衛隊からの要請に基づき、被災地支援に要する燃料補給や隊員の休息基地として対応し、平成 23 年 3 月 19 日から 5 月 21 日(5 月 22 日撤退)までの間に、1 日当たり最大 1,090 人、延べ 25,927 人の自衛隊員を受け入れた。 ③ 帰宅困難者等の受入 国立オリンピック記念青少年総合センター(以下センター)においては、震災発生当初に生じた都心部の帰宅困難者を延べ 705 人受け入れるとともに、福島県からの人工透析患者やそのスタッフ 460 人を受け入れた。 ④ 首都圏で就職活動を行う被災地の学生・生徒の受入 センターにおいては、首都圏で就職活動を行う被災地の学生・生徒に対し、宿泊施設を無償で提供し、平成 23 年 4 月 28 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に、延べ 9,291 人を受け入れた。 ⑤ 被災地で活動するボランティアの活動拠点の提供 花山においては、被災地で活動するボランティア団体との連携により、ボランティアの休息拠点として対応するとともに、平成 23 年 4 月 25 日から 26 日にボランティア団体が主催する「災害救助活動のためのリーダー研修会」が開催され、その会場として施設を提供した。また、岩手山、磐梯及び妙高においては、被災地で活動する大学生のボランティア等に、宿泊施設等を提供した。 ⑥ その他の受入 センターにおいては、大相撲の技量審査場所に招待された被災者の方々に宿泊施設を無償で提供し、平成 23 年 5 月 8 日から 9 日、15 日から 16 日及び 22 日から 23 日の 3 回の日程で、延べ 1,076 人を受け入れた。 ⑦ 活動プログラムの提供等による支援 ア. 被災者に対する活動プログラムの提供による支援			
--	--	--	--	--	--	--

			磐梯、那須甲子においては、施設に避難されている被災者の方々に対して、ボランティア団体等と連携し、様々な活動プログラムを提供するとともに、全国ラジオ体操連盟と連携し、被災者の方々に対して朝のつどいの際にラジオ体操の指導を実施し、両施設で計 144 人が参加した。 イ. 職員の派遣 機構においては、被災者を受け入れている那須甲子の避難所の運営支援要員として、3 人の本部職員を派遣した（平成 23 年 3 月 17 日～26 日：2 名、3 月 26 日～4 月 3 日：1 名）。また、岩手山においては、岩手県宮古市社会福祉協議会からの要請に基づき、宮古市の避難所の運営支援要員として、4 月 22 日から 5 月 26 日まで 2 人ずつ交代で職員を派遣した。さらに、磐梯と那須甲子においては、福島県いわき市小名浜地区災害ボランティアセンターからの要請に基づき、5 月 30 日から 6 月 28 日まで両施設各 2 人ずつ交代で職員を同センターに派遣し、避難所の運営支援や復旧作業に協力した。 （2）東日本大震災対応事業の実施 ① 「リフレッシュ・キャンプ」の実施 機構においては、文部科学省とともに、磐梯及び那須甲子において、福島県の児童生徒の心身の健康やリフレッシュを図るため、福島県内の小中学生等を対象にした「リフレッシュ・キャンプ」（3 泊 4 日）を平成 23 年 7 月 21 日から 8 月 31 日の間に計 18 回実施し、3,823 人が参加した。「リフレッシュ・キャンプ」の開催情報及び実施中の様子は、新聞、ネットニュース等複数のメディアで報道された。 その後、「リフレッシュ・キャンプ」の成果を踏まえ、岩手県・宮城県沿岸地域及び福島県全域の小・中学生、家族を対象として、岩手山、磐梯、花山、那須甲子の東北 4 教育施設で平成 23～26 年度において継続実施している（平成 23 年度に実施した「リフレッシュ・キャンプ（ウインター）」は、センターでも実施）。 ② 福島こどもカプロジェクト ふみだす探検隊・福島こども未来塾 平成 24 年度から、公益財団法人東日本大震災復興支援財団の協賛を受け、福島県の小学生を対象にふみだす探検隊事業を実施した。平成 26 年度からは、プログラムの内容をより充実させるとともに、参加対象の拡大、期間の延長を行い、実施施設も拡充させた。 ③ その他の事業 中央においては、福島県の中学生と御殿場市の中学生、南三陸町の小学生と御殿場市等の小学生が富士山登山に挑戦するなどの事業を平成 23 年度に実施した。また、江田島においては、宮城県立気仙沼高等学校の生徒と広島県の高等学校の生徒との交流事業を実施した。 （3）その他、防災に関する事業等の実施 防災意識と社会参加意識の更なる向上を目的として、東日本大震災で被災した東北地方の学校や、防災教育の実践に取り組む学校の生徒が一堂に会する機会を提供するため、平成 23～26 年度にかけて「高校生による全国防災ミーティング 2012」（平成 24 年 2 月淡路）、「中学生・高校生による全国防災ミーティング in 東北」（平成 24 年 12 月花山）及び「中学生・高校生による全国防災会議」（平成 26 年 1 月センター）を段階的に発展させながら実施した。 事業成果として、1 年目に「世界防災宣言」の取りまとめ、2 年目に「東北発 中学生・高校生による共同防災宣言」の採択、3 年目に「世界に笑顔と安全を届けるためのメッセージ」を作成し、3 年目においては、後日、代表の生徒らが文部科学省を訪問し、提言としてまとめたものを提出した。 6. 子供の貧困対策に係る取組 子供の貧困対策については、国における喫緊の課題として平成 26 年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、総合的な取組が推進されているところ、このような国の動向を踏まえて、機構においては、平成 26 年度に「青少年の自立する力応援プロジェクト」を立ち上げ、経済的に困難な状況にある子供を対象に、主に、「生活・自立支援キャンプ」の実施、「子どもゆめ基金」による支援、「学生サポーター—制度」の創設を行った。教育事業としては、以下の取組があげられる。			
--	--	--	--	--	--	--

			表 2-8 子供の貧困対策に関する大綱（抄）（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定） 第 4 指標の改善に向けた当面の重点施策 1 教育の支援 （6）その他の教育支援 （多様な体験活動の機会の提供） 独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。 また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。 （1）生活・自立支援キャンプ ひとり親家庭や児童養護施設、母子生活支援施設など、経済的に困難な状況にある子供が規則正しい生活習慣や自立する力を身につけることができるよう、「生活・自立支援キャンプ」を主に冬季休暇及び春季休暇中に実施した。平成 26 年度は、44 事業を実施し、1,174 人が参加した。平成 27 年度においては、91 事業を実施し、2,710 人が参加する見込みである。 本キャンプでは、自然体験や交流体験などの様々な体験活動を提供したり、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の啓発資料を活用しながら料理体験をしたり、つどいの実施や標準生活時間での集団宿泊体験を通して基本的な生活習慣の確立と定着を図るなど、体験活動のノウハウを活かすとともに、関係機関と連携して実施した。 （2）児童養護施設に在籍する児童の招待 大型絵本による読み語りやサヌカイト演奏、子守唄を通して、子供たちの情操を育む機会とするとともに、保護者の子育て意識の向上をはかるため、センターを会場に、平成 26 年 11 月 30 日（日）に「ふれあいキッズコンサート」を開催し、都内の児童養護施設 1 園に在籍する児童等 38 名を招待した。また、平成 27 年 2 月 28 日（土）に開催した「冬のキッズフェスタ」において、都内の児童養護施設 2 園に在籍する児童 37 名を招待した。平成 27 年度においても、「春のキッズフェスタ」「秋のキッズフェスタ」に児童養護施設に在籍する児童を招待する予定である。			
4. その他参考情報						

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－2		青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援			
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立青少年教育振興機構法 第三条	業務に関連する政策・施策	政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2－3 青少年の健全育成	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 2 7 年度） 2－3 行政事業レビューシート番号 0 0 7 1、0 0 7 2

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報											
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度			
利用団体評価満足度	計画値	通年で 80%以上	－	80%	80%	80%	80%	80%			
	実績値	－	98. 7%	98. 7%	99. 0%	99. 1%	99. 1%				
	達成度	－	－	123. 4%	123. 8%	123. 9%	123. 9%				
人口に対する利用者比率	計画値	通年で 1 割程度	－	3, 644, 700 人	3, 619, 788 人	3, 668, 599 人	3, 621, 002 人				
	実績値	－	3, 910, 909 人	3, 714, 850 人	3, 946, 352 人	3, 934, 895 人	3, 878, 096 人				
	達成度	－	－	101. 9%	109. 0%	107. 3%	107. 1%				
									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）		
				2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度			
		決算額（百万円）		126	126	126	127				
		従事人員数（人）		55	57	52	52				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	2. 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	2. 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	＜主な定量的指標＞ 【研修に対する支援】 ・80％以上の利用団体からプラスの評価が得られているか。 ・直近の青少年人口の1割程度の研修利用者が確保されているか。	＜実績報告書等参照箇所＞ 第2期中期目標期間（平成23～27年度）見込実績自己評価書 P2-20～2-25（第2章2 1～2）	＜自己評価書参照箇所＞ 第2期中期目標期間（平成23～27年度）見込実績自己評価書 P2-25～2-26（第2章2 3）	評価	B	評価
	青少年及び青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、指導・助言する等の教育的支援を行うことにより、研修利用者の多様で主体的・効果的な学習活動を促進するとともに、毎年度平均80％以上の利用団体からプラスの評価を得られるよう、その質の向上を図る。	青少年及び青少年教育指導者等の多様で主体的・効果的な学習活動を促進するため、広く学習の場や機会、情報を提供し、指導・助言等の教育的支援を行うとともに、毎年度平均80％以上の利用団体からプラスの評価が得られるよう、研修目的達成に向けた教育機能の充実を図る。	＜その他の指標＞ 【研修に対する支援】 研修利用の促進状況 ・利用団体数の増減の原因を分析し、利用団体数増加に向けた取り組みは適切に行われているか。 ・利用団体数は増加しているか。 研修に対する支援状況 ・研修計画の作成・実施に対する指導・助言等が的確に実施され、十分な成果が得られているか。 ・教育的な観点に立った活動プログラムの開発・充実がなされているか。 学習指導要領と連携したプログラムが開発されているか。	＜主要な業務実績＞ 2 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援 機構においては、青少年及び青少年教育指導者等の利用団体に対して、学習目的に応じた主体的で効果的な活動ができるよう、様々な体験活動の場と機会及び情報を提供するとともに、教育効果の高い活動プログラムの提案など積極的な相談及び学習指導等の研修支援を行っている。 また、本部から教育施設に対して、年度計画を踏まえ「事業方針」などを示し、教育機能の充実を図るとともに安心安全な教育環境の整備に努めている。	＜評価と根拠＞ 評価：B 研修支援に関しては、年度計画及び事業計画を企画立案するための指針となる事業方針並びに「稼働率向上（利用者増加）のための対策」(平成20年度12月26日)を踏まえ、本部及び教育施設が連携し、青少年及び青少年教育指導者等の体験活動の場と機会の拡充を図るため、利用促進に取り組んだことから、B評価とした。 【研修利用の促進】 各教育施設において、施設の日々の様子や教育事業の案内を自治体、大学、民間企業等に対し、きめ細かく広報等を行った結果、平成23年度から26年度までの全ての年度において、中期計画で掲げた毎年度、青少年人口の1割程度の研修利用者を確保するという目的を達成した。 一方、利用団体数やその内の新規利用団体数については、平成24年度以降、減少傾向が見られるため、その要因について、機構本部の主導で、各施設に対し分析を徹底するとともに、利用者数が増加している施設の取組事例等を施設間で共有するなど、継続的に検証、改善を行った。 【研修に対する支援の推進】 平成23年度から26年度までの期間において、利用団体からのプラス評価は、毎年度	＜評価に至った理由＞ 中期目標に定める目標値(毎年度平均80％以上の利用団体からのプラス評価)を毎年度大きく上回り、平成23年度から26年度の平均は99％となっている。これは、利用団体の研修目的を達成するために必要な指導・助言等が的確に行われている証拠である。以上のことから、中期目標における所期の目標を達成していると認められるためB評価とした。 ＜今後の課題＞ 近年、利用団体数に減少傾向が見られるため、新規利用団体の開拓や利用団体が目的に応じた研修等が実施できるよう、事前に利用団体のニーズを把握するための事前打合せを徹底するなど、利用団体が主体的・効果的な研修が実施でき、満足度が更に高まるようなきめ細かい対応が重要である。	＜評価に至った理由＞ ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞	
	(1) 研修利用の促進 青少年及び青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進し、毎年度、青少年人口（0歳～29歳）の1割程度の利用実績を確保する。	(1) 研修利用の促進 青少年及び青少年教育指導者等の利用の促進を図るため、新規の利用団体の受入れに必要な方を講じ、利用団体数を増加させる。このような取り組みにより、毎年度、青少年人口（0～29歳）の1割程度の研修利用者を確保		1. 研修利用の促進（表2-9参照） 平成23～26年度の利用者数（教育事業を除く）は、計18,433,168人であり、宿泊・日帰り別では、宿泊利用者数は計10,781,918人、日帰り利用者は計7,651,250人である。 なお、アンケート調査による利用団体の満足度の平成23～26年度における平均は99.0％である。中期計画に掲げられた「毎年度平均80％以上の利用団体からプラスの評価を得る」という目標値を各年度上回っており、中期目標期間中全ての年度において達成する見込みである。（2-48頁、表2-21参照） (1) 青少年及び青少年教育指導者等の利用者数（表2-9・表2-10参照） 平成23～26年度における利用者数のうち、青少年及び青少年教育指導者等の「青少年利用」は計15,474,193人である。 表2-8のとおり、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（毎年3月31日現在）の年齢階級別人口のうち、青少年（0歳～29歳）人口と比較すると、各年度上回っており、中期計画に示している「青少年人口の1割程度の研修利用者を確保する」としている目標については、中期目標期間中全ての年度において達成する見込みである。 (2) 利用団体数（表2-9・表2-11参照） 平成23～26年度における利用団体数については、計277,133団体であった。宿泊・日帰り別では、宿泊利用数は計84,178団体、日帰り利用数は計192,955団体であった。 また、青少年・一般別では、青少年利用団体数は計210,953団体、一般利用団体数は計66,180				

する。

団体となっている。
なお、新規利用団体は、各年度全体比率で約 15%前後を占めている。

表 2-9 利用状況（教育事業を除く）

区 分			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
青少年利用	宿 泊	団体数	18,418	19,251	19,005	18,633	75,307
		利用者数(人)	2,403,830	2,559,951	2,572,983	2,533,346	10,070,110
	日帰り	団体数	33,192	35,684	34,190	32,580	135,646
		利用者数(人)	1,311,020	1,386,401	1,361,912	1,344,750	5,404,083
	合 計	団体数	51,610	54,935	53,195	51,213	210,953
		利用者数(人)	3,714,850	3,946,352	3,934,895	3,878,096	15,474,193
一般利用	宿 泊	団体数	2,317	2,284	2,165	2,105	8,871
		利用者数(人)	182,051	192,644	168,546	168,567	711,808
	日帰り	団体数	14,770	14,827	14,248	13,464	57,309
		利用者数(人)	568,472	586,499	571,576	520,620	2,247,167
	合 計	団体数	17,087	17,111	16,413	15,569	66,180
		利用者数(人)	750,523	779,143	740,122	689,187	2,958,975
合 計	宿 泊	団体数	20,735	21,535	21,170	20,738	84,178
		利用者数(人)	2,585,881	2,752,595	2,741,529	2,701,913	10,781,918
	日帰り	団体数	47,962	50,511	48,438	46,044	192,955
		利用者数(人)	1,879,492	1,972,900	1,933,488	1,865,370	7,651,250
	合 計	団体数	68,697	72,046	69,608	66,782	277,133
		利用者数(人)	4,465,373	4,725,495	4,675,017	4,567,283	18,433,168

（注 1）「青少年利用」とは、青少年及び青少年教育指導者等の研修利用である。
（注 2）「一般利用」とは、青少年以外のグループや団体等の一般の研修利用である。

表 2-10 青少年及び青少年教育指導者等の利用状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
青少年利用	3,714,850	3,946,352	3,934,895	3,878,096
青少年（0 歳～29 歳）人口の 1 割	3,644,700	3,619,788	3,668,599	3,621,002
（青少年（0 歳～29 歳）人口）	36,447,009	36,197,884	36,685,991	36,210,026

（注）総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（毎年 3 月 31 日現在）の年齢階級別人口による。

表 2-11 新規利用団体の利用状況

区 分	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		合計	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
新規利用団体	11,665	17.0%	11,897	16.5%	10,098	14.5%	9,461	14.2%	43,121	15.6%
継続利用団体	57,032	83.0%	60,149	83.5%	59,510	85.5%	57,321	85.8%	234,012	84.4%
合 計	68,697	100.0%	72,046	100.0%	69,608	100.0%	66,782	100.0%	277,133	100.0%

（3）宿泊日数別の利用状況（表 2-12-1・2 参照）
平成 23～26 年度における宿泊日数別の利用団体数について、1 泊 2 日及び 2 泊 3 日が全体比率で 85.4%を占めている。
また、センターを除く 27 教育施設では、1 泊 2 日及び 2 泊 3 日が全体比率で 87.4%を占め、3 泊 4 日以上が全体比率で 12.6%となっている。

平均 99.0%となり、中期計画で掲げた毎年度平均 80%以上を得るという目標を大きく上回った。

また、学校教育における各教科に体験的な学習を取り入れられるようなプログラムを開発するとともに、特に、学校教育における集団宿泊活動の手引については、教育委員会や教員からの追加配付希望を受けるなど、十分な成果を得ることができた。

＜課題と対応＞

今後、学校利用も含めた宿泊利用泊者数増加のために、発達段階に応じた活動プログラムの整備の推進、自然体験や長期集団宿泊体験などの様々な体験活動の教育効果の普及に努める。

表 2-12-1 宿泊日数別の利用状況										
宿泊数	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		合計	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
1泊2日	11,660	56.2%	12,025	55.8%	11,892	56.2%	11,672	56.3%	47,249	56.0%
2泊3日	5,996	28.9%	6,392	29.7%	6,254	29.5%	6,042	29.1%	24,684	29.4%
3泊4日	1,534	7.4%	1,598	7.4%	1,601	7.5%	1,620	7.8%	6,353	7.5%
4泊5日	633	3.1%	638	3.0%	644	3.0%	594	2.9%	2,509	3.0%
5泊6日	309	1.5%	277	1.3%	266	1.3%	277	1.3%	1,129	1.4%
6泊7日	163	0.8%	166	0.8%	141	0.7%	139	0.7%	609	0.8%
7泊8日	90	0.4%	108	0.5%	76	0.4%	96	0.5%	370	0.5%
8泊以上	350	1.7%	331	1.5%	296	1.4%	298	1.4%	1,275	1.5%
合 計	20,735	100.0%	21,535	100.0%	21,170	100.0%	20,738	100.0%	84,178	100.0%

表 2-12-2 センターを除く 27 教育施設の宿泊日数別の利用状況										
宿泊数	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		合計	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
1泊2日	9,655	57.2%	9,916	57.1%	9,761	57.1%	9,576	57.7%	38,908	57.3%
2泊3日	5,028	29.8%	5,268	30.3%	5,208	30.5%	4,948	29.8%	20,452	30.1%
3泊4日	1,175	6.9%	1,190	6.8%	1,216	7.1%	1,215	7.3%	4,796	7.0%
4泊5日	469	2.8%	473	2.7%	454	2.6%	424	2.5%	1,820	2.7%
5泊6日	200	1.2%	188	1.1%	168	1.0%	155	0.9%	711	1.1%
6泊7日	109	0.6%	102	0.6%	92	0.5%	94	0.6%	397	0.6%
7泊8日	45	0.3%	46	0.3%	35	0.2%	33	0.2%	159	0.3%
8泊以上	203	1.2%	188	1.1%	169	1.0%	163	1.0%	723	1.1%
合 計	16,884	100.0%	17,371	100.0%	17,103	100.0%	16,608	100.0%	67,966	100.0%

(4) 学校種別の利用状況 (表 2-13-1・2 参照)

平成 23～26 年度の学校種別による小学校、中学校及び特別支援学校の利用団体数について、全体比率で 61.5%を占めている。

また、センターを除く 27 教育施設の小学校、中学校及び特別支援学校の利用団体数については、全体比率で 66.6%であり、高等学校及び中等教育学校を加えると、全体比率で 79.2%となる。

表 2-13-1 学校種別の利用状況										
学 校 種	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		合計	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
保育園・幼稚園	909	7.9%	992	8.2%	1,108	9.1%	991	8.6%	4,000	8.5%
小学校	4,256	37.1%	4,381	36.2%	4,332	35.7%	4,048	35.1%	17,017	36.0%
中学校	2,603	22.7%	2,777	22.9%	2,697	22.2%	2,590	22.5%	10,667	22.6%
高等学校	1,612	14.0%	1,704	14.1%	1,611	13.3%	1,560	13.5%	6,487	13.7%
中等教育学校	78	0.7%	96	0.8%	128	1.1%	119	1.0%	421	0.9%
特別支援学校	329	2.9%	321	2.6%	356	2.9%	347	3.0%	1,353	2.9%
大学・短大・高等専門学校	1,188	10.4%	1,228	10.1%	1,285	10.6%	1,241	10.8%	4,942	10.5%
その他の学校	495	4.3%	615	5.1%	619	5.1%	638	5.5%	2,367	5.0%
合 計	11,470	100.0%	12,114	100.0%	12,136	100.0%	11,534	100.0%	47,254	100.0%

 | | |

			<table><tr><td colspan="11">表 2-13-2 センターを除く 27 教育施設の学校種別の利用状況</td></tr><tr><td rowspan="2">学 校 種</td><td colspan="2">平成 23 年度</td><td colspan="2">平成 24 年度</td><td colspan="2">平成 25 年度</td><td colspan="2">平成 26 年度</td><td colspan="2">合計</td></tr><tr><td>団体数</td><td>比率</td><td>団体数</td><td>比率</td><td>団体数</td><td>比率</td><td>団体数</td><td>比率</td><td>団体数</td><td>比率</td></tr><tr><td>保育園・幼稚園</td><td>903</td><td>8.7%</td><td>984</td><td>9.1%</td><td>1,101</td><td>10.1%</td><td>982</td><td>9.6%</td><td>3,970</td><td>9.4%</td></tr><tr><td>小学校</td><td>4,197</td><td>40.5%</td><td>4,300</td><td>39.8%</td><td>4,249</td><td>39.1%</td><td>3,980</td><td>38.9%</td><td>16,726</td><td>39.6%</td></tr><tr><td>中学校</td><td>2,492</td><td>24.1%</td><td>2,667</td><td>24.7%</td><td>2,599</td><td>23.9%</td><td>2,499</td><td>24.4%</td><td>10,257</td><td>24.3%</td></tr><tr><td>高等学校</td><td>1,304</td><td>12.6%</td><td>1,346</td><td>12.4%</td><td>1,305</td><td>12.0%</td><td>1,207</td><td>11.8%</td><td>5,162</td><td>12.2%</td></tr><tr><td>中等教育学校</td><td>41</td><td>0.4%</td><td>43</td><td>0.4%</td><td>50</td><td>0.5%</td><td>41</td><td>0.4%</td><td>175</td><td>0.4%</td></tr><tr><td>特別支援学校</td><td>258</td><td>2.5%</td><td>267</td><td>2.5%</td><td>290</td><td>2.7%</td><td>292</td><td>2.9%</td><td>1,107</td><td>2.7%</td></tr><tr><td>大学・短大・高等専門学校</td><td>851</td><td>8.2%</td><td>853</td><td>7.9%</td><td>918</td><td>8.5%</td><td>852</td><td>8.3%</td><td>3,474</td><td>8.2%</td></tr><tr><td>その他の学校</td><td>311</td><td>3.0%</td><td>344</td><td>3.2%</td><td>351</td><td>3.2%</td><td>381</td><td>3.7%</td><td>1,387</td><td>3.3%</td></tr><tr><td>合 計</td><td>10,357</td><td>100.0%</td><td>10,804</td><td>100.0%</td><td>10,863</td><td>100.0%</td><td>10,234</td><td>100.0%</td><td>42,258</td><td>100.0%</td></tr></table> <table><tr><td colspan="11">表 2-14 広域利用団体の利用状況</td></tr><tr><td rowspan="2">区 分</td><td colspan="2">平成 23 年度</td><td colspan="2">平成 24 年度</td><td colspan="2">平成 25 年度</td><td colspan="2">平成 26 年度</td><td colspan="2">合計</td></tr><tr><td>団体数</td><td>比率</td><td>団体数</td><td>比率</td><td>団体数</td><td>比率</td><td>団体数</td><td>比率</td><td>団体数</td><td>比率</td></tr><tr><td>広域利用団体</td><td>13,592</td><td>19.8%</td><td>13,949</td><td>19.4%</td><td>13,575</td><td>19.5%</td><td>13,600</td><td>20.4%</td><td>54,716</td><td>19.8%</td></tr><tr><td>利用教育施設の設置都道府県団体</td><td>55,105</td><td>80.2%</td><td>58,097</td><td>80.6%</td><td>56,033</td><td>80.5%</td><td>53,182</td><td>79.6%</td><td>222,417</td><td>80.2%</td></tr><tr><td>合 計</td><td>68,697</td><td>100.0%</td><td>72,046</td><td>100.0%</td><td>69,608</td><td>100.0%</td><td>66,782</td><td>100.0%</td><td>277,133</td><td>100.0%</td></tr></table> 各教育施設では、青少年の成長に欠かせない多様な体験活動の機会を拡充することや、非日常的な場において団体宿泊訓練により培われる基本的生活習慣、連帯感及び協調性を身に付けさせる場を提供するため、研修利用促進及び利用者サービスの向上のための様々な取組を行っている。 また、本部においては、平成 24 年度以降、各施設が四半期ごとに提出している広報・利用促進の取組について、機構全体として特に共有すべき取組について取りまとめ、全教育施設に情報提供している。併せて、四半期ごとに提出しているアンケートの不満足の原因とその対策についても、全教育施設に情報提供している。このように、機構全体で情報を共有する仕組みを整備し、研修利用の促進に活かした。 その他、施設の日々の様子や教育事業の案内、状況をリアルタイムに発信するため、SNS（Facebook や Twitter）等を活用している。	表 2-13-2 センターを除く 27 教育施設の学校種別の利用状況											学 校 種	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		合計		団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	保育園・幼稚園	903	8.7%	984	9.1%	1,101	10.1%	982	9.6%	3,970	9.4%	小学校	4,197	40.5%	4,300	39.8%	4,249	39.1%	3,980	38.9%	16,726	39.6%	中学校	2,492	24.1%	2,667	24.7%	2,599	23.9%	2,499	24.4%	10,257	24.3%	高等学校	1,304	12.6%	1,346	12.4%	1,305	12.0%	1,207	11.8%	5,162	12.2%	中等教育学校	41	0.4%	43	0.4%	50	0.5%	41	0.4%	175	0.4%	特別支援学校	258	2.5%	267	2.5%	290	2.7%	292	2.9%	1,107	2.7%	大学・短大・高等専門学校	851	8.2%	853	7.9%	918	8.5%	852	8.3%	3,474	8.2%	その他の学校	311	3.0%	344	3.2%	351	3.2%	381	3.7%	1,387	3.3%	合 計	10,357	100.0%	10,804	100.0%	10,863	100.0%	10,234	100.0%	42,258	100.0%	表 2-14 広域利用団体の利用状況											区 分	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		合計		団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	広域利用団体	13,592	19.8%	13,949	19.4%	13,575	19.5%	13,600	20.4%	54,716	19.8%	利用教育施設の設置都道府県団体	55,105	80.2%	58,097	80.6%	56,033	80.5%	53,182	79.6%	222,417	80.2%	合 計	68,697	100.0%	72,046	100.0%	69,608	100.0%	66,782	100.0%	277,133	100.0%			
表 2-13-2 センターを除く 27 教育施設の学校種別の利用状況																																																																																																																																																																																																										
学 校 種	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		合計																																																																																																																																																																																																	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率																																																																																																																																																																																																
保育園・幼稚園	903	8.7%	984	9.1%	1,101	10.1%	982	9.6%	3,970	9.4%																																																																																																																																																																																																
小学校	4,197	40.5%	4,300	39.8%	4,249	39.1%	3,980	38.9%	16,726	39.6%																																																																																																																																																																																																
中学校	2,492	24.1%	2,667	24.7%	2,599	23.9%	2,499	24.4%	10,257	24.3%																																																																																																																																																																																																
高等学校	1,304	12.6%	1,346	12.4%	1,305	12.0%	1,207	11.8%	5,162	12.2%																																																																																																																																																																																																
中等教育学校	41	0.4%	43	0.4%	50	0.5%	41	0.4%	175	0.4%																																																																																																																																																																																																
特別支援学校	258	2.5%	267	2.5%	290	2.7%	292	2.9%	1,107	2.7%																																																																																																																																																																																																
大学・短大・高等専門学校	851	8.2%	853	7.9%	918	8.5%	852	8.3%	3,474	8.2%																																																																																																																																																																																																
その他の学校	311	3.0%	344	3.2%	351	3.2%	381	3.7%	1,387	3.3%																																																																																																																																																																																																
合 計	10,357	100.0%	10,804	100.0%	10,863	100.0%	10,234	100.0%	42,258	100.0%																																																																																																																																																																																																
表 2-14 広域利用団体の利用状況																																																																																																																																																																																																										
区 分	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		合計																																																																																																																																																																																																	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率																																																																																																																																																																																																
広域利用団体	13,592	19.8%	13,949	19.4%	13,575	19.5%	13,600	20.4%	54,716	19.8%																																																																																																																																																																																																
利用教育施設の設置都道府県団体	55,105	80.2%	58,097	80.6%	56,033	80.5%	53,182	79.6%	222,417	80.2%																																																																																																																																																																																																
合 計	68,697	100.0%	72,046	100.0%	69,608	100.0%	66,782	100.0%	277,133	100.0%																																																																																																																																																																																																
（２）研修に対する支援の推進	（２）研修に対する支援の推進	青少年及び青少年教育指導者等が各施設を利用して行う研修に対し、以下のよう、研修目的を達成するために必要な指導・助言等を行う。	2. 研修に対する支援の推進	（１）研修に対する指導助言の状況	全ての教育施設において、利用団体が教育施設を利用する前に、教育施設職員が利用団体の指導者・引率者に対して、研修計画や活動プログラムの指導・助言を実施している。																																																																																																																																																																																																					
指導・助言等の教育的支援を行い、青少年及び青少年教育指導者等の研修目的達成への支援を推進する。特に、学校教育との緊密な連携を図るため、平成 23	①利用団体の		【取組事例①】	信州高遠においては、平成 25 年度以降、東海市教育委員会の依頼を受け、東海市内 12 校の小学校の林間学校担当者に事前指導を行い、子供たちに豊かな体験を育む活動プログラムを紹介するとともに、山での活動時における防災教育の充実を望む意向を受け、「もし、山で雷・地震・大雨にあったら」の想定のもと、避難方法についての指導や避難訓練を行った。																																																																																																																																																																																																						
			【取組事例②】	日高においては、特別支援学校高等部の生徒が宿泊研修を実施するあたり、コミュニケーションに関する指導依頼があった。そこで、事前に学校に出向き、生徒の様子や実態を聞き、プログラムに関する打合せを行った。研修初日には、集団で課題解決する活動を通して仲間																																																																																																																																																																																																						

年度から順次全面実施される新学習指導要領を踏まえた支援を推進する。	研修目的に応じ、より効果的に研修を実施できるよう、研修計画の作成・実施に対する教育的な狙いを踏まえた指導・助言等を行う。 ②利用者のニーズや施設の立地条件等を活かした教育的な観点に立った活動プログラムの開発を行い、その内容を充実する。特に、学校教育との緊密な連携の観点から、新学習指導要領の各教科などの目標・内容等に沿ったプログラムの開発・提供等に取り組む。	の大切さを理解することなどをねらいとした指導を行った。 （２）活動プログラムの開発・充実に向けた取組 ① 教育的視点に立った活動プログラム 青少年や青少年教育指導者等の研修を支援し、教育効果が高く充実した研修とするため、安心安全を基本に利用者の要望や実施上の課題に対応しながら、体験活動プログラムの開発や改善に取り組んでいる。 【取組事例】 日高においては、アイヌ文化を体験し、アイヌの人々の価値観、考え方を知り、アイヌの人々の伝統や文化に興味を持たせる目的として、「アイヌ文様切り絵」を新たに活動プログラムとして開発した。公立施設と連携した体験イベントを開催し、約 150 人の親子を対象にプログラムを提供するなど、公立施設への普及や活用も念頭に入れた取組となった。平成 27 年度においては、学校の宿泊研修等でのプログラムとして提供する予定である。 ② 学習指導要領と連携したプログラムの開発・提供等の取組 現行の学習指導要領において「体験」の重要性が指摘されていることから、特別活動や総合的な学習の時間に限らず、各教科に体験的な学習を取り入れる際には、学校の利用目的を的確に把握し、各活動と指導要領の関連を具体的に学校団体に提示し、教育課程へ適切に位置づけられるよう取り組んでいる。 【取組事例①】 平成 23 年度から全面実施された小学校学習指導要領等を踏まえ、学校向けの研修支援のための活動プログラムに関する情報提供に、青少年教育研究センターと中央が共同で取り組んだ。平成 25 年度には、教科毎の学習指導案について「学習指導要領」との対応関係を示すなど、集団宿泊活動を担当する教員の参考となる「学校教育における集団宿泊活動の手引き」を作成し、全教育施設及び都道府県・政令指定都市教育委員会（学校教育・青少年教育担当部署）等へ送付した。 その後、教育委員会や教員からの追加配付希望を受け、平成 26 年度において 5,000 冊増刷し、全国 1,720 の市区町村教育委員会に配付するとともに、希望のあった小中学校に対しても配付した。各教育施設においても、学校利用に関する事前の指導・助言において、当手引きを活用している。 【取組事例②】 三瓶においては、教科の内容に即した活動を地域の教育的資源を活用し展開できるよう、地域連携プログラムを施設がコーディネーターとなり試行的に導入した。 小学校 5 年生の社会科における「食料生産」の学習を近隣の牧場での見学や酪農体験で実施することにより、教科学習を集団宿泊活動に取り込み、授業時数の確保につなげるとともに、実体験をともなった学習活動に資することができた。			
--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－3		青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進			
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立青少年教育振興機構法 第三条	業務に関連する 政策・施策	政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2－3 青少年の健全育成	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成 2 7 年度） 2－3 行政事業レビューシート番号 0 0 7 1、0 0 7 2

2. 主要な経年データ																
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
—	計画値	—	—	—	—	—	—	—				決算額（百万円）	6	12	6	3
	実績値	—	—	—	—	—	—	—				従事人員数（人）	2	5	4	3
	達成度	—	—	—	—	—	—	—								

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	3. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	3. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	＜その他の指標＞ 【青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進】	＜実績報告書等参照箇所＞ 第2期中期目標期間（平成23～27年度）見込実績自己評価書 P2-27～2-29（第2章3 1～2）	＜自己評価書参照箇所＞ 第2期中期目標期間（平成23～27年度）見込実績自己評価書 P2-29（第2章3 3）	評価	B	評価	
	我が国の青少年教育の発展・充実を目指し、青少年教育に関する国内外の関係機関・団体等との連携を促進し、関係機関等によるネットワークを構築するとともに、構築されたネットワークを活用した情報共有等を推進する。	（1）関係機関・団体等とのネットワークの構築 青少年をめぐる諸課題への円滑な対応を図るため、青少年教育に関する国内外の関係機関・団体等との連携を促進し、関係機関等とのネットワークを構築する。	ネットワークの構築状況 ・国内の関係機関・団体等との連携を図った取組が行われ、ネットワークが構築されているか。 ・国外の関係機関・団体等との連携を図った取組が行われ、ネットワークが構築されているか。 連絡会・協議会等の実施状況 ・関係機関・団体等が連携し、全国的な連絡会・協議会等が開催されるとともに、共同して取り組む全国的な事業が実施されているか。	＜主要な業務実績＞ 1. 関係機関・団体等とのネットワークの構築 （1）国内関係施設や団体とのネットワークの構築 ① 機構本部 機構では、青少年教育に携わる団体と「体験の風をおこそう運動推進委員会」を発足し、「体験の風をおこそうフォーラム」を開催するなど、「体験の風をおこそう」運動を推進している。 同委員会の構成団体は、平成23年度は機構を含め9団体であったが、平成26年度は17団体に拡大している。機構では、春のキッズフェスタの実施等を通じ、これらの団体と連携を深め、同運動の推進に努めており、団体とのネットワークの強化を図っている（2-10頁参照）。 ② 教育施設 各教育施設で実施している教育事業については、企画の段階から地域との関係機関と連携し、情報交換等を通じて、地域とのネットワークの強化を図っているところである。また、「地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業」を活用し、各地域において関係機関・団体が連携した実行委員会を立ち上げ、地域と一体となって「体験の風をおこそう」運動を推進している（2-10頁参照）。 さらに、地域が抱えている問題やニーズを踏まえ、活動場所や人材等の地域資源等を活用したプログラムづくりなどの連携も行っている。 岩手山において児童養護施設に入所する児童・生徒を対象に実施している「タートルズキャンプ」（平成22年度～）においては、事業の企画・運営を児童養護施設職員と連携し実施することで、相互の関係づくりのノウハウの獲得や各児童養護施設との信頼関係が形成され、また、交流の家職員の資質能力向上も図ることができた。 （2）国外とのネットワークの構築 機構においては、国際交流事業を実施するに当たって、ドイツの国際ユースワーク専門機関やベルリン日独センター、韓国の国立国際教育院、アセアン各国の日本留学生OB会組織（アスコジャ）などと連携して実施している。 【取組事例】韓国国立青少年活動振興院との連携 平成24年2月10日に、機構と韓国国立青少年活動振興院との間において、両国の青少年に関する教育・人材・情報の交流を通して事業発展を図ることを目的として、職員の交流、事業の実施、調査・研究の実施、講義・講	＜評価と根拠＞ 評価：B 国内の関係機関・団体等との連携については、平成23年度と比べ、平成26年度時点において、体験の風をおこそう運動推進委員会の構成団体が8団体増加し、事業において連携する中で、団体とのネットワークを強化することができた。 また、各地域において青少年教育に関わる複数の団体が連携し、地域と一体となって「体験の風をおこそう」運動を行うことができるよう体制の整備を進めるとともに、韓国の国立青少年活動振興院とのネットワークが構築されるなど、国外の関係機関との連携も図られている。 さらに、平成23年度から、関係者の情報共有等のため、新たに国公立・民間の青少年教育施設の職員を対象とした全国的な連絡会等を実施し、連携促進を進めたことなどから、B評価とした。 【関係機関・団体等とのネットワークの構築】 「体験の風をおこそう運動推進委員会」に参加する団体について、平成23年度は機構を含め9団体であったが、平成26年度には8団体増加し、17団体となり、多様な機関と連携することにより、体験活動の重要性の普及啓発とネットワークを活かした事業を行うことができた。 また、「地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業」	＜評価に至った理由＞ 体験の風をおこそう運動推進委員会の構成団体は、平成23年度に比して8団体増加している。国外の関係機関との連携については、韓国国立青少年活動振興院と職員の人事交流や事業を協力して実施するなど、連携を深めており確実に進捗している。また、全国的な連絡会・協議会等も開催し、関係機関・団体等が連携して全国的な事業を実施するなどの成果が表れている。これらのことから、当該項目は中期目標における所期の目標を達成していると認められるためB評価とした。 ＜今後の課題＞ 今中期目標期間における韓国の青少年教育関係機関との交流の成果を踏まえ、今後は、韓国以外のアジア各国における青少年教育関係機関等とのネットワークを強化し、青少年に関する教育・人材・情報の交流の充実を図ることが必要である。また、全国的な連絡会・協議会の開催については、引き続き、青少年をめぐる諸課題に関し、参加者のニーズに沿ったテーマを扱うなど、内容の充実を図ることが重要である。 ＜WT 委員からの助言＞ 青少年教育関係団体、教育委員会等、青少年教育に関わる全ての団体・機関等とのネットワークが強化されることを期待する。		＜評価に至った理由＞ ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞	

				演・シンポジウムの実施、情報及び資料の交換についての協力事業を実施する交流協定を締結した。 その後、「日韓大学生討論会」、「職員相互交流」及び「職員相互交換セミナー」など、協定に基づいた事業を実施、連携を深めている。	を活用し、地域となって「体験の風をおこそう」運動に取り組むなどし、地域が抱えている問題やニーズを踏まえ、また、地域資源等を活かしたプログラム作りを行うことができた。		
		（２）全国的な連絡会・協議会等の実施 青少年教育に関する関係機関・団体相互間の連携の促進を図るため、全国的な連絡会・協議会等を開催する。また、関係機関・団体等が共同して取り組む全国的な事業を実施する。		２．全国的な連絡会・協議会等の実施 （１）全国的な連絡会・協議会等の開催 本部においては、平成 23 年度より国公立・民間の青少年教育施設を対象として、「全国青少年教育施設所長会議」及び「全国青少年教育施設研究集会」、また青少年の相談事業に携わる関係者が一堂に会した「全国青少年相談研究集会」等を実施している。 「全国青少年教育施設研究集会」は、施設運営、事業プログラム等の更なる改善を目指すとともに、青少年教育施設職員が一堂に会し、施設間の連携を促進することを目的に実施しており、約 110 人（各回平均）が参加している。プログラムでは、基調講演のほか、事業運営、地域連携など各テーマ別に分科会を開催し、参加者と発表者の質疑応答が活発に行われた。 （２）共同して取り組む全国的な事業の実施 青少年をめぐる諸課題等について対応するため、民間団体や高等教育機関など多種多様な機関、団体と共同し、本部においては、平成 22 年度より「体験の風をおこそうフォーラム」や「早寝早起き全国協議会フォーラム」を実施している。 また、平成 24 年度からは学生ボランティアによる全国規模の集会としては唯一となる「学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会」を開催している。第 1 回は 1 泊 2 日での開催で始まったが、第 2 回からは分科会等を充実させ、参加者同士の交流を深めるため 2 泊 3 日での開催とし、学生ボランティアや大学関係者、民間団体がネットワークを拡げ、交流を深める機会となっており、年々参加者も増えている。 ＜第 1 回＞ ○期日：平成 25 年 2 月 27 日～28 日（1 泊 2 日） ○参加状況：321 名（81 大学・38 団体等） ＜第 2 回＞ ○期日：平成 26 年 2 月 25 日～27 日（2 泊 3 日） ○参加状況：415 名（103 大学・17 団体等） ＜第 3 回＞ ○期日：平成 27 年 2 月 25 日～27 日（2 泊 3 日） ○参加状況：533 名（130 大学・44 団体等）	【全国的な連絡会・協議会等の実施】 機構本部の主導で、全国の国公立・民間の青少年教育施設職員を対象に開催した「全国青少年教育施設研究集会」において、施設運営、事業プログラム等の更なる改善等について、有用な議論がなされるなどの効果が得られた。 また、平成 24 年度から、学生ボランティアによる全国規模の集会として唯一となる「学生ボランティアと支援者が集う全国交流集会」の開催により、ボランティアを行う側とそれを支援する側とで相互理解が進むなどの効果が得られた。 ＜課題と対応＞ 国内の関係機関・団体等との連携については、今後も、ネットワークを活かし、関係機関等と連携した事業の促進に努めたい。 国外の関係機関との連携については、今後さらに、アジア各国とのネットワークを強化し、国際交流事業の充実を図りたい。 また、全国的な連絡会・協議会等については、事業の企画立案時における事前調査を充実させ、青少年を取り巻く喫緊の社会の現状や課題に対応した事業テーマや内容を設定する必要がある。		

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－4	青少年教育に関する調査及び研究				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立青少年教育振興機構法 第三条	業務に関連する 政策・施策	政策目標 2	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成 2 7 年度） 2-3 行政事業レビューシート番号 0 0 7 1、0 0 7 2
			確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり		
			施策目標 2－3 青少年の健全育成		

2. 主要な経年データ																
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等		達成目標	前 中 期 目 標 期 間 最 終年度値	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度				2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
—	計画値	—	—	—	—	—	—	—				決算額（百万円）	36	37	17	18
	実績値	—	—	—	—	—	—	—				従事人員数（人）	25	24	16	15
	達成度	—	—	—	—	—	—	—								

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	4. 青少年教育に関する調査及び研究 青少年教育のナショナルセンターとしての調査及び研究体制を強化し、青少年教育に関するより充実した基礎的・専門的な調査及び研究を行い、その成果等を広く提供・活用することにより青少年教育の振興を図る。	4. 青少年教育に関する調査及び研究 青少年教育のナショナルセンターとしての調査及び研究体制を強化し、青少年教育に関するより充実した基礎的・専門的な調査及び研究を行い、その成果等を広く提供・活用する。	＜その他の指標＞ 【青少年教育に関する調査及び研究】 調査及び研究体制の状況 ・調査及び研究を実施する際には、外部有識者の協力が得られているか。 ・青少年教育に関する研究部門が置かれ、研究者の採用・配置がなされているか。 調査及び研究の実施状況 ・基礎的な調査及び研究が的確に実施され、十分な成果が得られているか。 ・専門的な調査及び研究が的確に実施され、十分な成果が得られているか。 ・成果を活用した取組が実施されているか。 ・調査及び研究の成果を発表し、その成果は他の機関等で活用されているか。	＜実績報告書等参照箇所＞ 第2期中期目標期間（平成23～27年度）見込実績自己評価書P2-30～2-35（第2章4 1～2）	＜自己評価書参照箇所＞ 第2期中期目標期間（平成23～27年度）見込実績自己評価書P2-35（第2章4 3）	評価	B	評価
				＜主要な業務実績＞ 4 青少年教育に関する調査及び研究 機構においては、青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たすため、青少年の体験活動の実態や効果等の調査及び研究を実施し、その成果を広く提供することを通して、青少年の体験活動等の推進を図っている。青少年教育における基礎資料となる青少年の体験活動の実態や青少年教育施設の現状に関する調査など全国規模で継続的に行う基礎的な調査及び研究や、国の政策課題や喫緊の青少年教育の課題に対応して随時行う専門的な調査及び研究を実施している。	＜評価と根拠＞ 評価：B 平成23年4月に設置した青少年教育研究センターを中心として、外部有識者と連携することにより青少年教育に関わる調査及び研究の推進や、新たな成果を得るための取組として幼児から青年までの各年齢期の課題に対応した「体験活動カリキュラム」の作成に向けての研究を着実に進めた。 また、日米中韓4か国の高校生を対象とした調査結果を取りまとめ、公表した。 これらの調査及び研究の成果を関係者に周知するとともに、調査結果も複数引用されたことから、B評価とした。 【調査及び研究体制の強化】 平成23年4月に青少年教育研究センターを設置し、専門家を客員研究員として採用・配置するほか、調査研究に関心のある教育施設職員を教育施設が閑散期の一定期間、青少年研究センターにおいて調査及び研究に従事させるなど、研究者の採用・配置を行った。 青少年教育研究センターを中心に、外部有識者を含めた研究会を設置し、調査及び研究を実施する等、外部有識者の協力が得られている。 【調査及び研究の実施】 調査及び研究に当たっては、中期目標期間における調査研究計画に沿って計画的に実施しており、基礎的な調査及び研究としては、青少年の体験活動等の実態や経年変化が明らかとなるなど、十分な成果が得られている。 専門的な調査及び研究としては、「自然体験に関わる指導者養成カリキュラムに関する調査研究」が、官民協働で体験活動に関する新たな指導者認定制度の創設につながるなどの成果が得られている。	＜評価に至った理由＞ 平成23年4月に青少年教育研究センターを設置し、外部有識者と連携し青少年教育に関する調査及び研究を行う体制を構築したこと。 また、調査及び研究の実施に当たっては、基礎的な調査及び研究としては、計画的かつ継続的に実施したことにより、青少年の体験活動等の実態や経年変化が明らかになるなどの成果が得られていることや、専門的な調査及び研究についても、青少年の各年齢期の課題などに関する調査研究を実施している。 また、調査及び研究の成果等の活用については、「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」、「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」、「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」、「『リフレッシュ・キャンプ』参加者アンケート」等の調査結果が「今後の青少年の体験活動の推進について（平成25年1月21日 中央教育審議会答申）」をはじめ、国や自治体、民間団体等の資料や新聞報道に活用されるなど、青少年教育に関する国の政策立案等にも寄与している これらのことから、当該項目は、総合的に勘案し、中期目標における所期の目標のを達成していると認められるためB評価とした。 ＜今後の課題＞		＜評価に至った理由＞ ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞

					結果が明らかとなった調査研究については、報告書やリーフレットの作成・配布及び機構ホームページで情報提供したほか、青少年教育に関する最新の調査結果については、「青少年教育研究センター紀要」に取りまとめて配布するなど、ナショナルセンターとして、多くの人たちに体験活動の重要性に関する理解を深めていただけるよう取組を進めた。 また、「今後の青少年の体験活動の推進について（平成 25 年 1 月 21 日中央教育審議会答申）」に「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」の調査結果が活用された。	国立青少年教育振興機構における教育事業、研修支援等における活用状況が必ずしも明らかになっていないため、今後は調査及び研究の成果を機構の事業への反映、また、成果を活用し、事業の検証・改善に役立てることが重要である。							
	（１）調査及び研究体制の強化 大学等の高等教育機関や民間等との連携を推進するとともに、既存の組織・体制を見直し、調査及び研究体制を強化する。	（１）調査及び研究体制の強化 （a）外部有識者の協力を得た調査及び研究体制の構築 調査及び研究の充実を図るため、専門的知識・技術を有する外部有識者の協力を得た調査及び研究体制を構築する。 （b）研究者の採用による調査及び研究体制の強化 調査及び研究の充実を図るため、専門的知識・技術を有する研究者を大学等の高等教育機関や民間団体等から採用・配置し、青少年教育に関する研究部門を創設する。		１．調査及び研究体制の強化 （１）青少年教育研究センターの運営 青少年教育に関するナショナルセンターとしての機能を強化するため、青少年及び青少年教育に関する研究を行う「青少年教育研究センター」を平成 23 年 4 月に設置した。また、外部の有識者を含めた研究会を設置し、調査及び研究を実施するなど、青少年教育に関わる調査及び研究の充実を図った。 （２）調査及び研究体制の整備 青少年教育、社会教育、学校教育、青少年の意識調査等の各分野の専門家を客員研究員として採用・配置し、調査及び研究体制の充実を図った。 また、職員の資質向上の一環として、調査研究に関心のある教育施設職員を教育施設が閑散期の一定期間、青少年研究センターにおいて調査及び研究に従事させることにより、調査研究に知見のある人材の育成を図った（平成 24 年度 2 名、平成 25 年度 1 名、平成 26 年度 1 名）。	＜課題と対応＞ 今後は、①各年齢期に必要な資質・能力や様々な体験活動の調査及び研究の充実を図るとともに、各年齢期に必要な体験活動カリキュラムの作成に着手すること。②喫緊の青少年教育の課題や青少年教育関係者の問題意識を把握・検討したテーマについて、調査及び研究を実施すること。③調査研究の結果についてさらに多く活用されるよう努めていくことが課題であり、対応することとしている。	＜WT 委員からの助言＞ 機構で実施した調査研究が活用されるよう、引き続き取り組んでいただきたい。							
	（２）調査及び研究の実施 青少年教育に関する基礎的な調査及び研究を計画的に実施するとともに、青少年教育を巡る諸	（２）調査及び研究の実施 （a）基礎的な調査及び研究の実施 青少年及び青少年教育に関する国内外の情報を収集・分析し、統計資料の作成や青少年教育関係文献の		２．調査及び研究の実施 表 2-15 中期目標期間（平成 23～26 年度）における調査及び研究の実施状況 <table><tr><td>（１）基礎的な調査及び研究</td></tr><tr><td>① 少年の体験活動等に関する実態調査</td></tr><tr><td>・ 青少年の体験活動等に関する実態調査 [平成 18 年度～]</td></tr><tr><td>② 少年教育関係施設等基礎調査</td></tr><tr><td>・ 青少年教育関係施設等基礎調査 [平成 18 年度～]</td></tr><tr><td>③ 少年の意識等に関する国際比較調査</td></tr></table>	（１）基礎的な調査及び研究	① 少年の体験活動等に関する実態調査	・ 青少年の体験活動等に関する実態調査 [平成 18 年度～]	② 少年教育関係施設等基礎調査	・ 青少年教育関係施設等基礎調査 [平成 18 年度～]	③ 少年の意識等に関する国際比較調査			
（１）基礎的な調査及び研究													
① 少年の体験活動等に関する実態調査													
・ 青少年の体験活動等に関する実態調査 [平成 18 年度～]													
② 少年教育関係施設等基礎調査													
・ 青少年教育関係施設等基礎調査 [平成 18 年度～]													
③ 少年の意識等に関する国際比較調査													

課題等に対応した専門的な調査及び研究を行う。また、その成果等については、青少年教育に関する国の政策立案等にも資するものとする。	データベースの構築を行うなど、基礎的な調査及び研究を計画的かつ継続的に実施する。 （b）専門的な調査及び研究の実施 各施設における教育事業の活用などにより、青少年の各年齢期の課題、困難を有する青少年の問題、体験活動の教育効果に関する調査及び研究等を実施する。その際、社会学や心理学等の多様な関連学問領域との連携を図る。 また、都市型の青少年教育施設に関する調査研究を実施する。 （c）調査及び研究の成果等の活用 調査及び研究の成果等については、青少年教育に関する国の政策立案等に寄与するよう、成果等に基づいた政策提言を行う。	<table><tr><td>・アメリカ合衆国における政府主導の職員研修システムに関する調査 [平成23年度～26年度]</td></tr><tr><td>・諸外国の青少年教育施設等調査（文部科学省委託事業） [平成24年度]</td></tr><tr><td>・日米中韓の青少年の意識調査 [平成25年度～]</td></tr><tr><td>④ 少年教育に関する法令・答申・統計データ等の情報収集</td></tr><tr><td>⑤ 少年教育関係文献・資料の調査収集</td></tr><tr><td>（2）専門的な調査及び研究</td></tr><tr><td>① 年齢期における体験活動に関する調査研究</td></tr><tr><td>子どもの体験活動の実態に関する調査研究 [平成21年度～24年度]</td></tr><tr><td>・子供の生活力に関する実態調査 [平成23年度～]</td></tr><tr><td>・幼児版生活力チャレンジ [平成23年度～]</td></tr><tr><td>・体験カリキュラムの作成に関する調査研究 [平成26年度～]</td></tr><tr><td>② 少年教育施設等で実施される体験活動の教育効果に関する調査研究</td></tr><tr><td>・「リフレッシュ・キャンプ」参加者アンケート調査 [平成23年度]</td></tr><tr><td>・長期集団宿泊活動の推進と学校支援の在り方に関する研究 [平成24年度～25年度]</td></tr><tr><td>③ 難を有する青少年の体験活動等に関する調査研究</td></tr><tr><td>・青少年教育施設を活用したネット依存対策研究事業（文部科学省委託事業） [平成26年度]</td></tr><tr><td>・課題を抱える子どもの体験活動に関する調査研究 [平成23年度～24年度]</td></tr><tr><td>④ 然体験に関わる指導者養成カリキュラムに関する調査研究</td></tr><tr><td>・自然体験・野外教育における指導者養成のコーチングに関する基礎研究（科研費） [平成24年度～25年度]</td></tr><tr><td>・自然体験に関わる指導者養成カリキュラムに関する調査研究 [平成23年度]</td></tr><tr><td>⑤ どもの読書活動と人材育成に関する調査研究</td></tr><tr><td>・子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究 [平成23年度～25年度]</td></tr><tr><td>⑥ 少年教育の在り方に関する調査研究</td></tr><tr><td>・青少年教育関連職員の研修事業に関する研究 [平成25年度～]</td></tr><tr><td>・青少年教育史研究 [平成25年度～]</td></tr><tr><td>・防災教育の観点から見た青少年の体験活動プログラムの調査研究（文部科学省委託事業） [平成23年度]</td></tr><tr><td>・青少年の体験活動の意味と範囲に関する研究 [平成23年度～25年度]</td></tr><tr><td>・ふだんの生活などについてのアンケート調査 [平成26年度～]</td></tr></table> <table><tr><td>（1）基礎的な調査及び研究の実施</td></tr><tr><td>① 青少年の体験活動等に関する実態調査</td></tr><tr><td>機構においては、青少年教育の充実を図る上での基礎資料を得ること等を目的として、平成18年度より青少年の自然体験、生活体験・習慣の実態や自立に関する意識等について全国規模の調査を実施しており、平成24年度に実施した調査では、青少年の体験活動等の実態や経年変化（平成10年～平成24年）、「体験活動」と「保護者の子供との関わり（しつけ等）」、「自己肯定感」との関係などを明らかにした。 また、平成26年度は、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）を踏まえるとともに、ネット依存などの青少年を取り巻く問題を考慮し、体験活動に関する質問に新たな項目を入れ※、調査を実施した。 ※新たな項目の例</td></tr><tr><td>①</td></tr><tr><td>子供の貧困対策・・・保護者を対象とした調査票に、経済状況を問う項目を追加</td></tr><tr><td>②ネット依存・・・青少年を対象とした調査票に、携帯電話やスマートフォンの使用に関する意識を問う項目を追加</td></tr><tr><td>② 青少年教育関係施設等調査</td></tr><tr><td>機構においては3年に1度、青少年教育に関する施設等の事業運営に資するための基礎データを得ることを目的として、国公立・民間の青少年教育に関わる施設等の管理・運営に関する調査を実施している。得られたデータについては、集計及び分析に取り組むとともに、データの一部については、機構ホームページ「青少年活動場所ガイド」において情報提供を行っている。</td></tr><tr><td>③ 青少年の意識等に関する国際比較調査</td></tr></table>	・アメリカ合衆国における政府主導の職員研修システムに関する調査 [平成23年度～26年度]	・諸外国の青少年教育施設等調査（文部科学省委託事業） [平成24年度]	・日米中韓の青少年の意識調査 [平成25年度～]	④ 少年教育に関する法令・答申・統計データ等の情報収集	⑤ 少年教育関係文献・資料の調査収集	（2）専門的な調査及び研究	① 年齢期における体験活動に関する調査研究	子どもの体験活動の実態に関する調査研究 [平成21年度～24年度]	・子供の生活力に関する実態調査 [平成23年度～]	・幼児版生活力チャレンジ [平成23年度～]	・体験カリキュラムの作成に関する調査研究 [平成26年度～]	② 少年教育施設等で実施される体験活動の教育効果に関する調査研究	・「リフレッシュ・キャンプ」参加者アンケート調査 [平成23年度]	・長期集団宿泊活動の推進と学校支援の在り方に関する研究 [平成24年度～25年度]	③ 難を有する青少年の体験活動等に関する調査研究	・青少年教育施設を活用したネット依存対策研究事業（文部科学省委託事業） [平成26年度]	・課題を抱える子どもの体験活動に関する調査研究 [平成23年度～24年度]	④ 然体験に関わる指導者養成カリキュラムに関する調査研究	・自然体験・野外教育における指導者養成のコーチングに関する基礎研究（科研費） [平成24年度～25年度]	・自然体験に関わる指導者養成カリキュラムに関する調査研究 [平成23年度]	⑤ どもの読書活動と人材育成に関する調査研究	・子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究 [平成23年度～25年度]	⑥ 少年教育の在り方に関する調査研究	・青少年教育関連職員の研修事業に関する研究 [平成25年度～]	・青少年教育史研究 [平成25年度～]	・防災教育の観点から見た青少年の体験活動プログラムの調査研究（文部科学省委託事業） [平成23年度]	・青少年の体験活動の意味と範囲に関する研究 [平成23年度～25年度]	・ふだんの生活などについてのアンケート調査 [平成26年度～]	（1）基礎的な調査及び研究の実施	① 青少年の体験活動等に関する実態調査	機構においては、青少年教育の充実を図る上での基礎資料を得ること等を目的として、平成18年度より青少年の自然体験、生活体験・習慣の実態や自立に関する意識等について全国規模の調査を実施しており、平成24年度に実施した調査では、青少年の体験活動等の実態や経年変化（平成10年～平成24年）、「体験活動」と「保護者の子供との関わり（しつけ等）」、「自己肯定感」との関係などを明らかにした。 また、平成26年度は、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）を踏まえるとともに、ネット依存などの青少年を取り巻く問題を考慮し、体験活動に関する質問に新たな項目を入れ※、調査を実施した。 ※新たな項目の例	①	子供の貧困対策・・・保護者を対象とした調査票に、経済状況を問う項目を追加	②ネット依存・・・青少年を対象とした調査票に、携帯電話やスマートフォンの使用に関する意識を問う項目を追加	② 青少年教育関係施設等調査	機構においては3年に1度、青少年教育に関する施設等の事業運営に資するための基礎データを得ることを目的として、国公立・民間の青少年教育に関わる施設等の管理・運営に関する調査を実施している。得られたデータについては、集計及び分析に取り組むとともに、データの一部については、機構ホームページ「青少年活動場所ガイド」において情報提供を行っている。	③ 青少年の意識等に関する国際比較調査			
・アメリカ合衆国における政府主導の職員研修システムに関する調査 [平成23年度～26年度]																																										
・諸外国の青少年教育施設等調査（文部科学省委託事業） [平成24年度]																																										
・日米中韓の青少年の意識調査 [平成25年度～]																																										
④ 少年教育に関する法令・答申・統計データ等の情報収集																																										
⑤ 少年教育関係文献・資料の調査収集																																										
（2）専門的な調査及び研究																																										
① 年齢期における体験活動に関する調査研究																																										
子どもの体験活動の実態に関する調査研究 [平成21年度～24年度]																																										
・子供の生活力に関する実態調査 [平成23年度～]																																										
・幼児版生活力チャレンジ [平成23年度～]																																										
・体験カリキュラムの作成に関する調査研究 [平成26年度～]																																										
② 少年教育施設等で実施される体験活動の教育効果に関する調査研究																																										
・「リフレッシュ・キャンプ」参加者アンケート調査 [平成23年度]																																										
・長期集団宿泊活動の推進と学校支援の在り方に関する研究 [平成24年度～25年度]																																										
③ 難を有する青少年の体験活動等に関する調査研究																																										
・青少年教育施設を活用したネット依存対策研究事業（文部科学省委託事業） [平成26年度]																																										
・課題を抱える子どもの体験活動に関する調査研究 [平成23年度～24年度]																																										
④ 然体験に関わる指導者養成カリキュラムに関する調査研究																																										
・自然体験・野外教育における指導者養成のコーチングに関する基礎研究（科研費） [平成24年度～25年度]																																										
・自然体験に関わる指導者養成カリキュラムに関する調査研究 [平成23年度]																																										
⑤ どもの読書活動と人材育成に関する調査研究																																										
・子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究 [平成23年度～25年度]																																										
⑥ 少年教育の在り方に関する調査研究																																										
・青少年教育関連職員の研修事業に関する研究 [平成25年度～]																																										
・青少年教育史研究 [平成25年度～]																																										
・防災教育の観点から見た青少年の体験活動プログラムの調査研究（文部科学省委託事業） [平成23年度]																																										
・青少年の体験活動の意味と範囲に関する研究 [平成23年度～25年度]																																										
・ふだんの生活などについてのアンケート調査 [平成26年度～]																																										
（1）基礎的な調査及び研究の実施																																										
① 青少年の体験活動等に関する実態調査																																										
機構においては、青少年教育の充実を図る上での基礎資料を得ること等を目的として、平成18年度より青少年の自然体験、生活体験・習慣の実態や自立に関する意識等について全国規模の調査を実施しており、平成24年度に実施した調査では、青少年の体験活動等の実態や経年変化（平成10年～平成24年）、「体験活動」と「保護者の子供との関わり（しつけ等）」、「自己肯定感」との関係などを明らかにした。 また、平成26年度は、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）を踏まえるとともに、ネット依存などの青少年を取り巻く問題を考慮し、体験活動に関する質問に新たな項目を入れ※、調査を実施した。 ※新たな項目の例																																										
①																																										
子供の貧困対策・・・保護者を対象とした調査票に、経済状況を問う項目を追加																																										
②ネット依存・・・青少年を対象とした調査票に、携帯電話やスマートフォンの使用に関する意識を問う項目を追加																																										
② 青少年教育関係施設等調査																																										
機構においては3年に1度、青少年教育に関する施設等の事業運営に資するための基礎データを得ることを目的として、国公立・民間の青少年教育に関わる施設等の管理・運営に関する調査を実施している。得られたデータについては、集計及び分析に取り組むとともに、データの一部については、機構ホームページ「青少年活動場所ガイド」において情報提供を行っている。																																										
③ 青少年の意識等に関する国際比較調査																																										

			今後の青少年教育の参考とすることを目的として、4か国（日本、アメリカ、中国、韓国）の高校生を対象に、調査を実施している。 本調査は、これまで財団法人日本青少年研究所が毎年テーマを変えて実施してきたものであるが、同研究所が平成 25 年 8 月末に解散したことにより、機構が同調査を引き継ぐこととなり、平成 25 年度に高校生の科学等に関する意識調査を実施し、集計及び分析の後、平成 26 年度に公表した。 その他、平成 24 年度においては、文部科学省委託事業として、有識者で構成する研究会を設置し、イギリス、ドイツ、アメリカ、中国、韓国、フランスの青少年教育施設及び青少年教育行政の現状等について調査を実施し、国としては法整備、施設の許可、資金援助など民間や公立施設をバックアップする役割を担っているところが多いことが明らかになった。 ④ 青少年教育に関する法令・答申・統計データ等の情報収集 青少年及び青少年教育に関わる法令・審議会等の答申・各種統計データなどの情報を随時収集し、機構ホームページの「青少年教育情報ポータル」に掲載している。 ⑤ 青少年教育関係文献・資料の調査収集 青少年及び青少年教育に関する各種報告書、図書等の文献・資料などを青少年教育関係機関等から収集し、一般の方が青少年教育情報センターで閲覧できるようにするとともに、それらの書誌情報をホームページで提供した。 （２）専門的な調査及び研究の実施 ① 各年齢期における体験活動に関する調査研究 子供の頃の体験と体験を通して得られる資質・能力の関連性や、どの時期にどのような体験を行うと効果が高いかを明らかにすることを目的として、外部の有識者を含めた研究会を平成 20 年度に設置し、子供の頃に身に付けておくべき生活習慣や技術、礼儀作法などの技能を「生活力」として、これに関する調査研究を実施した。その研究成果等をもとに、子供の頃に体験しておくべき事柄について体系化した「体験カリキュラム」の作成に向けて検討を行っている。 ② 青少年教育施設等で実施される体験活動の教育効果に関する調査研究 青少年教育施設等で実施される体験活動が、青少年の成長にどのような影響を与えるかを明らかにするため、平成 23 年度においては、福島第一原子力発電所の事故の影響により、外遊びやプールの利用を控えるなど、日常生活の中で多くのストレスを抱えている福島県の児童生徒を対象に、心身の健全育成やリフレッシュを図るために、平成 23 年 7 月 21 日から 8 月 31 日の間に実施した「リフレッシュ・キャンプ」（主催：文部科学省、国立青少年教育振興機構）の参加者に対して、夏休み前の余暇時間の過ごし方や、キャンプに参加する前とキャンプに参加した後の意識や気持ち等を調査するアンケートを実施した。その結果、キャンプの参加前に比べて子供たちの意欲が向上したことなどが明らかになった。 また、平成 23 年度から全面実施された小学校学習指導要領において、自然体験活動を中心とする長期集団宿泊活動が推奨されたことを踏まえ、平成 24 年度から 2 か年で青少年教育研究センターと中央が共同で、学校の長期集団宿泊活動の実施を推進するための調査研究を実施し、集団宿泊活動を担当する教員の参考となる指導資料「学校教育における『集団宿泊活動』の手引き」を作成した。 ③ 困難を有する青少年の体験活動等に関する調査研究 課題を抱える子供に対する体験活動の有効性や効果について研究するため、本部が各教育施設と連携して、各教育施設で実施している、課題（特別支援、児童養護施設、不登校・ひきこもり・ニート、非行）を抱える子供たちを対象		
--	--	--	---	--	--

			とした事業等の成果について、横断的な分析・検討を行うとともに、不登校傾向の児童・生徒とその親を対象にした親子キャンプをモデル事業として実施するなどの調査研究に取り組み、平成 25 年 3 月に報告書をまとめた。 ④ 自然体験に関わる指導者養成カリキュラムに関する調査研究 安心安全な体験活動を展開していくためには、各地域に一定の知識・技術を備えた指導者を配置する必要がある。このため、平成 23 年度において、「自然体験に関わる指導者養成カリキュラムに関する調査研究」に取り組み、NPO 法人自然体験活動推進協議会（CONE）と連携して作業部会を設置し、自然体験活動指導者養成認定制度及びナショナルスタンダードとなる養成カリキュラムの検討を行った。その後、平成 20 年度から平成 24 年度まで文部科学省の委託事業として実施してきた自然体験活動指導者養成事業を発展させ、官民協働で体験活動に関する新たな指導者認定制度を平成 25 年 2 月に創設し、体験活動に関する正しい知識と経験を有する指導者資格の養成を開始した。 ⑤ 子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究 子供（特に中高校生）の読書環境の実態を把握するとともに、読書が成長に及ぼす効果等について、有識者で構成する研究会及び成人調査、教員調査、外国調査等のワーキンググループを設置し、平成 23～24 年度に調査研究を実施し、平成 24 年度に「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」報告書を公表した。また、平成 25 年度には、上記ワーキンググループの研究成果を取りまとめて公表した。 平成 23 年度は、アメリカ・フランス・ドイツから研究者を招聘して国際シンポジウムを開催した。 ⑥ 青少年教育の在り方に関する調査研究 青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図る青少年教育のナショナルセンターとして、国の政策課題や喫緊の青少年教育の課題、青少年教育関係者の問題意識及び青少年教育の在り方に関して明らかにすべき事項に対し、様々な専門的な調査研究を実施している。 このほか、「防災教育の観点に立った青少年の体験活動プログラムの調査研究（文部科学省委託事業）」、「青少年の体験活動の意味と範囲に関する研究」などを実施した。 また平成 27 年度に、都市型の青少年教育施設に関する調査研究を実施することとしている。 （３）成果の普及及び他の機関等での活用状況 ① 報告書等の作成 機構で実施した調査結果等を掲載した「青少年教育研究センター紀要」を作成し、機構ホームページに掲載するとともに、関係機関・団体などに配布した。また、調査研究結果についても、報告書やリーフレットを作成し機構ホームページに掲載するとともに、文部科学省や関係機関・団体などに配布した。さらに、一般の研究者が二次分析に使うことができる個票データを機構ホームページからダウンロードできるようにし、その活用を図った。 特に、平成 25 年度に作成した集団宿泊活動を担当する教員の参考となる指導資料「学校教育における『集団宿泊活動』の手引き」は、教育委員会や学校などから校長会や研修会などで使用したいとの依頼が多く、増刷して配布した。 ② 調査及び研究の成果等の活用状況 「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」、「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」、「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」、「『リフレッシュ・キャンプ』参加者アンケート」等の調査結果については、「今後の青少年の体験活動の推進について（平成 25 年 1 月 21 日 中央			
--	--	--	---	--	--	--

				教育審議会答申)」、「文部科学白書」、「子ども・若者白書（内閣府作成）」など、国や自治体、民間団体等の資料や新聞報道に活用された。「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」の調査結果については、平成 25 年度大学入試センター試験の問題に引用された。 また、これまでの調査結果をわかりやすくまとめたリーフレット「かわいい子には体験を！」や「子どもの頃の読書は豊かな人生の第一歩」について、教育委員会、公立青少年教育施設及び民間団体等から多数の送付依頼があった。			
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－5	青少年教育団体が行う活動に対する助成				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立青少年教育振興機構法 第三条	業務に関連する政策・施策	政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2－3 青少年の健全育成	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 2 7 年度） 2－3 行政事業レビューシート番号 0 0 7 1、0 0 7 2

2. 主要な経年データ																
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
—	計画値	—	—	—	—	—	—	—				決算額（百万円）	1,351	1,205	1,181	1,581
	実績値	—	—	—	—	—	—	—				従事人員数（人）	13	10	11	11
	達成度	—	—	—	—	—	—	—								

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価			
				業務実績		自己評価		(見込評価)		(期間実績評価)	
	5. 青少年教育団体が行う活動に対する助成	5. 青少年教育団体が行う活動に対する助成	＜その他の指標＞ 【青少年教育団体が行う活動に対する助成】 助成金の交付状況 ・助成事業が的確に実施され、十分な成果が得られているか。 ・助成金は、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく交付されているか。 ・特色ある新たな取組、取組の裾野を拡げるような活動に交付されているか。	＜実績報告書等参照箇所＞ 第2期中期目標期間（平成23～27年度）見込実績自己評価書P2-36～2-41（第2章5 1～4）		＜自己評価書参照箇所＞ 第2期中期目標期間（平成23～27年度）見込実績自己評価書P2-42（第2章5 5）		評価	B	評価	
	子どもたちの健全育成のためには、NPO、企業など「新しい公共」の担い手となる民間の役割が不可欠であり、特に地域における民間主導の子どもの健全育成のための活動は重要であることから、主に地域レベルで民間団体が行う活動に対し、財政的支援を行うことにより、民間団体の活動の一層の活性化を図る。	（1）助成金の交付 青少年教育団体に対し、当該団体が行う以下に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付する。その際、体験活動と読書活動に対する助成については、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく子どもの活動機会が提供されるよう留意しつつ、特色ある新たな取組や、活動の振興を図る取組の裾野を拡げるような活動を中心に交付を行う。なお、助成金の交付に当たっては、文部科学省が直接行う同様の助成事業との役割分担を踏まえ、より効果的・効率的な執行を行う。	客観性・透明性の確保状況 ・選考手続き等に客観性や透明性が確保されているか。	＜主要な業務実績＞ 5 青少年教育団体が行う活動に対する助成		＜評価と根拠＞ 評価：A		＜評定に至った理由＞ 助成金の応募数が約8割の都道府県において増加したことや、助成金の審査は、基本方針や採択結果等をホームページに掲載するなど選考手続き等の客観性・透明性の確保に努めている。資金の確保については、毎年度7から8百万円の民間出えん金を確保しているところであるが、機構のこれまでの実績が認められたりするなどして、平成26年度に大口の出えん金を獲得し、平成22年度末と比較して、約11倍の多額の出捐金の獲得につながっている。		＜評定に至った理由＞	
	（1）助成金の交付 青少年教育団体に対し、当該団体が行う以下の活動に対して助成金を交付する。なお、助成金の交付に当たっては、文部科学省が直接行う同様の助成事業との役割分担を踏まえ、より効果的・効率的な執行を行う。また、活動事例を収集するとともに、関係団体等への情報提供を行う。	また、子どもの体験活動・読書活動等、助成活動の事例を収集するとともに、ホームページ等を通じた関係団体への情報提供を行う。	資金の確保、運用・管理の状況 ・民間企業等からの寄附金獲得のための活動が積極的に行われているか。 ・資金の運用及び管理について、客観性及び透明性が確保され、安全性の高い金融商品等で運用し、適切に管理されているか。	表2-16-1 助成金の応募状況（活動区分別）（単位：件）		青少年教育団体が行う活動に対する助成については、応募数、採択数、参加人数とも平成23年度から26年度にかけて増加傾向にあり、約8割の都道府県において応募数が増加しており、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく子供の活動機会が提供されるよう留意しながら助成金を交付した。また、団体等に助成するに当たり、年2回の募集の制度化、電子申請の導入など、申請手続きの見直し等に取り組んだ。		＜今後の課題＞			
				表2-16-2 助成金の応募状況（金額）（単位：千円）		さらに、平成26年度には、国の重要な政策課題である子供の貧困問題に対応するため、経済的に困難な状況にある子供の負担が軽減されるよう新たに措置を講じた。加えて、平成23年度以降、寄附の継続を働きかけるなど積極的な募金広報を展開し、平成26年度末における出えん金の残高は、大口の出えん金を獲得したことから平成22年度末と比較し、約11倍と大幅に増額した。		＜その他事項＞			
				表2-17 助成活動への参加状況（単位：人）		【助成金の交付に関する計画】 青少年教育団体が行う活動に対し助成をするに当たり、特に平成26年度は募集説明会を31か所で開催するなど、従前の5倍以上の規模で広報するとともに、他の団体等が主催する会議にも参加し、本助成金を通じて、体験活動の裾野がより広がるよう働きかけを行った。					
						これらの事を総合的に勘案してA評価とした。					
						【助成金の交付に関する計画】 青少年教育団体が行う活動に対し助成をするに当たり、特に平成26年度は募集説明会を31か所で開催するなど、従前の5倍以上の規模で広報するとともに、他の団体等が主催する会議にも参加し、本助成金を通じて、体験活動の裾野がより広がるよう働きかけを行った。					
						その結果、平成26年度の応募件数は5,135件と平成23年度と比べ約700件以上増加するとともに、					

	(b) 子どもの読書活動の振興を図る活動に対する助成 (c) インターネット等を通じて提供することができる子ども向けの教材の開発を行う活動に対する助成	①子どもを対象とする自然体験、社会奉仕体験、職業体験、科学技術体験、交流体験等の体験活動の機会を提供する活動 ②指導者の養成や関係団体間の交流・連携等、子どもを対象とする体験活動を支援するための活動 (b) 子どもの読書活動の振興を図る活動に対する助成 ①子どもを対象とする読書会、読み聞かせ等の読書活動を推進する活動 ②読書ボランティアの養成や関係団体間の交流・連携等、子どもを対象とする読書活動を支援するための活動 (c) インターネット等を通じて提供することができる子ども向けの教材の開発・普及を行う活動に対する助成		1. 助成活動の募集 (1) 募集に係る広報の状況 ① 募集説明会の実施等 助成活動の募集については、全国で募集説明会を開催しており、平成 26 年度募集においては 31 か所（平成 25 年度 6 か所）で開催した。また、PTA 等の主催会議にも出向き、様々な機会を活用して子どもゆめ基金の説明会を実施した。 ② 周知を図る取組 助成活動の事例と申請時のポイントをまとめた「子どもゆめ基金ガイド」を作成し、全国の関係機関等へ配付するとともに、ホームページに掲載し広く情報提供を行った。 また、各都道府県等の担当者を集めた「都道府県・政令指定都市 青少年体験活動担当者会議」を開催し、子どもゆめ基金の更なる周知と理解促進を図った。その結果、都道府県等で行われる会議において子どもゆめ基金が周知されたほか、平成 26 年度末までに、45 の都道府県等において申請・相談窓口が設置された。 全教育施設においては、「子どもゆめ基金体験の風リレーションシップ事業」を実施し、子どもゆめ基金の周知を図った。 (2) 助成金の応募状況（表 2-16-1～5 参照） 平成 23～26 年度助成活動の分野別の応募件数は、体験活動計 16,048 件、読書活動計 2,445 件、教材開発・普及活動計 325 件、合計 18,818 件である。 なお、都道府県別に見ると、東京都、大阪府、北海道の応募が多く、平成 26 年度の応募件数は、平成 23 年度と比較し、約 8 割の都道府県において増加した。 また、応募団体数は、計 10,542 団体であり、このうち新規の応募団体数は、計 4,065 団体（全体の 38.6%）であった。	加えて、応募団体数も 2,880 団体となり、平成 23 年度と比べ、約 400 団体以上増加した。更には、助成が確定した活動への参加人数も 786,897 人となり、平成 23 年度と比べ約 132,500 人増加したことから、体験活動の裾野が着実に広がっている。 また、本助成金ではひとり親や知的障害を持つ子供たちを対象とした活動に対しても支援を行い、特に平成 26 年度は「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月閣議決定）を踏まえ、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費などの自己負担経費を助成対象とするなど、国の重要な政策課題に対しても積極的に取組を進めた。 さらに、平成 27 年度助成から、これまで全国及び都道府県規模で継続して行う活動への助成の上限を 5 年間としていたが、団体が活動内容等の見直しを行っている場合は、6 年目以降の活動も助成金の対象とするなど、助成団体のニーズを踏まえ、制度そのものの改善を進めた。 【選考手続き等の客観性及び透明性の確保】 毎年、助成活動の審査は、体験活動や読書活動の分野において実務経験を持ち、青少年教育に高い識見を有する外部有識者で構成する「子どもゆめ基金審査委員会」で行った。 さらに平成 26 年度助成から、選考手続きにおいて自然体験活動に関する応募案件を審査する専門委員会は、他の委員会に比べ審査件数が多いことから、現在設置している 3 つの自然体験活動専門委員会に加え、新たに専門委員会を 1 つ設置し、多数の応募があった場合でも客観性・透明性の高い審査が確実に行えるような体制を整備した。 【資金の確保、運用及び管理の客観性及び透明性の確保】 平成 23 年度以降、寄附者に対し	する子供の負担が軽減されるような措置を講ずるなど、政府の政策実現に寄与している。 これらのことから当該項目は、総合的に勘案し、中期目標における所期の目標を達成していると認められるため B 評定とした。 ＜今後の課題＞ 新規団体の拡大や、地域に偏りがでないように引き続き、戦略的な広報活動を行っていくことが重要である。 ＜WT 委員からの助言＞ 交付した団体が確実に計画通りに事業が実施できるよう、職員がきめ細かい指導・助言に努めることが重要である。	
--	---	---	--	---	--	--	--

			表 2-16-3 助成金の応募・採択状況（都道府県別）（単位：件）									て、寄附者名を掲載したグッズを送付し、寄附の継続を働きかけるなど積極的な募金広報を展開し、平成 26 年度末における出えん金の残高は、大口の出えん金を獲得したことから平成 22 年度末と比較し、約 11 倍と大幅に増額した。
				平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		
			応募件数	採択件数	応募件数	採択件数	応募件数	採択件数	応募件数	採択件数		
		北海道	264	233	289	213	268	195	248	237		
		青森県	20	18	32	26	28	23	34	29		
		岩手県	31	30	48	41	36	31	47	36		
		宮城県	59	47	62	45	70	54	53	48		
		秋田県	24	16	23	14	26	21	34	32		
		山形県	20	19	26	25	27	26	43	38		
		福島県	53	38	48	30	52	24	97	82		
		宮城県	66	51	64	48	49	36	67	62		
		栃木県	85	69	85	69	71	63	68	62		
		群馬県	58	51	61	44	73	48	72	66		
		埼玉県	99	79	140	107	135	107	175	154		
		千葉県	146	120	175	126	159	130	220	199		
		東京都	740	566	748	520	781	574	829	754		
		神奈川県	149	102	155	92	146	106	174	150		
		新潟県	100	72	74	64	99	75	94	87		
		富山県	24	23	20	15	21	18	22	16		
		石川県	54	44	43	34	62	46	56	54		
		福井県	47	39	59	51	71	44	45	41		
		山梨県	35	33	29	26	46	39	65	59		
		長野県	120	97	116	86	101	74	110	94		
		岐阜県	84	62	74	54	89	64	75	70		
		静岡県	80	61	91	68	89	68	116	105		
		愛知県	120	86	137	101	129	104	207	181		
		三重県	35	27	44	28	45	34	40	35		
		滋賀県	89	81	96	75	85	73	64	60		
		京都府	98	77	107	69	80	56	107	94		
		大阪府	359	278	438	328	412	334	426	386		
		兵庫県	180	144	196	149	213	166	237	204		
		奈良県	47	35	72	55	73	52	73	62		
		和歌山県	38	33	61	44	55	42	66	58		
		鳥取県	19	16	19	11	11	7	14	12		
		島根県	35	25	22	18	35	27	32	32		
		岡山県	59	50	59	46	59	45	96	77		
		広島県	42	33	40	28	34	21	55	41		
		山口県	36	30	28	21	28	25	41	36		
		徳島県	72	62	86	58	62	44	57	53		
		香川県	38	30	30	23	43	28	48	42		
		愛媛県	36	32	42	35	53	46	81	70		
		高知県	21	18	37	28	33	25	46	40		
		福岡県	237	203	232	184	205	153	218	200		
		佐賀県	16	12	11	9	16	11	20	18		
		長崎県	62	56	59	48	62	38	35	34		
		熊本県	114	95	106	82	118	86	111	98		
		大分県	28	24	32	25	40	33	41	38		
		宮崎県	42	35	46	36	65	53	70	64		
		鹿児島県	151	120	154	106	152	120	166	155		
		沖縄県	40	29	49	28	39	28	40	30		
		合計	4, 372	3, 501	4, 665	3, 433	4, 646	3, 517	5, 135	4, 595		
		表 2-16-4 助成金の応募状況（団体種別）（単位：団体）										
		団 体 種 別	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計					
		財団法人・社団法人	221	218	261	317	1, 017					
		特定非営利活動法人	557	577	676	692	2, 502					
		法人格を有しない団体等	1, 682	1, 754	1, 716	1, 871	7, 023					
		合 計	2, 460	2, 549	2, 653	2, 880	10, 542					

			表 2-16-5 助成金の応募状況（新規団体数） <table> <tr> <th colspan="2"></th><th colspan="4">（単位：団体）</th></tr> <tr> <th>団体種別</th><th>平成 23 年度</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>合計</th></tr> <tr> <td>新規団体数</td><td>792 (32.2%)</td><td>838 (32.9%)</td><td>919 (34.6%)</td><td>1,516 (52.6%)</td><td>4,065 (38.6%)</td></tr> </table> 2. 助成金の交付 （1）助成金の交付状況 助成金の交付に際しては、外部有識者から構成される「子どもゆめ基金審査委員会」に審査を諮問し、特色ある取組や裾野を広げるような活動を中心に助成するという基本方針で交付した。平成 23～26 年度においては、計 13,789 件・計 5,308,115 千円を助成した。 （2）事務手続きの見直し等に関する取組 ① 平成 25 年度助成から「内定」の手続きを廃止した。団体に対するアンケートでは、9 割の団体から支持された。 ② 平成 25 年度助成から前期と後期に分けて年に 2 回募集した。 ③ 平成 26 年度助成から電子申請を導入した。その結果、平成 26 年度申請件数の半数近くが電子申請によるものであった。 ④ 平成 27 年度助成から、全国及び都道府県規模で継続して行う活動への助成を 5 年間までとするこれまでの制度を、活動内容等の見直しを行っている場合は、6 年目以降の活動も助成金の対象とするよう見直した。 また、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）を踏まえ、機構において「青少年の自立する力応援プロジェクト」を立ち上げて、その中で、民間団体が経済的に困難な環境にある子供を対象とした体験活動や読書活動を行う場合、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費などの自己負担経費を特に助成の対象とすることで、子供の負担が軽減されるよう措置を講じた。 （3）適正な助成に向けた取組 助成活動の実施状況と経理状況を確認するため、平成 23～26 年度においては、276 件を抽出し調査を行った。調査結果はおおむね適正であったが、関係書類の管理に不備が見受けられた団体については、改善するよう指導した。 （4）助成金の成果 平成 23～26 年度においては、10,542 団体、13,789 件の活動に助成したことにより、2,594,877 人に様々な体験活動や読書活動の機会が提供され、子供の体験活動等を支援する指導者等を対象とした活動には、179,205 人の指導者が参加した。			（単位：団体）				団体種別	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計	新規団体数	792 (32.2%)	838 (32.9%)	919 (34.6%)	1,516 (52.6%)	4,065 (38.6%)		
		（単位：団体）																					
団体種別	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計																		
新規団体数	792 (32.2%)	838 (32.9%)	919 (34.6%)	1,516 (52.6%)	4,065 (38.6%)																		
（2）選考手続き等の客観性及び透明性の確保 助成金の交付に係る選考手続き等に関し、客観性及び透明性を確保する。	（2）選考手続き等の客観性及び透明性の確保 引き続き、外部専門家や有識者等の参加を得た第三者による委員会を設置（必要に応じて分野ごとの専門委員会を置く。）し、審査方法等選定に関する基準を策定の上、審査を行い、採択結果及び選考に関する基		3. 選考手続き等の客観性及び透明性の確保 （1）選考手続きの状況 ① 審査委員会組織及び審査体制（図 2-17 参照） 助成活動の審査は、体験活動や読書活動の分野において実務経験を持ち、青少年教育に高い識見を有する外部有識者で構成する「子どもゆめ基金審査委員会」で行った。																				

	準をホームページ等により公表する。		図 2-17 平成 26 年度助成審査委員会の審査体制 理事長 ①諮問 審査委員会(13人) ②付託 ④答申 ③報告 <table><tr><th colspan="12">専 門 委 員 会</th></tr><tr><td>自然体験活動第1専門委員会</td><td>自然体験活動第2専門委員会</td><td>自然体験活動第3専門委員会</td><td>自然体験活動第4専門委員会</td><td>科学体験活動専門委員会</td><td>交流体験活動第1専門委員会</td><td>交流体験活動第2専門委員会</td><td>交流体験活動第3専門委員会</td><td>社会奉仕・職場・その他の体験活動第1専門委員会</td><td>読書活動第1専門委員会</td><td>読書活動第2専門委員会</td><td>教材開発・普及活動専門委員会</td></tr><tr><td>3人</td><td>3人</td><td>3人</td><td>3人</td><td>3人</td><td>3人</td><td>3人</td><td>3人</td><td>3人</td><td>3人</td><td>3人</td><td>5人</td></tr></table> (注) 自然体験活動第 4 専門委員会は、平成 26 年度助成より新設。 ② 審査委員会及び各専門委員会の審査方法 助成に係る審査については、審査委員会が定めた助成金交付の基本方針を踏まえ、各専門委員会が審査の方法等について認識の共有を図り、助成対象活動の評定を行い、審査委員会へ報告した。審査委員会においては、各専門委員会の評定結果に基づき、助成対象活動の採択を行った。 (2) 選考手続き等の客観性及び透明性の確保に関する取組 審査状況や採択結果のほか、助成金交付の基本方針（選考基準）、審査委員・専門委員名をホームページに掲載するとともに、都道府県教育委員会にも資料提供を行い、客観性・透明性の確保に努めた。	専 門 委 員 会												自然体験活動第1専門委員会	自然体験活動第2専門委員会	自然体験活動第3専門委員会	自然体験活動第4専門委員会	科学体験活動専門委員会	交流体験活動第1専門委員会	交流体験活動第2専門委員会	交流体験活動第3専門委員会	社会奉仕・職場・その他の体験活動第1専門委員会	読書活動第1専門委員会	読書活動第2専門委員会	教材開発・普及活動専門委員会	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	5人		
専 門 委 員 会																																									
自然体験活動第1専門委員会	自然体験活動第2専門委員会	自然体験活動第3専門委員会	自然体験活動第4専門委員会	科学体験活動専門委員会	交流体験活動第1専門委員会	交流体験活動第2専門委員会	交流体験活動第3専門委員会	社会奉仕・職場・その他の体験活動第1専門委員会	読書活動第1専門委員会	読書活動第2専門委員会	教材開発・普及活動専門委員会																														
3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	5人																														
(3) 資金の確保、運用及び管理の客観性及び透明性の確保 資金の確保については、民間からの寄附の一層の獲得に努める。また、資金の運用及び管理においては、客観性及び透明性を確保し、安全性に十分留意するとともに、資金により生じた運用益の用途を明確にする。	(3) 資金の確保、運用及び管理の客観性及び透明性の確保 資金の確保については、全国規模である法人のメリットを活かして、民間企業等からの寄附金獲得のための活動を積極的に行う。資金の運用及び管理については、資金管理委員会により客観性及び透明性を確保するとともに、安全性が高い金融機関及び金融商品で運用し、適切に管理する。	4. 資金の確保、運用及び管理の客観性及び透明性の確保 (1) 資金の拡大についての活動状況 ① 出えん金の募集広報の状況 ア. 振替払込書付きの募金のチラシを作成し、各教育施設の教育事業の参加者や利用者に配付するとともに、全国で開催した普及啓発事業の参加者に配付し、募金広報を展開した。 イ. ホームページ、募金のチラシ、子どもゆめ基金ガイド、手提げ袋、クリアファイルに基金への募金依頼及び寄附者名を掲載することにより、多くの方々に募金広報と寄附者の紹介を行った。また、子どもゆめ基金ガイドに募金の振替払込書をつづり込み、募金広報を充実するとともに、寄附者への便宜を図った。 また、平成 25・26 年度の寄附者に対して、寄付者名を掲載した上記のグッズを送付し、寄附の継続を働きかけた。 ウ. ホームページの寄附者一覧のページを毎月更新し、寄附していただいた企業や機関・団体、個人の名前を迅速に公表した。 エ. 教育施設に募金箱を設置し、募金箱に子どもゆめ基金のチラシや振替払込書付きの募金のチラシを設置し、教育施設の利用者を対象に募金の周知を図った。 オ. センター構内設置の清涼飲料水等の自動販売機の売り上げの一部を寄附金として受け入れている。また、清涼飲料水販売会社と連携し、子どもゆめ基金の説明やキャラクターを表記した自動販売機を考案し、機構以外に設置した場合も同様に売り上げの一部を寄附金として受け入れている。 カ. 民間のカード会社と契約し、ポイント還元対象の一つとして「子どもゆめ基金へ募金」を設定																																							

				し、寄附の拡充を図るとともに、子どもゆめ基金の周知を図った。 キ. 子どもゆめ基金の認知度を向上させるとともに、基金に対する一層の周知を図るため、以下の取組を実施した。 a. 子どもゆめ基金紹介リーフレットを作成し、各教育施設の教育事業の参加者や利用者に配付するとともに、全国で開催した普及啓発事業の参加者に配付した。 b. 「子どもゆめ基金」、「読書・手伝い・外あそび」、「かがやく先輩からのメッセージ」、「体験の風をおこそう」、「早ね早おき朝ごはん」と印刷した絆創膏 5 枚セットに、「かすり傷は、子どもの勲章！」とのメッセージを添えて、全教育施設を活用して話題性のある広報を行った。 ② 資金の確保 平成 23～26 年度においては、民間からの出えん金として、830,033,384 円（累計額 911,892,237 円）を受け入れた。 特に、平成 26 年度には大口の出えん金（800,000,000 円）を獲得している。 （２）資金運用の実施状況 資金の運用については、資金等運用規則に基づき、資金管理委員会の審議結果を踏まえ、運用可能な金融商品すべてについて、金融機関等からの提案のうち、最も有利な金融商品を選定し、金融情勢に応じて安全かつ効率的な運用を図っている。			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－6		共通的事項			
当該事業実施に係る根拠		独立行政法人国立青少年教育振興機構法 第三条	業務に関連する 政策・施策	政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2－3 青少年の健全育成	関連する政策評価・ 行政事業レビュー 事前分析表（平成 2 7 年度） 2－3 行政事業レビューシート番号 0 0 7 1、0 0 7 2

2. 主要な経年データ																
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
—	計画値	—	—	—	—	—	—	—			決算額（百万円）	2,139	1,991	2,046	2,439	
	実績値	—	—	—	—	—	—	—			従事人員数（人）	336	335	333	332	
	達成度	—	—	—	—	—	—	—								

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	6. 共通的事項	6. 共通的事項	＜その他の指標＞ 【共通的事項】 広報の状況 ・インターネットやマスメディアの活用がなされているか。 ・青少年教育に関連するデータベースの構築・更新がなされているか。 ・刊行物等広報関係資料の配布がなされているか。	＜実績報告書等参照箇所＞ 第2期中期目標期間（平成23～27年度）見込実績自己評価書 P2-43～2-51（第2章6 1～5）	＜自己評価書参照箇所＞ 第2期中期目標期間（平成23～27年度）見込実績自己評価書 P2-51～2-52（第2章6 6）	評価	B	評価	
	上記の1～5に掲げる各業務間の有機的な連携を推進するとともに、各業務の性質に応じて、以下の内容について取り組む。	上記の1～5に掲げる各業務間の有機的な連携を図るとともに、その特質に応じて、以下の事項を行う。		＜主要な業務実績＞ 1. 広報の充実 機構は、青少年教育に対する理解を増進させ、機構の取組の周知を図り、教育施設の利用促進や事業への参加を促すため、対象者に応じた様々な広報を実施している。 「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動、子どもゆめ基金などの普及啓発、体験活動プログラムの実施方法や留意点などを分かりやすくまとめた冊子「体験・遊びナビゲーター」等の広報関係資料を作成するとともに、機構の取組の周知を図るため、新聞・雑誌へ事業に関する記事の連載、事業成果等のホームページでの提供、概要やリーフレット等の広報資料の配布を行った。さらに、教育施設の利用や事業参加を促進するため、直接訪問を基本に、郵送、ホームページ等により事業や利用案内などの広報資料を発信するとともに、普及啓発事業を実施した。 これらの取組は、平成24年度以降の総利用者が3年連続500万人を突破するなど、利用者数確保へ成果として現れている。 （1）ホームページによる広報（表2-18参照） 機構ホームページでは、本部内の各部署及び各教育施設と連携し、事業の募集や成果の報告などの最新の情報を提供している。 平成23～26年度においては、ホームページから教育事業の申し込みができるシステムの導入（平成24年度）や、動画サイトYouTubeを用いた活動紹介ページ「体験遊びナビチャンネル」の開設（平成26年度）などを行った。また、教育施設においては、ホームページのリニューアル、職員によるブログやFacebookページの開設、写真や動画での活動内容や事業紹介、メールマガジンの発行、ライブカメラの設置など、ホームページによる広報を充実させ体験活動の普及にも努めるとともに、空室状況やキャンセル情報を掲載するなど、利用者の利便性の向上にも取り組んだ。	各種メディアの活用等による広報の充実、活動プログラムや事業の運営方法等の成果について公立青少年教育施設等に対する成果の普及、アンケート調査やその結果を踏まえた業務への改善など各業務の点検・評価の推進、各業務における安全性の確保、民間団体・企業・ボランティア等の参画の推進に積極的に務めた。 特に、国の喫緊の課題である子供の貧困対策に係る取組として、新たに「青少年の自立する力応援プロジェクト」を立ち上げて、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）に明記されている取組だけでなく、それ以外の取組として、児童養護施設等を退所後、高等教育機関に進学した学生の生活及び自立を支援する「学生サポーター」制度の創設を行い、12名を9施設に配置するなど、機構を挙げた取組を行っていることなどから、A評価とした。	＜評価に至った理由＞ 評価の根拠に当たっては以下のとおりである。 ○広報の充実 新たな広報の方法として、ホームページから教育事業の申込みができるシステムの導入や、動画サイトYouTubeを用いた活動紹介ページ「体験遊びナビチャンネル」の開設など、利用者目線に合った広報の工夫を凝らし、ホームページによる広報の強化及びメディアの積極的な活用などにより広報の充実に努めている。これらの取組が一因となって、平成24年度～平成26年度までの総利用者数は、3年連続で500万人を上回るなどの成果が得られた。 ○各業務の成果の普及 新たに成果を意図的・計画的に公立青少年教育施設等に普及させるため、実際に公立青少年教育施設等でプログラム等が実施されるよう試行的な事業として、公立青少年教育施設等の職員と一緒に取り組むなど、活動プログラムや事業の運営方法等の成果の普及推進に努めている		＜評価に至った理由＞ ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞	
	（1）広報の充実	（1）広報の充実	成果の普及の状況 ・開発したプログラムを汎用性のあるプログラムとして提供するなどの工夫がなされているか。 ・様々な機会を活用して、適時適切な情報提供が行われているか。 ・成果の普及状況や公立施設・関係機関・団体等のニーズ把握のための各種情報収集が行われているか。	表2-18 機構本部ホームページのトップページアクセス数（単位：件）					
業務全般について、広く国民に対する情報発信機能を強化するため、インターネットやマスメディア等を通じたより効果的な広報を充実し、国民の青少年教育に対する理解を増進させる。	国民の青少年教育に対する理解を増進するとともに、機構の業務内容の周知や各施設の研修利用の促進を図るため、事業等の目的・内容及び成果並びに各施設の情報などについて、インターネットやマスメディアの積極的な活用、刊行物等広報関係資料の配付や青少年教育に関連するデータベースの構築・更新などにより、一層効果的かつ戦略的な広報を実施する。	点検・評価の状況 ・対象者や団体に対するアンケート調査が的確に実施され、その結果が随時改善に活かされているか。 ・業務全般に関する自己点検・評価や、第三者による外部評価が実施され、評価結果が業務の改善に反映されているか。							
		安全性の確保の状況 ・日常的に施設設備の安全点検が実施されているか。 ・ヒヤリ・ハット事							

		例の蓄積、施設間での共有がなされ、公立施設等外部の機関に対して、体験活動の安全性の確保に関する発信がなされているか。 ・安全マニュアルの整備・充実やその遵守に取り組まれているか。 ・職員研修、利用者への安全指導の徹底が行われているか。 民間団体等の参画状況 ・民間団体・企業等の参画を得た事業等が実施されているか。 ・各分野の専門的な指導者の協力を得た事業運営に取り組まれているか。 ・ボランティアの登録・研修が進められているか。	成 26 年 4～7 月（計 13 回）、平成 27 年 1～3 月（計 9 回）にわたって放送した。また、「体験・遊びナビチャンネル」としてホームページにも掲載した。 各教育施設においても、地元のテレビや新聞、ラジオ、広報誌などに積極的に PR 活動を行い、その結果、事業案内や活動内容の様子が取り上げられ、多くの教育事業参加者や利用者を集めることができた。 （３）青少年教育に関する情報提供 ① 青少年教育に関するデータベース 機構ホームページの青少年教育情報ポータルにおいては、全国の青少年教育関係施設を紹介する「青少年活動場所ガイド」、各教育施設が実施した教育事業プログラムを紹介する「教育事業プログラム検索」、青少年教育関係資料の書誌情報を紹介する「青少年教育情報センター図書検索」、調査研究報告書の全文データを掲載する「調査研究報告書検索」などを提供しており、各データベースについては、毎年度プログラムや青少年教育情報センターで収集した資料の書誌情報を追加するとともに、機構で実施した調査研究の二次分析に使える個票データを提供する仕組みの構築（平成 23 年度）を行うなど、利用者の利便性の向上にも取り組んでいる。なお、平成 23～26 年度の青少年教育情報ポータルアクセス数は、1,345,362 件である。 ② 青少年教育情報センター 平成 26 年度末現在、青少年教育情報センターに所蔵している書籍・資料は、国・地方公共団体及び青少年関係機関・団体等が発行する答申や事業報告書、調査研究報告書等の行政資料・団体資料（約 32,600 冊）、青少年教育や青少年心理、学校教育・社会教育等の青少年教育関係図書（和書約 34,300 冊、洋書約 3,260 冊）、青少年教育関係機関等が発行する定期刊行物等（約 190 誌、約 22,800 冊）、青少年教育関係の DVD 等の視聴覚資料（約 2,100 本）であり、毎年度蔵書等数を増やしている。なお、平成 23～26 年度の入館者数は、73,193 人であった。 （４）広報関係資料の配布 本部では、機構の紹介や調査結果をわかりやすくまとめたリーフレットやポスターを青少年教育施設や大学及び読書活動を推進している民間団体等に広く作成・配布するほか、イベントへの出展、機構職員の講演などの機会においても配布した。さらに、「体験の風をおこそう」運動、「早寝早起き朝ごはん」国民運動及び子どもゆめ基金の広報資料については、全国規模の会議やイベント等を通じて配布している。 なお、各教育施設においては、幼稚園・保育所、学校、企業、スポーツ団体など対象別の利用促進チラシ、近隣の体験活動関連施設・団体との合同パンフレット、広報用 DVD や広報誌などを作成し、郵送したりイベント時に配布するとともに、職員が直接訪問して配布することを基本とした広報に特に力を入れて実施している。	き、機構の取組についての周知を図り、施設の利用や事業に参加してもらうことで、各教育施設の利用促進を図ることを目標としている。 【各業務の成果の普及】 機構の業務の成果等の活用・普及を図るため、活動プログラムや事業の運営方法等の成果について公立青少年教育施設等に対し積極的に情報提供を行った。 平成 23～26 年度において、計 499 件の開発したプログラムや活動プログラム等が公立施設等で活用・実施されている。特に、平成 26 年度においては、機構で開発したプログラム等が公立施設等で 109 件活用されており、平成 25 年度に比べ 41 件も増加している。これは、教育施設職員が関係団体と連携し、ニーズに合ったプログラム開発の試行事業を実施した成果と言える。 【各業務の点検・評価の推進】 利用団体に対するアンケート調査については、利用者の要望・意見を取り入れ改善策を講じるとともに、効果的に施設運営に反映できるようなアンケート項目自体も見直した。 平成 28 年度から「新施設利用アンケート」を本格実施できるよう、平成 27 年度においては全教育施設で試行的に実施することとしている。 【各業務における安全	へ伝達し、対応の検討の上、業務改善に努めている。 ○各業務における安全性の確保 日常的な施設整備の安全点検として、教育施設が作成している「危機管理マニュアル」等の最新の内容に更新されているか把握をし、かつ改訂版の提出について、教育施設への周知徹底を図ることに加え、新たに「安全管理関連ポータルサイト」及び「安全点検チェックリスト」などのコンテンツを設け、各教育施設への周知徹底を図っている。また、平成 23 年度より編集している、事故等につながるような事例を集積した「事故事例集」の更なる事例の蓄積、編さんを行い、国公立の青少年教育施設の職員、教育委員会担当者、民間事業者等の外部機関に対し情報発信をするとともに、教育施設の利用者に対しても安全安心に関する指導を日頃より行うなど、信頼第一のもと、各業務における安全性の確保に努めている。 ○民間団体・企業・ボランティア等の参画の推進 教育事業の実施に当たって、事業の企画段階から教育委員会、青少年団体、NPO 法人、企業等と連携するとともに、各分野の指導者及び専門家の協力を得て実施している共催事業の件数は年々増加している。また、各教育施設のボランティア養成研修、及びボランティア・コーディネーター研修を開催し、ボランティアの資質・能力の向上及び活用の推進
（２）各業務の成果の普及 各業務の成果について公立の青少年教育施設や関係機関・団体等への普及を積極的に推進する。	（２）各業務の成果の普及 各業務の成果の普及を推進するため、公立の青少年教育施設や関係機関・団体等に対して、以下の取組により、情報提供等の充実を行う。 ①開発したプログラムを公立の青少年教育施設等で活	2. 各業務の成果の普及 機構の取組の成果等の活用・普及を図るため、活動プログラムや事業の運営方法等の成果について公立等の青少年教育施設に対し積極的に情報提供を行った。 （１）成果を普及するための取組（表 2-19 参照） 機構が開発した活動プログラムや、特色ある研修支援プログラム等を公立施設等に普及するため、報告書等を作成・発行し、全国の青少年教育施設、教育委員会等に配布した。 また、ホームページに報告書を掲載するとともに、各教育施設で開発した活動プログラムの紹介や、教育施設周辺の情報提供などの情報を掲載した。 さらに、成果の普及に当たっては、報告書を作成し、配布先の関係機関等を明確にした計画的な配布を行ったほか、各教育施設において、教育機関、青少年団体等を訪問し、具体的な事業内容の説明や協力依頼を行っている。 加えて、平成 26 年度から、成果を意図的・計画的に公立青少年教育施設等に普及させるため、実際に公立青少年教育施設等でプログラム等が実施されるように試行事業として取り組んだ。	【各業務における安全		

		用できるよう汎用性のあるプログラムとして提供するなどの工夫を行う。 ②ホームページや各種資料、全国的・都道府県規模の会議、その他様々な機会を活用して、適時適切な情報提供を行う。 ③各業務の成果の普及状況及び公立の青少年教育施設や関係機関・団体等のニーズなどを把握するため、各種情報収集を行う。		表 2-19 事業報告書作成件数及び刊行部数	(単位：件)	性の確保】 日常的な施設整備の点検実施をはじめ、利用者の安全の確保に努めた。また、各種講習等への参加を通じて職員の危機管理意識の涵養や対応能力の向上を図った。更に、安全管理マニュアルの整備更新を随時行うとともに、ポータルサイトを通じた情報共有に努めるなど、その充実が図を図った。加えて、安全性の確保に関する情報発信として、「事故事例集」を平成 23 年度より編集し、公立青少年教育施設等の外部機関に対して発信するとともに、利用者に対しても、安全安心に関する指導を日頃より行った。 【民間団体・企業・ボランティア等の参画の推進】 各教育施設においては、事業の企画段階から教育委員会、青少年団体、NPO 法人、企業等と連携するとともに、各分野の指導者及び専門家の協力を得て、平成 23～26 年度において、計 300 事業を実施している。特に平成 26 年度は 109 事業を関係団体等と共催で実施し、毎年度事業数は増加している。また、法人ボランティアは平成 23～26 年度において計 8,138 人登録しており、延べ 23,309 人が教育事業や研修支援の補助として活動している。 法人ボランティアの主体的な参画を推進するため、ボランティア自主企画の教育事業を実施した。 加えて、子供の貧困対
				表 2-19 事業報告書作成件数及び刊行部数	(単位：件)	

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
作成件数	62	79	72	88	301
総発行部数	42, 432	39, 947	53, 078	40, 263	175, 720

(2) 成果の普及状況 (表 2-20 参照)

平成 23～26 年度において、計 499 件の機構が開発したプログラムや活動プログラム等が公立施設等で活用・実施されている。なお、活動プログラムの開発に当たっては、公立施設等における活用や普及を目的として、事業の企画段階から公立施設や関係機関等と連携して具体的なニーズや課題を明確にして取り組んだ。

【取組事例①】

信州高遠では、平成 26 年度において、本部青少年教育センターの協力を得て「自然と人とのかわりに関する調査」を開発した。企画委員会のメンバーである宮崎県御池青少年自然の家でも事業実施前後の変容を調べるために活用した。また、北海道立青少年活動施設の 6 施設で実施した自然や環境に関する事業においても、今回開発した調査票を活用している。

【取組事例②】

平成 26 年度においては、全国青少年教育施設所長会議と全国青少年教育施設研究集会において「国立青少年教育施設事業の活用状況アンケート」を実施し、公立施設等から具体的に普及・活用の実態を把握した。その結果、沖縄県立玉城青少年の家が沖縄で実施した事業を参考に親子向け事業を実施したこと、長野県望月少年自然の家が信州高遠が実施した事業を参考にした事業を 4 年間にわたり継続的に実施し、募集定員の 3 倍の応募を受けていることなどを把握することができた。

表 2-20 公立施設等での活用状況

成 果	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計	
ア 教育施設で開発したプログラムが、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	11	9	7	9	36
	件数 (件)	30	24	13	23	90
イ 教育施設で開発した活動プログラムが、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	4	3	6	6	19
	件数 (件)	5	4	38	56	103
ウ 教育施設で開発した教材・教具が、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	3	6	7	6	22
	件数 (件)	6	17	8	18	49
エ 教育施設で開発した運営方法が、公立施設等で活用・実施された	教育施設数	4	4	7	2	17
	件数 (件)	7	7	7	3	24
オ その他	教育施設数	2	2	2	5	11
	件数 (件)	7	5	2	9	23
合 計	教育施設数	24	24	29	28	105
	件数 (件)	55	57	68	109	499

(注)「活動プログラム」とは、登山やオリエンテーリング等の一つ一つの活動内容を指し、これらを組み合わせた一連のものを「プログラム」という。

(3) ニーズの把握等各種情報収集

各教育施設においては、教育事業の企画立案の際に利用者のニーズや施設の立地条件を踏まえて情報収集を行っている。

継続して実施する事業については、過去の事業実施の際のアンケートを分析して、事業評価や今後の事業への要望を把握するほか、新規に実施する事業については、企画の前段階で、事業参

			加対象者や関係施設・団体等に対して、事前のアンケート調査等を行い、要望等を把握することにより、ニーズの把握に努めている。 その他、利用団体からのアンケート調査や全国的な連絡会、協議会等各事業においても、関係機関・団体等のニーズの把握に努めており、リピート団体からの要望や公立施設等、他機関と事業連携していく中でニーズの把握に努めている。 また、活用事例は、全教育施設から業務実績シートを活用して収集している。	策に係る取組として、経済的に困難な状況にある学生の生活及び自立を支援するため、「学生サポーター」制度を創設し、12 人の学生等を学生サポーターに委嘱、9 施設に配置することとした。																																														
（３）各業務の点検・評価の推進 各業務及び事業に関する自己点検・評価を実施するとともに、自己点検・評価の結果について外部検証を行い、その結果を業務の改善に反映させる。 また、複数の候補案件から事業を選択するに当たっては、適切な方法により、審査・実施過程を透明化するとともに、案件の厳選による効率的な事業を展開する。	（３）各業務の点検・評価の推進 各業務及び事業の検証を行うため、対象者や団体に対してアンケート調査等を行い、その結果を随時改善に活かす。 また、毎年度、業務全般に関する自己点検・評価を行うとともに、第三者による外部評価を実施し、評価結果を業務の改善に反映する。	３．各業務の点検・評価の推進 （１）アンケート調査の実施と業務改善への反映状況 ① アンケート調査の概要 教育機能と利用者サービスの一層の向上を図るため、利用団体の代表者を対象とするアンケート調査を全教育施設で実施している。 アンケート調査では、満足度を把握するとともに、自由記述や聞き取りにより不満要因の把握と分析を行い、その後の対応事例をまとめたものを、四半期毎に全教育施設に共有するとともに、改善に努めている。 ② アンケート調査の結果（満足度）について（表 2-21 参照） 平成 23～26 年度における総合的な満足度について、アンケート調査の回答における「満足」と「やや満足」を合わせると、毎年度 98%以上（平成 99.0%）を維持しており、中期目標期間中に全ての年度において中期目標に掲げられた「平均 80%以上の利用団体からプラスの評価を得ること」という目標値を達成する見込みである。 表 2-21 アンケート実施結果の満足度 <table><tr><th>質問項目</th><th>平成 23 年度</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>平均</th></tr><tr><td>総合的な満足度</td><td>98.7%</td><td>99.0%</td><td>99.1%</td><td>99.1%</td><td>99.0%</td></tr><tr><td>事前の情報提供</td><td>98.3%</td><td>98.6%</td><td>98.3%</td><td>98.6%</td><td>98.5%</td></tr><tr><td>職員等の教育的支援</td><td>98.3%</td><td>98.7%</td><td>98.7%</td><td>98.7%</td><td>98.6%</td></tr><tr><td>職員の電話や窓口での対応</td><td>99.0%</td><td>98.9%</td><td>99.3%</td><td>99.2%</td><td>99.1%</td></tr><tr><td>活動プログラム</td><td>98.6%</td><td>99.2%</td><td>99.0%</td><td>99.1%</td><td>99.0%</td></tr></table> ③ 利用者サービス向上の主な取組状況（表 2-22 参照） 利用者の意見や要望等を取り入れて改善した事例は、表 2-22 のとおりである。 表 2-22 利用者の要望・意見を取り入れて改善した事例（平成 23～26 年度） <table><tr><th>要 望 ・ 意 見</th><th>改 善 点</th></tr><tr><td>家族や小グループにとっては利用に関する情報量が多すぎる。もう少し内容を整理して提供してほしい。</td><td>家族・小グループ用の利用のてびきを作成した。</td></tr><tr><td>事前にカヌーの様子や注意点がわかる DVD があればいい。</td><td>DVD を新しく作成し、実際のカヌー指導と同様の内容で編集した。</td></tr><tr><td>前回利用時と違う活動を取り入れてみたいので、ホームページで紹介されている活動プログラムのうち、マイナーな軽スポーツについては詳しいルールを掲載してほしい。</td><td>掲載している軽スポーツに関するルールを順次掲載した。併せて、その他の活動プログラムの説明について見直しを図った。</td></tr><tr><td>食堂に幼稚園児が使える箸があると便利である。</td><td>いつでも使えるように幼児用の箸を用意し、幼稚園や保育園等の利用状況に応じて、箸置き棚に準備するようにした。</td></tr><tr><td>インターネットを利用できる場所がほしい。</td><td>施設内の一部に無線ルーターを設置し Wi-Fi 環境を整えた。</td></tr></table> ＜課題と対応＞ 広報の充実について、今後更なる充実を図るため、ホームページの見直しなどを検討していくことが必要である。 各業務における安全性の確保については、引き続き不断の取組を行うことが課題である。 特に、職員の危機管理意識の涵養や対応能力の向上のため、必要に応じた研修の実施やマニュアルの整備、利用者への安全指導の徹底等を図る。 また、安全性の確保に関する情報発信について、内容の充実が課題であり、今後は公立青少年教育施設等の的確なニーズ把握に基づく提供情報の質の向上を図る。 法人ボランティアの参画の推進については、全教育施設で実施できていない現状を踏まえ、平成 27 年度から各教育施設に配置しているボランティア・コーディネーターを通じて、全教育施設で法人ボランティアが、事業運営に参画できるように推進していく。 学生サポーター制度については、平成 27 年度は、制度の趣旨に資するよう、学生サポーターを多様な業務に従事させ、必要な研修を実施す	質問項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平均	総合的な満足度	98.7%	99.0%	99.1%	99.1%	99.0%	事前の情報提供	98.3%	98.6%	98.3%	98.6%	98.5%	職員等の教育的支援	98.3%	98.7%	98.7%	98.7%	98.6%	職員の電話や窓口での対応	99.0%	98.9%	99.3%	99.2%	99.1%	活動プログラム	98.6%	99.2%	99.0%	99.1%	99.0%	要 望 ・ 意 見	改 善 点	家族や小グループにとっては利用に関する情報量が多すぎる。もう少し内容を整理して提供してほしい。	家族・小グループ用の利用のてびきを作成した。	事前にカヌーの様子や注意点がわかる DVD があればいい。	DVD を新しく作成し、実際のカヌー指導と同様の内容で編集した。	前回利用時と違う活動を取り入れてみたいので、ホームページで紹介されている活動プログラムのうち、マイナーな軽スポーツについては詳しいルールを掲載してほしい。	掲載している軽スポーツに関するルールを順次掲載した。併せて、その他の活動プログラムの説明について見直しを図った。	食堂に幼稚園児が使える箸があると便利である。	いつでも使えるように幼児用の箸を用意し、幼稚園や保育園等の利用状況に応じて、箸置き棚に準備するようにした。	インターネットを利用できる場所がほしい。	施設内の一部に無線ルーターを設置し Wi-Fi 環境を整えた。
質問項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平均																																													
総合的な満足度	98.7%	99.0%	99.1%	99.1%	99.0%																																													
事前の情報提供	98.3%	98.6%	98.3%	98.6%	98.5%																																													
職員等の教育的支援	98.3%	98.7%	98.7%	98.7%	98.6%																																													
職員の電話や窓口での対応	99.0%	98.9%	99.3%	99.2%	99.1%																																													
活動プログラム	98.6%	99.2%	99.0%	99.1%	99.0%																																													
要 望 ・ 意 見	改 善 点																																																	
家族や小グループにとっては利用に関する情報量が多すぎる。もう少し内容を整理して提供してほしい。	家族・小グループ用の利用のてびきを作成した。																																																	
事前にカヌーの様子や注意点がわかる DVD があればいい。	DVD を新しく作成し、実際のカヌー指導と同様の内容で編集した。																																																	
前回利用時と違う活動を取り入れてみたいので、ホームページで紹介されている活動プログラムのうち、マイナーな軽スポーツについては詳しいルールを掲載してほしい。	掲載している軽スポーツに関するルールを順次掲載した。併せて、その他の活動プログラムの説明について見直しを図った。																																																	
食堂に幼稚園児が使える箸があると便利である。	いつでも使えるように幼児用の箸を用意し、幼稚園や保育園等の利用状況に応じて、箸置き棚に準備するようにした。																																																	
インターネットを利用できる場所がほしい。	施設内の一部に無線ルーターを設置し Wi-Fi 環境を整えた。																																																	

			<table><tr><td>食堂がアレルギーに対応してくれているが、やり取りがスムーズに行えるようにしてほしい。</td><td>食事数等を申し込む際に、食物アレルギー等の特別な対応が必要な場合の連絡票を設け、施設職員及び食堂職員が相互に確認でき確実に対応できるようにした。</td></tr><tr><td>団体引率者の入浴時間について配慮してほしい。</td><td>事前打ち合わせ等で要望を確実に把握するとともに、入浴時間延長やシャワー室の使用等、臨機応変に対応した。</td></tr></table> (2) アンケート項目の見直し 本部においては研究センターと連携し、各教育施設における利用団体の施設利用に対する意見の把握及び集約した意見をより効果的に施設運営に反映させることができるよう、施設利用アンケートの見直しを行うこととした。平成 26 年度は、アンケートの項目を見直し、新施設利用アンケートの第 1 回試行事前調査を 4 施設において実施した。 平成 27 年度は、全教育施設での第 2 回試行事前調査を実施した上で、平成 28 年度から新施設利用アンケートを本格実施する予定である。 (3) 業務全般に関する自己点検・評価の実施状況 各教育施設においては、業務実績シートを作成し、当該年度における自己点検・評価を行うとともに、本部へ業績を報告している。本部においては、業務活動等の状況について、自己点検・評価を行い、その内容を自己点検・評価報告書にまとめている。 (4) 第三者による外部評価とその結果を活かした業務改善 機構においては、文部科学省独立行政法人評価委員会による評価を受けるに当たって、業務活動等の状況について自己点検・評価を行い、外部有識者からなる機構評価委員会において、評価や指摘等をいただいている。委員からの指摘事項については、各部署に速やかに伝達し対応を検討するとともに、フォローアップを行い業務改善に努めるとともに、対応状況をまとめ、機構評価委員会へ報告した。	食堂がアレルギーに対応してくれているが、やり取りがスムーズに行えるようにしてほしい。	食事数等を申し込む際に、食物アレルギー等の特別な対応が必要な場合の連絡票を設け、施設職員及び食堂職員が相互に確認でき確実に対応できるようにした。	団体引率者の入浴時間について配慮してほしい。	事前打ち合わせ等で要望を確実に把握するとともに、入浴時間延長やシャワー室の使用等、臨機応変に対応した。	る等、制度の適正な運用に努めるとともに、真に支援を必要としている学生のための制度となるよう、募集時期の見直し等、制度の改善を行う。	
食堂がアレルギーに対応してくれているが、やり取りがスムーズに行えるようにしてほしい。	食事数等を申し込む際に、食物アレルギー等の特別な対応が必要な場合の連絡票を設け、施設職員及び食堂職員が相互に確認でき確実に対応できるようにした。								
団体引率者の入浴時間について配慮してほしい。	事前打ち合わせ等で要望を確実に把握するとともに、入浴時間延長やシャワー室の使用等、臨機応変に対応した。								
(4) 各業務における安全性の確保 各業務の実施に当たっては、利用者、関係者及び職員等の安全の確保に万全を期する。	(4) 各業務における安全性の確保 各業務の実施に当たっては、自然災害等への対応も含めて、利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図るため、日常的に施設設備の安全点検を行う。また、事故等につながるような事例を蓄積し、各施設間で共有するとともに、安全管理マニュアルの整備・充実やその遵守、職員等に対する安全指導に関	4. 各業務における安全性の確保 (1) 日常的な施設整備の安全点検の実施状況 「独立行政法人国立青少年教育振興機構防災業務計画及び事業継続計画の策定に関する規程」を踏まえ、教育施設における「独立行政法人国立青少年教育振興機構施設の危機管理マニュアル策定指針に関する裁定」を定めており、教育施設は、その実情に即して危機管理マニュアル等の整備、必要な事項の整理を行うとともに、日常的な施設整備の点検実施をはじめ、フィールドに関する情報収集や実地踏査の実施等利用者の安全の確保に努めているほか、外部機関が主催する、応急救護や消火・消防、危険物取扱、安全運転・衛生などに関する講習等への参加を通じ、職員の危機管理意識の涵養や対応能力の向上を図っている。更に、平成 26 年度に開設した「安全管理関連ポータルサイト」において、平成 27 年度から「安全点検チェックリスト」「安全管理に関する通知」のコンテンツを設け、各施設への周知を図った。 また、本部においては、特に梅雨や台風、降雪の時期における防災体制の強化について適時適切に教育施設へ周知し、利用者の安全確保や施設設備の安全点検の徹底を図り、機構の緊急連絡網等の連絡体制を随時更新し、教育施設を含めた幹部職員・関係者への情報共有を図り、危機発生時対応の徹底を図った。 さらに、各施設における事故発生状況を取りまとめ、発生時期や発生場所及び被害者属性別の事故傾向を分析し、各教育施設次長が一堂に会する会議において、その結果を事故防止対策のための基礎情報として共有した。 (2) ヒヤリ・ハット事例の蓄積・共有、外部への発信 本部においては、各教育施設において発生した利用者の傷病件数を活動内容別及び傷病別に集計し事例の蓄積を図っており、その中から選出したものを「事故事例集」として、平成 23 年度、平成 25 年度において編纂した。事例集については、「全国青少年教育施設研究集会」において参加者に配布するなど、公立青少年教育施設等の関係機関に発信している。 また、体験活動安全管理研修（山編、水辺編）を通じて、事故事例研究、事故の法的責任、体験活動における指導と安全管理の実際など、ヒヤリ・ハット事例を含む利用者の安全確保や施設設備の安全点検に係る情報について、国公立青少年教育施設職員、教育委員会担当者、民間事業							

	する研修、利用者への安全指導の徹底等を行う。		者等の参加者に発信している。																																																									
			（３）安全管理マニュアルの整備・充実やその遵守 教育施設が作成している「危機管理マニュアル」及び「危険度の高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」については、最新の更新内容の把握と最新版のマニュアル提出について、周知・徹底を図った。 また、平成 26 年度から「安全管理関連ポータルサイト」を開設し、本部及び全施設の「危機管理マニュアル」「危険度の高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」を役職員間で随時共有することが可能となり、各施設ノウハウの共有を促進し、安全管理の徹底を図った。 （４）利用者への安全指導の徹底 利用前の事前打ち合わせにおいて、団体に対し安全管理について説明を行っており、利用時においても、入所時や朝夕のつどい、活動プログラム説明時などに安全な活動や留意点の話をしたり、活動プログラム実施時に用具の使い方や動植物の危険性などの説明をしたりする等、安心安全に関する指導を日頃より行っている。																																																									
（５）民間団体・企業・ボランティア等の参画の推進	（５）民間団体・企業・ボランティア等の参画の推進		5. 民間団体・企業・ボランティア等の参画の推進																																																									
各業務の実施に当たっては、「新しい公共」の観点を踏まえ、民間団体・企業・ボランティア等の参画を推進する。	青少年等の多様なニーズに応え、各業務を実施するため、内容に応じて、民間団体・企業等の参画を得て、事業等を行う。また、ボランティア等の参画機会の拡充を図るため、ボランティアの登録・研修を進めるとともに、各分野の専門的な指導者の協力を得た事業運営に取り組む。		（１）民間団体・企業の参画を得た事業（表 2-23 参照） 各教育施設においては、教育事業の実施に当たって、事業の企画段階から教育委員会、青少年団体、NPO 法人、企業等と連携するとともに、各分野の指導者及び専門家の協力を得て実施している。 表 2-23 共催事業の実施状況 <table><tr><td>区分</td><td>平成 23 年度</td><td>平成 24 年度</td><td>平成 25 年度</td><td>平成 26 年度</td><td>合計</td></tr><tr><td>実事業数</td><td>38</td><td>58</td><td>95</td><td>109</td><td>300</td></tr><tr><td>延べ事業数</td><td>44</td><td>63</td><td>109</td><td>127</td><td>343</td></tr></table> （２）法人ボランティアの状況 ① 法人ボランティアの養成と活動状況（表 2-24・25 参照） 教育施設においては、共通カリキュラムのもと、青少年教育の一環として青少年等を対象にボランティア養成研修を実施している。 同養成事業を修了し、機構が実施する事業の運営や指導の補助等の活動を希望し、平成 23～26 年度に登録したボランティア（以下「法人ボランティア」という。）は、計 8,137 人であった。このうち、活動に携わったのは、延べ 23,309 人であった。 また、本部においては、各教育施設のボランティア養成研修、及びボランティアの活用の現状と課題を踏まえ、ボランティア・コーディネーター研修を開催し、資質・能力の向上及び活用の推進を図った。併せて、平成 26 年度においては、ボランティア・コーディネーターの役割や養成研修の方針・企画立案・運営上の留意点、ボランティア登録に係る事務手続き等をまとめた「ボランティア・コーディネーターハンドブック」を編纂し、各施設に配布した。 表 2-24 法人ボランティアの養成状況（単位：人） <table><tr><td>区分</td><td>平成 23 年度</td><td>平成 24 年度</td><td>平成 25 年度</td><td>平成 26 年度</td><td>合計</td></tr><tr><td>養成者数</td><td>1,835</td><td>2,051</td><td>1,994</td><td>2,258</td><td>8,138</td></tr></table> 表 2-25 法人ボランティアの活動状況（単位：人） <table><tr><td>区分</td><td>平成 23 年度</td><td>平成 24 年度</td><td>平成 25 年度</td><td>平成 26 年度</td><td>合計</td></tr><tr><td>活動延人数（教育事業）</td><td>3,701</td><td>4,268</td><td>4,840</td><td>7,041</td><td>19,850</td></tr><tr><td>活動延人数（研修支援）</td><td>151</td><td>136</td><td>345</td><td>605</td><td>1,237</td></tr><tr><td>活動延総人数</td><td>4,450</td><td>5,490</td><td>5,723</td><td>7,646</td><td>23,309</td></tr></table> （注）活動延べ人数は、法人ボランティア 1 名が 1 日活動した場合を「1 人」として集計。 ② 法人ボランティアに対する研修と参画の推進 教育施設においては、法人ボランティアの資質・能力の向上と教育事業の円滑な運営を図る目	区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計	実事業数	38	58	95	109	300	延べ事業数	44	63	109	127	343	区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計	養成者数	1,835	2,051	1,994	2,258	8,138	区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計	活動延人数（教育事業）	3,701	4,268	4,840	7,041	19,850	活動延人数（研修支援）	151	136	345	605	1,237	活動延総人数	4,450	5,490	5,723	7,646	23,309			
区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計																																																							
実事業数	38	58	95	109	300																																																							
延べ事業数	44	63	109	127	343																																																							
区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計																																																							
養成者数	1,835	2,051	1,994	2,258	8,138																																																							
区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計																																																							
活動延人数（教育事業）	3,701	4,268	4,840	7,041	19,850																																																							
活動延人数（研修支援）	151	136	345	605	1,237																																																							
活動延総人数	4,450	5,490	5,723	7,646	23,309																																																							

			的で、主に教育事業等の事前研修としてボランティアの研修を実施している。研修内容は、安全に関することや野外活動・創作活動の技術等を中心に実践的なものとなっている。 また、ボランティアの主体的な参画を推進するために、ボランティア自主企画の教育事業を実施している。 (3) 法人ボランティア表彰制度の創設 勉学とボランティア活動を両立させた学生を対象に、卒業を機に理事長名で表彰する「法人ボランティア表彰制度」を平成 26 年度に制定し、初年度は 16 名を表彰した。表彰に当たっては、学長や学生部長等の臨席をいただくために所長が大学等へ出向くなど、大学側のボランティア活動の理解を深める機会ともなっている。 (4) 学生のボランティア活動推進の体制構築 機構では、教育施設において、大学生のボランティア養成研修への参加や教育事業等でのボランティア活動が大学の単位として認定されるよう、連携・協力を図っており、平成 26 年度は、延べ 43 大学 511 人の学生のボランティア活動が、各大学において単位として認定された。 【取組事例】機構と東京学芸大学との連携協定書の締結 機構では、東京学芸大学との間において、教員を志望する大学生に対し、体験活動の意義と重要性を理解させ、体験によって得られる資質・能力が人生の基盤となることを機構でのボランティア実習を通して習得してもらうとともに、それらの活動が大学の授業科目として単位認定がなされることを目的とした連携・協力に関する協定を平成 27 年 2 月 13 日に締結した。 協定書の締結を機会として、平成 27 年度は、ボランティア養成研修への参加やボランティア活動の参加を促進させる予定である。 (5) 社会教育実習生等の受入れ状況（表 2-26～27 参照） 平成 23～26 年度において、延べ 117 大学から延べ 787 人の社会教育実習生を受け入れた。 また、青少年教育施設での様々な就業体験通じた就労観の涵養に資するため、インターンシップや職場体験の受け入れを行っており、平成 23 年～26 年においては延べ 260 人を受け入れている。 表 2-26 社会教育実習生の受入れ状況 <table> <tr> <th colspan="2">区 分</th><th>平成 23 年度</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>合計</th></tr> <tr> <td rowspan="2">社会教育実習生</td><td>派遣大学数</td><td>22</td><td>18</td><td>28</td><td>49</td><td>117</td></tr> <tr> <td>受入延べ人数（人）</td><td>173</td><td>195</td><td>242</td><td>177</td><td>787</td></tr> </table> 表 2-27 インターンシップ・職場体験の受入れ状況（単位：人） <table> <tr> <th colspan="2">区 分</th><th>平成 23 年度</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>合計</th></tr> <tr> <td rowspan="5">インターンシップ ・ 職場体験</td><td>大学生</td><td>24</td><td>31</td><td>38</td><td>49</td><td>142</td></tr> <tr> <td>専門学校生等</td><td>0</td><td>3</td><td>2</td><td>0</td><td>5</td></tr> <tr> <td>高校生</td><td>3</td><td>13</td><td>10</td><td>7</td><td>33</td></tr> <tr> <td>中学生</td><td>0</td><td>27</td><td>23</td><td>30</td><td>80</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>27</td><td>47</td><td>50</td><td>56</td><td>260</td></tr> </table> (6) 学生サポーター制度 「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）を踏まえ、機構において「青少年の自立する力応援プロジェクト」を立ち上げて、その中で、経済的に困難な状況にありながら高等教育機関において勉学に励む学生の生活及び自立を支援するため、平成 26 年度に「学生サポーター制度」を創設し、平成 27 年度より制度を開始した。同制度は、児童養護施設又は母子生活支援施設を退所し、高等教育機関において勉学に励む学生を対象に、国立青少年教育施設において学生サポーターとして行う業務に対して、毎月一定額の報酬（年間 800 時間の業務に対して月額 10 万円）を支給するものである。 平成 27 年度は 12 人の学生を学生サポーターとして委嘱して、9 教育施設（大雪・那須甲子・中央・曾爾・江田島・山口徳地・夜須高原・諫早・沖縄）に配置した。学生サポーターは、各教	区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計	社会教育実習生	派遣大学数	22	18	28	49	117	受入延べ人数（人）	173	195	242	177	787	区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計	インターンシップ ・ 職場体験	大学生	24	31	38	49	142	専門学校生等	0	3	2	0	5	高校生	3	13	10	7	33	中学生	0	27	23	30	80	合計	27	47	50	56	260			
区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計																																																										
社会教育実習生	派遣大学数	22	18	28	49	117																																																										
	受入延べ人数（人）	173	195	242	177	787																																																										
区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計																																																										
インターンシップ ・ 職場体験	大学生	24	31	38	49	142																																																										
	専門学校生等	0	3	2	0	5																																																										
	高校生	3	13	10	7	33																																																										
	中学生	0	27	23	30	80																																																										
	合計	27	47	50	56	260																																																										

				育施設において「生活・自立支援キャンプ」の支援や施設の管理運営に対する補助等の業務に従事している。			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務の効率化		
当該項目の 重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）2-3 行政事業レビューシート番号0071、0072

[illegible]

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	(1)一般管理費等の削減 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえ、管理部門の簡素化、事業の見直し・効率化、国立青少年交流の家、青少年自然の家の自治体・民間への移管等に取り組むことにより、一般管理費については、中期目標期間中に15%以上、業務経費についても、中期目標期間中に5%以上の効率化を図る。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとする。その際、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。	(1)一般管理費等の削減 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえ、管理部門の簡素化、事業の見直し・効率化、国立青少年交流の家、青少年自然の家の自治体・民間への移管等に取り組むことにより、一般管理費については、中期目標期間中に15%以上の削減を行うとともに、業務経費についても、中期目標期間中に5%以上の削減を行う。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとする。その際、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。	＜その他の指標＞ 【業務の効率化】 一般管理費等の削減状況 ・経過年数に応じた削減が順調か。また、法人の取組は適切か。 給与水準 ・給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 ・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関して検証されているか。 諸手当・法定外福利費 ・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、	＜実績報告書等参照箇所＞ 第2期中期目標期間(平成23～27年度)見込実績自己評価書P3-1～3-9(第3章1)	＜自己評価書参照箇所＞ 第2期中期目標期間(平成23～27年度)見込実績自己評価書P3-16～3-17(第3章3)	＜評定に至った理由＞ ○業務の効率化 事務・事業の見直し・効率化などの取組を行い、一般管理費(目標値:△15%→平成26年度実績値:△16.2%)及び業務経費(目標値:△5%→平成26年度実績値:△4.0%)とともに中期目標期間終了時に目標値以上の削減が見込まれる。 ○給与水準の適正化 人件費についても国家公務員の給与水準を十分に考慮し、機構の業務の特殊性を踏まえた上で適正な水準を維持するとともに、人員削減計画を実施し、効率化に努めている。 ○外部委託の推進及び契約の適正化 定型的な管理・運営業務について、点検・整理を徹底し、民間委託を推進している。 また、複数年契約や包括契約を実施する等、効率的な資産の管理や契約事務の効率化、スケールメリットを活かした調達に取り組んで	＜評定に至った理由＞ <	

			業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。			産の見直しについては、平成 25 年度に保有資産等利用検討委員会を設置し、施設等の有効利用について組織的かつ不断に自主的な見直しを行う体制を整備した。 上記の取組によって中期計画における目標を達成しているとして、B 評定とした。	いる。また、新たな取り組みとして、管理部門の簡素化等を踏まえた国立特別支援教育研究所、教員研修センター、国立女性教育会館と当法人の 4 法人による共同調達を実施し、コスト削減を図っている。 契約の適正化については、平成 2 5 年度から契約監視委員会の実施回数を年 1 回から 2 回とし、随意契約や一者応札・一者応募の点検を、外部有識者による契約状況の点検を徹底することにより、更なる契約の適正化を推進している。また、会計検査院からの指摘（保有資産、契約関係）についても、事務改善に努めるなど適切に対応している。																																					
	（２）給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準等を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 また、総人件費についても、平成 2 3 年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き着実に実施するとともに、平成 2 4 年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 2 2 年 1 1 月 1 日閣議決定）に基づき、政府における総人	（２）給与水準の適正化 役職員の給与に関しては、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正などを踏まえた国家公務員の給与水準等を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況についてはホームページ上で公表する。 また、総人件費についても、平成 2 3 年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き着実に実施するとともに、平成 2 4 年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱い	契約の競争性、透明性の確保 ・契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用は適切か。 ・契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等は適切か。 随意契約等見直し計画 ・「随意契約等見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況は適切か。 個々の契約の競争性、透明性の確保 ・再委託の必要性等について、契約の競争性、透明性の確保の観点から適切か。 ・一般競争入札等における一者応札・応募の状況はどうか。 その原因について適切に検証されているか。また検証結果を踏まえた改善方策は妥当か。 関連法人 ・法人の特定の業務	（２）給与水準の適正化（表 3-2・3 参照） 人件費については、中期計画において「国家公務員の給与水準等を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持する」としている。 平成 26 年度末においては、表 3-2 のとおり、人件費は 3,386,153 千円となり、平成 17 年度から 24.4%削減している。 また、表 3-3 のとおり、平成 23～26 年度における当機構のラスパイレス指数（対国家公務員）は 95.4～96.3 であった。 表 3-2 人件費の効率化状況（単位：千円） <table><tr><th>年 数</th><th>(平成 17 年度)</th><th>平成 22 年度</th><th>平成 23 年度</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th></tr><tr><td>増減率 (%)</td><td>－</td><td>△21.6 (%)</td><td>△22.5 (%)</td><td>△26.9 (%)</td><td>△29.2 (%)</td><td>△24.4 (%)</td></tr><tr><td>増減額</td><td>－</td><td>△965,132</td><td>△1,006,483</td><td>△1,205,135</td><td>△1,308,287</td><td>△1,091,248</td></tr><tr><td>決算額</td><td>4,477,401</td><td>3,512,269</td><td>3,470,918</td><td>3,272,266</td><td>3,169,114</td><td>3,386,153</td></tr></table> （注 1）「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）による削減対象人件費（非常勤職員を除く役員報酬及び職員給与） （注 2）「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）により、平成 17 年度を基準としている。 表 3-3 ラスパイレス指数（対国家公務員） <table><tr><th>年 度</th><th>平成 23 年度</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th></tr><tr><td>ラスパイレス指数</td><td>95.4</td><td>98.9</td><td>97.5</td><td>96.3</td></tr></table> （注）ラスパイレス指数：国家公務員の給与水準を 100 とした場合の機構職員の給与水準を表すもの ① 給与水準 役職員の給与体系・給与水準については、平成 18 年度の国家公務員の給与構造改革を踏まえ、経過措置を含め「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和 25 年法律第 95 号）等に準じて取り扱っている。なお、平成 23～26 年度についても、これまでと同様に国の給与法	年 数	(平成 17 年度)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	増減率 (%)	－	△21.6 (%)	△22.5 (%)	△26.9 (%)	△29.2 (%)	△24.4 (%)	増減額	－	△965,132	△1,006,483	△1,205,135	△1,308,287	△1,091,248	決算額	4,477,401	3,512,269	3,470,918	3,272,266	3,169,114	3,386,153	年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	ラスパイレス指数	95.4	98.9	97.5	96.3	【一般管理費等の削減】 業務の効率化については、一般管理費及び業務経費共に中期目標期間終了時に目標以上の削減が見込まれる。今後も競争性、透明性を確保しつつ、継続して経費節減に取り組む。 【給与水準の適正化】 人件費については国家公務員の給与水準を十分に考慮し、機構の業務の特殊性を踏まえた上で適正な水準を維持するとともに、人員削減計画を実施し、効率化に努めている。 【外部委託の推進及び契約の適正化】 外部委託の推進については、複数年契約や包括契約を実施する等、効率的な資産の管理や契約事務の効率	○業務電子化の推進 業務システム・情報インフラの見直し・最適化を行い、業務の効率化に努めている。また、情報セキュリティについては、セキュリティ対策を講ずるとともに、情報セキュリティポリシーについては、より安全に業務を遂行できるよう見直しと更新を行ってきた。 ○保有資産の見直し 平成 2 5 年度に保有資産等利用検討委員会を設置し、施設等の有効利用について組織的かつ不断に自主的な見直しを行う体制を整備した。 また、昨年度の総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の二次評価（以下「総務省二次
年 数	(平成 17 年度)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度																																						
増減率 (%)	－	△21.6 (%)	△22.5 (%)	△26.9 (%)	△29.2 (%)	△24.4 (%)																																						
増減額	－	△965,132	△1,006,483	△1,205,135	△1,308,287	△1,091,248																																						
決算額	4,477,401	3,512,269	3,470,918	3,272,266	3,169,114	3,386,153																																						
年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度																																								
ラスパイレス指数	95.4	98.9	97.5	96.3																																								

	件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直す。	について」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直す。	を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 ・当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。 ・関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。 電子化の推進状況 ・業務運営の情報化・電子化が推進されているか。 ・情報セキュリティを高めるための取組が行われているか。			化、スケールメリットを生かした調達に取り組んでいる。 また、新たな取り組みとして4法人による共同調達を実施し、コスト削減を図った。今後も効率的な契約事務の実施に向けて、更なる共同調達等を実施する。 契約の適正化については、平成25年度から契約監視委員会の実施回数を年1回から2回とし、外部有識者による契約状況の点検を徹底することにより、更なる契約の適正化を推進している。	評価」という。）を踏まえ、子どもゆめ基金の審査を行うに当たり、各委員に総務省二次評価の内容（貸倒懸念債権に関する、経緯、事実関係等の確認）を説明し、再発防止に努めている。 これらのことから、当該項目は、総合的に勘案し中期目標における所期の目標を達成していると認められることからB評価とした。 ＜今後の課題＞ 契約の適正化について、引き続き、監事及び外部有識者の意見も踏まえながら競争性、透明性の確保に努めることが重要である。	
（3）外部委託の推進及び契約の適正化 定型的な管理・運営業務についての積極的な外部委託の導入等により、効果的・効率的に業務を実施する。 また、契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。 さらに、官民競争入札等の導入に向けた検討を行う。	（3）外部委託の推進及び契約の適正化 効果的・効率的な業務の実施の観点から、定型的な管理・運営業務について、点検・整理を徹底し、民間委託を推進する。また、業務ごとに分割委託しているものについては、包括委託を推進する。 また、契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施し、「随意契約等見直し計画」に沿って、随意契約や一者応札・一者応募の見直し、複数年契約の積極的な導入等により契約の適正化、透明性	実物資産（保有資産全般の見直し） ・実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直し状況及び結果は適切か。 ・見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。 ・「勧告の方向性」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」、「独立行政法人の職員宿舍の見直し計画」、「独立行政法人の職員宿舍の見直しに関する実施計画」	（3）外部委託の推進及び契約の適正化 ① 外部委託の推進 警備、清掃、ボイラー運転管理業務などの定型的な一般管理業務については、既に大部分の業務を外部委託により実施しており、契約を更新する際には、更に複数年契約や包括契約を実施するなど、効率的な資産の管理や契約事務の効率化、スケールメリットを活かした調達に取り組んでいる。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成26年1月27日に設置した「間接業務等の共同実施に関する協議会」において、(独)国立特別支援教育総合研究所、(独)国立女性教育会館及び(独)教員研修センターの3法人と共に検討を重ね、コストメリットが見込まれる6業務について実施可能な業務から順次共同調達を実施している。 ② 執行体制及び審査体制 執行体制については、平成24年度から財務課調達管理室を設置し、契約事務を一元的に実施している。 審査体制については、契約伺い等の契約事務手続きにおける内部審査を契約担当部署ではない監査室において実施している。 また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者等で構成される契約監視委員会において定期的に競争性のない随意契約等の契約状況の点検を行い、契約事務の適正化に取り組んでいる。 ③ 契約の競争性、透明性の確保 契約の競争性、透明性の確保については、会計規程等を定め契約業務に関する事務の適正かつ効率的な実施を図っている。 また、平成25年度から契約監視委員会の実施回数を年1回から2回とし、外部有識者等による契約状況の点検を徹底することにより、更なる契約の適正化を推進している。 平成26年度には、公共サービス改革基本方針（平成24年7月閣議決定）に基づく「事務用電子計算機システム運用維持管理業務」について、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入するため、委託スキームの検討を行った。 ④ 随意契約等の見直しの状況（表3-4・3-5参照）	【業務の電子化の推進】 電子化の推進として、業務システム・情報インフラの見直し・最適化を行い、業務効率化に努めている。 また、情報セキュリティについては、セキュリティ対策を講ずるとともに、情報セキュリティポリシーについては、より安全に業務を遂行できるよう見直しと更新を行ってきた。 【保有資産の見直し】 保有資産の見直しについては、平成25年度に保有資産等利用検討委員	＜WT 委員からの意見＞ 契約の競争性・透明性の確保のために必要な体制を整備していただきたい。 保有資産についても、引き続き見直しをしっかりと行っていただきたい。			

	の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。 さらに、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、官民競争入札等の導入に向けた検討を行う。	等の政府方針を踏まえて、宿舍戸数、使用料の見直し、廃止等とされた実物資産について、法人の見直しが適時適切に実施されているか（取組状況や進捗状況等は適切か）。 （資産の運用・管理） ・実物資産について、利用状況が把握され、必要性等が検証されているか。 ・実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組は適切か。 金融資産 （保有資産全般の見直し） ・金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模は適切か。 ・資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。 （資産の運用・管理） ・資金の運用状況は適切か。 ・資金の運用体制の整備状況は適切か。 ・資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任が十分に分析されているか。 （債権の管理等） ・貸付金、未収金等の債権について、回	平成 26 年度における「競争性のある契約」及び「競争性のない随意契約」の状況は、次のとおりである。 ア．競争性のある契約の状況 平成 26 年度において、一般競争入札等を行った契約は 136 件であった。このうち、一者応札・応募の案件は 35 件であり、競争性のある契約全体の件数に占める割合（25.7%）は、平成 20 年度（38.5%）に比べ低下し、平成 23 年度以降最も低い数値であった。 イ．競争性のない随意契約の状況 平成 26 年度において随意契約を行った契約は、いずれも真にやむを得ないものであり、次の 70 件であった。 a．契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの 2 件 b．契約上特殊の物品又は特別の目的があるため買入先が特定され、又は特殊の技術を必要とするもの 9 件 c．契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のもの 30 件 d．契約の目的物件等が特定の者からでなければ調達することができないもの 22 件 e．緊急の必要により競争に付することができないもの 7 件 上記ア、イいずれにおいても、契約監視委員会の点検結果を踏まえ、引き続き業者への聞き取りを行うなど、契約の適性化に向けた取組を行っている。	表 3-4 随意契約見直し計画の実績 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">①平成 20 年度実績</th><th colspan="2">②見直し計画 (H22 年 4 月公表)</th><th colspan="2">③平成 26 年度 実績</th><th colspan="2">②と③の比較増減 (見直し計画の進捗状況)</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額（千円）</th><th>件数</th><th>金額（千円）</th><th>件数</th><th>金額（千円）</th><th>件数</th><th>金額（千円）</th></tr><tr><td>競争性のある契約</td><td>234</td><td>3,569,549</td><td>248</td><td>3,624,166</td><td>136</td><td>1,814,408</td><td>△112</td><td>△1,809,758</td></tr><tr><td>競 争 入 札</td><td>211</td><td>2,835,373</td><td>245</td><td>3,557,584</td><td>106</td><td>1,153,302</td><td>△139</td><td>△2,404,282</td></tr><tr><td>企画競争、公募等</td><td>23</td><td>734,176</td><td>3</td><td>66,582</td><td>30</td><td>661,106</td><td>27</td><td>594,524</td></tr><tr><td>競争性のない随意契約</td><td>60</td><td>552,962</td><td>46</td><td>498,345</td><td>70</td><td>712,323</td><td>24</td><td>213,978</td></tr><tr><td>合 計</td><td>294</td><td>4,122,511</td><td>294</td><td>4,122,511</td><td>206</td><td>2,526,731</td><td>△88</td><td>△1,595,780</td></tr></table> （注）「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）により、平成 20 年度を基準としている。 表 3-5 一者応札・応募の状況 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">①平成 20 年度実績</th><th colspan="2">②平成 26 年度実績</th><th colspan="2">①と②の比較増減</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額（千円）</th><th>件数</th><th>金額（千円）</th><th>件数</th><th>金額（千円）</th></tr><tr><td>競争性のある契約</td><td>234</td><td>3,569,549</td><td>136</td><td>1,814,408</td><td>△98</td><td>△1,755,141</td></tr><tr><td>うち、一者応札・応募となった契約</td><td>90</td><td>2,017,418</td><td>35</td><td>1,121,747</td><td>△55</td><td>△895,671</td></tr><tr><td>一般競争契約</td><td>82</td><td>1,472,615</td><td>32</td><td>537,182</td><td>△50</td><td>△935,433</td></tr><tr><td>指名競争契約</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>企画競争</td><td>8</td><td>544,803</td><td>0</td><td>0</td><td>△8</td><td>△544,803</td></tr><tr><td>公募</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>不落随意契約</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td><td>584,565</td><td>3</td><td>584,565</td></tr></table> （注）「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）により、平成 20 年度を基準としている。 ⑤ 再委託の状況 平成 23～26 年度において、再委託をしている契約案件はなかった。 ⑥ 特定の関連法人への業務委託の状況 ア．関連法人の名称	区 分	①平成 20 年度実績		②見直し計画 (H22 年 4 月公表)		③平成 26 年度 実績		②と③の比較増減 (見直し計画の進捗状況)		件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	競争性のある契約	234	3,569,549	248	3,624,166	136	1,814,408	△112	△1,809,758	競 争 入 札	211	2,835,373	245	3,557,584	106	1,153,302	△139	△2,404,282	企画競争、公募等	23	734,176	3	66,582	30	661,106	27	594,524	競争性のない随意契約	60	552,962	46	498,345	70	712,323	24	213,978	合 計	294	4,122,511	294	4,122,511	206	2,526,731	△88	△1,595,780	区 分	①平成 20 年度実績		②平成 26 年度実績		①と②の比較増減		件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	競争性のある契約	234	3,569,549	136	1,814,408	△98	△1,755,141	うち、一者応札・応募となった契約	90	2,017,418	35	1,121,747	△55	△895,671	一般競争契約	82	1,472,615	32	537,182	△50	△935,433	指名競争契約	0	0	0	0	0	0	企画競争	8	544,803	0	0	△8	△544,803	公募	0	0	0	0	0	0	不落随意契約	0	0	3	584,565	3	584,565	会を設置し、施設等の有効利用について組織的かつ不断に自主的な見直しを行う体制を整備した。 ＜課題と対応＞ 今後も効果的・効率的な業務実施の観点から更なる外部委託の推進が課題であるため、引き続き包括契約や複数年契約に取り組むと共に、新たな取組である 4 法人共同調達等のスケールメリットを活かした調達を推進する。 情報セキュリティについては、今後もセキュリティ向上対策を継続して進める。併せて職員への教育研修を実施し、セキュリティ意識と知識向上を図る。		
区 分	①平成 20 年度実績		②見直し計画 (H22 年 4 月公表)			③平成 26 年度 実績		②と③の比較増減 (見直し計画の進捗状況)																																																																																																																											
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）																																																																																																																											
競争性のある契約	234	3,569,549	248	3,624,166	136	1,814,408	△112	△1,809,758																																																																																																																											
競 争 入 札	211	2,835,373	245	3,557,584	106	1,153,302	△139	△2,404,282																																																																																																																											
企画競争、公募等	23	734,176	3	66,582	30	661,106	27	594,524																																																																																																																											
競争性のない随意契約	60	552,962	46	498,345	70	712,323	24	213,978																																																																																																																											
合 計	294	4,122,511	294	4,122,511	206	2,526,731	△88	△1,595,780																																																																																																																											
区 分	①平成 20 年度実績		②平成 26 年度実績		①と②の比較増減																																																																																																																														
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）																																																																																																																													
競争性のある契約	234	3,569,549	136	1,814,408	△98	△1,755,141																																																																																																																													
うち、一者応札・応募となった契約	90	2,017,418	35	1,121,747	△55	△895,671																																																																																																																													
一般競争契約	82	1,472,615	32	537,182	△50	△935,433																																																																																																																													
指名競争契約	0	0	0	0	0	0																																																																																																																													
企画競争	8	544,803	0	0	△8	△544,803																																																																																																																													
公募	0	0	0	0	0	0																																																																																																																													
不落随意契約	0	0	3	584,565	3	584,565																																																																																																																													

		収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由は妥当か。 ・回収計画の実施状況は適切か。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析が行われているか。 ・回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。	公益財団法人文字・活字文化推進機構 イ. 当該法人との関係 関連公益法人に該当（独立行政法人会計基準第 129 2(2)（事業収入に占める割合が三分の一以上の公益法人等））。 ウ. 当該法人に対する業務委託の必要性、契約金額の妥当性 専門的知見、経験及びノウハウ等を有している者に委託することにより、機構自らが実施するよりも優れた成果を得ることが十分に期待できると考えられる。 このため、公平性・透明性の観点から、公告期間及び業務準備期間を十分に確保した上で一般競争入札を行ったところ、当該法人が落札したものである。その際、市場価格を基に予定価格を算出し、契約金額の妥当性を確保した。 エ. 当該法人への出資等の必要性 関連法人に対する出資または出えんは実施していない。 ⑦ 公益法人等に対する会費等支出の状況 「独立行政法人が支出する会費の見直しについて(平成 24 年 3 月 23 日行政改革実行本部)」に基づき、業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出は行わないこととしている。 ー公益法人等への会費支出が年間 10 万円を超えるものについて、平成 23～26 年度において、該当実績はない。			
（４）業務の電子化の推進 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を目指す。	（４）業務の電子化の推進 業務を効率的に行うため、業務運営の情報化・電子化を推進するとともに、情報セキュリティを高めるため、情報セキュリティポリシーの不断の見直しを行うとともに、そのポリシーに則した運用・改善を行う。	知的財産等 （保有資産全般の見直し） ・特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況は適切か。 ・検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。 （資産の運用・管理） ・特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況は適切か。 ・実施許諾に至っていない知的財産の活用を推進するための取組は適切か。	（４）業務の電子化の推進 ① 事務用電子計算機システム（パソコンとサーバ）の更新 平成 23～26 年度において、本部及び 27 教育施設のサーバ及びパソコン計 600 台（全体の 75%）の更新を行った。平成 27 年度には残りの 25%の老朽化したパソコンを更新対象とし、5 年間で全体の更新を完了する見込みである。今後も機器のサポート期間を考慮し、随時更新を行っていく必要がある。なお、平成 26 年度の本部サーバー式の更新については、ランニングコストやサーバ監視業務の効率化を図るため、仮想化技術の導入による効率的な資源（サーバ容量）利用、ブレードサーバの導入による省スペース化、不要な業務システムの見直しなどによるサーバ数の削減（30 台→16 台）を行った。 ② 事務用ネットワーク回線の向上 7 教育施設（平成 23 年度に大雪、平成 24 年度に三瓶、平成 25 年度に山口徳地、吉備、乗鞍、信州高遠、平成 26 年度に岩手山）において回線速度の向上を図り、業務システムのレスポンスタイムの短縮等の効率化につなげた。また、平成 23 年度にインターネット接続サービスを国立情報学研究所の学術情報ネットワーク「サイネット（SINET）」に切り替え、大幅な経費削減（年間 7,605 千円削減）を図った。 なお、平成 27 年度には現行の事務用ネットワークの方式の見直しを視野に入れて業者のヒアリングを実施している。これらにより改めて組織全体のネットワーク回線の速度向上と経費削減を目指した調達を実施することを目指している。 ③ 情報セキュリティポリシーの適切な管理 情報セキュリティポリシーについては、適正な管理に努め、今後の情報化の推進状況と統一基準を踏まえながら、必要に応じて見直すこととしている。なお、平成 26 年度には体制の明文化（統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ責任者、情報システムセキュリティ管理者）を実施した。 平成 25 年度に機構ホームページが改ざんされたことを受け、Web サーバにおけるセキュリティの向上を図るとともに、職員の情報セキュリティ対策に関する意識向上のため、セキュリティに特化した研修、個人情報の保護、情報公開制度等と関連させた体系的な理解を深めるための研修を実施した。 また、平成 26 年度においても教育施設のホームページに 2 件のサイバー攻撃事案を確認しており、当該施設への状況調査及び改修作業を行った。なお、本件において情報漏えいや機構ネットワーク内部への影響はなかったが、他教育施設においても同様の攻撃に備え情報共有と、セキュ			

			リティ向上対策（パスワード更新、同様な攻撃を受けうる箇所の改修）を行い、ホームページ環境の改善を図った。 ④ メールやカレンダー等の共有を行うグループウェアの更新 平成20年度から平成25年度はサーバインストールタイプのグループウェアを利用していたが、データ量の増加に伴うサーバの処理速度の遅延が発生していた。 平成26年度からは、最新の技術を用いたクラウドサービスを利用したグループウェアへの更新を行い運用を開始した。これにより、機能の利便性向上はもとよりメール等検索送受信速度及び送受信可能容量の大幅な向上、セキュリティの大幅な強化につながった。 また、同グループウェアの特徴である、一つのファイルを同時に複数人で編集可能な共同作業機能を活用し、一部の業務効率化を図った。									
（５）保有資産の見直し 保有資産については、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行う。	（５）保有資産の見直し 保有資産については、引き続き、利用実態等を的確に把握し、その必要性や規模の適切性についての検証を行い、適切な措置を講じる。	（５）保有資産の見直し ① 実物資産の見直し ア. 実物資産の保有状況 法人の目的を達成するための業務として、機構法第11条に「青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修のための施設を設置すること」が規定されており、これを実施する資産として、平成26年度末時点で、建物・構築物（延べ床面積：451,500㎡、資産額：507億76百万円、宿泊定員：センター1,500人、その他の教育施設は160人～500人）、土地（延べ面積：291,395㎡、資産額：369億14百万円）を保有している（平成26年度末時点）。このほか、機構の業務を実施するために必要な機械器具、車両、船舶等の資産を保有している。 イ. 実物資産の見直し状況 実物資産の具体的な見直しとして、各教育施設の使用する土地及び建物（以下「施設等」という。）の有効利用に関して、組織的かつ不断に把握・検討を行う体制を整備して、施設等の適正かつ効率的な運用管理を図るべく、平成25年度に、「独立行政法人国立青少年教育振興機構保有資産等利用検討委員会」を本部に設置し、同委員会において、教育施設等の利用状況を把握し、事務事業を実施する上で、必要最小限のものとなっているかの検討を行い、施設等が有効利用されていることを確認すると共に、今後も見直しを継続して検討していくこととしている。 中期目標期間における見直し状況は以下のとおり。 （保有地の見直し） 平成25年度 国庫納付 国立江田島青少年交流の家野外活動センター建設予定地 968.62㎡ （主な借地面積の見直し） 平成24年度 国立花山青少年自然の家 974,161.00㎡ → 5,622.00㎡（△968,539.00㎡） 平成25年度 国立沖縄青少年交流の家 322,317.25㎡ → 231,057.25㎡（△91,260.00㎡） 平成26年度 国立曽爾青少年自然の家 939,796.89㎡ → 788,407.09㎡（△151,389.80㎡） ウ. 実物資産の運用管理の状況等（表3-6参照） 各教育施設においては、平成20年12月に策定した「稼働率の向上（利用者増加）のための対策」に基づき、教育的指導の充実や利用者サービスの向上を図り、利用者の確保に努めている。 表3-6 自己収入の向上に係る取組の状況 <table><tr><th></th><th>実 施 状 況</th></tr><tr><td>平成24年7月</td><td>センターを除く27教育施設の一般利用に係る施設使用料改定（250円→800円）</td></tr><tr><td>平成25年4月</td><td>センターを除く24教育施設の講師等宿泊室について料金徴収を開始</td></tr><tr><td>平成26年4月</td><td>センターの施設使用料金改定（10%～30%値上げ）</td></tr></table>		実 施 状 況	平成24年7月	センターを除く27教育施設の一般利用に係る施設使用料改定（250円→800円）	平成25年4月	センターを除く24教育施設の講師等宿泊室について料金徴収を開始	平成26年4月	センターの施設使用料金改定（10%～30%値上げ）		
	実 施 状 況											
平成24年7月	センターを除く27教育施設の一般利用に係る施設使用料改定（250円→800円）											
平成25年4月	センターを除く24教育施設の講師等宿泊室について料金徴収を開始											
平成26年4月	センターの施設使用料金改定（10%～30%値上げ）											

② 金融資産の見直し

ア. 金融資産の保有状況

機構法第 13 条の規定に基づき、機構は助成業務の財源を資金運用によって得るために「子どもゆめ基金」を設けており、民間からの出えん金（平成 26 年度末現在 912 百万円）の運用を行っている。

イ. 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった金融資産の有無

該当なし

ウ. 金融資産の運用管理の状況等

資金の運用及び管理については、資金管理委員会を設置し、資金等の運用状況を監視し、的確に状況を把握し、金融商品の選定を行っている。

また、資金の運用については、金融情勢の変化に適確に対応し、安全かつ効率的な運用を図ることを目的として、資金等の運用方針や金融機関の選定基準、運用等の手続き等を定めた「独立行政法人国立青少年教育振興機構資金等運用規則」を策定し、運用を行っている。

エ. 債権の管理等

ア. 貸付金・未収金等の債権内訳

表3-7 貸付金・未収金等の債権内訳（平成26年度末時点）（単位：円）

区 分	平成23年			平成24年		
	期首	増減	期末	期首	増減	期末
業務未収金	27,145,473	△1,944,908	25,200,565	25,200,565	9,258,633	34,459,198
うち、貸倒引当金	13,580	—	13,580	13,580	5,700	19,280
未収金	61,472,265	79,233,825	140,706,090	140,706,090	35,488,167	176,194,257
うち、貸倒引当金	10,374,629	44,000	10,418,629	10,418,629	△6,963,761	3,454,868
立替金	1,040,146	7,036,592	8,076,738	8,076,738	△2,473,671	5,603,067
うち、貸倒引当金	41,670	—	41,670	41,670	—	41,670

区 分	平成25年			平成26年		
	期首	増減	期末	期首	増減	期末
業務未収金	34,459,198	△4,274,302	30,184,896	30,184,896	2,585,667	32,770,563
うち、貸倒引当金	19,280	44,200	63,480	63,480	23,100	86,580
未収金	176,194,257	43,420,483	219,614,740	219,614,740	△56,555,335	163,059,405
うち、貸倒引当金	3,454,868	26,534,108	29,988,976	29,988,976	△1,275,597	28,713,379
立替金	5,603,067	3,782,566	9,385,633	9,385,633	12,455,131	21,840,764
うち、貸倒引当金	41,670	—	41,670	41,670	—	41,670

カ. 回収計画

機構においては貸付事業を実施していないため、回収計画を有していないが、債権の管理に当たっては、「独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程」、「独立行政法人国立青少年教育振興機構会計事務取扱規則」に基づき、適切な債権管理を行っている。債務者の債務履行が納入期限までに行われず、収納が行われない債権については、文書及び担当者による直接連絡などによる督促を行い、収入の確保に努めている。

キ. 回収計画の実施状況

上記のとおり管理を行い、貸倒懸念債権の債権回収に努めた結果、平成 23 年度から平成 26 年度にかけて 1,931,900 円を回収したが、債権の一部について、債務者の破産や時効により回収不能になった債権に対する取崩し（7,889,890 円）や、新たに貸倒引当金を 28,233,540 円引き当てたことから、貸倒引当金について、平成 26 年度期末残高は平成 23 年度期首残高から 18,411,750 円増額となっている。

（貸倒引当金平成 23 年度期首残高 10,429,879 円 → 貸倒引当金平成 26 年度期末残高 28,841,629 円）

ク. 貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組

- 教育施設における施設使用料等の支払いについては、教育施設内の食堂窓口における支払いの他、金融機関及び全国のコンビニでも支払いを可能とする等、利用者が速やかに支払える

			よう支払方法を整備している。 債権管理の担当部署と、債権発生に係る担当部署が連携して債権管理を行い、納入期限内の債権回収及び期限後の速やかな督促に努めている。 e. 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額／貸付金等残高に占める割合 平成18年度末 無し ／ 0.0% 平成19年度末 18,755,558円 ／ 25.2% 平成20年度末 11,316,299円 ／ 14.3% 平成21年度末 10,931,079円 ／ 13.1% 平成22年度末 10,429,879円 ／ 11.6% 平成23年度末 10,473,879円 ／ 6.0% 平成24年度末 3,515,818円 ／ 1.6% 平成25年度末 30,094,126円 ／ 11.6% 平成26年度末 28,841,629円 ／ 13.3% f. 回収計画の見直しの必要性等の検討の有無とその内容⁷ 貸付金・未収金等については、引き続き、機構の「会計規程」及び「会計事務取扱規則」に基づき、適切な債権管理を行う。 ③ 知的財産等の見直し 機構は、機構シンボルマーク、教育施設のロゴマーク等の知的財産を保有しており、平成26年度には「絵本専門士養成講座」の開始に伴い、「絵本専門士」の商標登録を行った。これらの知的財産権は、収益を確保するためのものではないが、引き続き登録商標や著作権の適切な管理を行っていく。 なお、その他の知的財産権については、業務の性格上保有していない。			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－2	効果的・効率的な組織の運営		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）2-3 行政事業レビューシート番号0071、0072

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	（１）内部統制の充実・強化 機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制を充実・強化するとともに、役職員等のコンプライアンス意識を向上させる。 また、監事監査及び内部監査を充実し、業務運営に適切に反映する。	（１）内部統制の充実・強化 役職員のコンプライアンスの意識を向上させるとともに、法人の使命・役割を役職員へ周知させ、組織全体で取り組むべき重要な課題を把握し、適切に対応する。 また、監事監査及び内部監査を充実し、その中で、監事監査はマネジメントに留意した監査を行うとともに、内部監査は、定期監査及び日常のモニタリングを通じ、適切な業務改善を行う。	＜その他の指標＞ 【効果的・効率的な組織の運営】 法人の長のマネジメント （リーダーシップを発揮できる環境整備） ・法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備され、実質的に機能しているか。 （法人のミッションの役職員への周知徹底） ・法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに、法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。 （組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等） ・その際、中期目標・計画の未達成項目（業務）についての未達成要因の把握・分析・対応等に着目しているか。	＜実績報告書等参照箇所＞ 第２期中期目標期間（平成 23～27 年度）見込実績自己評価書 P3-9～3-16（第 3 章 2）	＜自己評価書参照箇所＞ 第 ２ 期中期目標期間（平成 23～27 年度）見込実績自己評価書 P3-16～3-17（第 3 章 3）	＜見込評価＞ 評定	＜見込評価＞ B	＜期間実績評価＞ 評定	＜期間実績評価＞
				＜主要な業務実績＞ ２．効果的・効率的な組織の運営 （１）内部統制の充実・強化 ① 法人の長のマネジメント ア．リーダーシップを発揮できる環境の整備 「独立行政法人国立青少年教育振興機構組織規程」第 5 条において、理事長は、機構を代表し、その業務を総理し、理事長が任命する理事は、理事長の定める担当業務において、理事長を補佐して機構の業務を掌理することとなっている。 同規程においては、機構の運営組織、職制、本部各部署や教育施設の事務分掌についても規定しており、理事長は、各業務の適正・円滑な実施を図るため必要な組織改編や人事配置を行っている。並びに、外部有識者の意見を聞くため「運営諮問委員会」を設置し、同委員会の意見を踏まえ役職員への指示を行っている。 また、理事長は、重要事項の決定に際し「役員会議」を開催し、理事及び監事と協議の上決定している。 平成27年度には「独立行政法人国立青少年教育振興機構内部統制の推進並びにリスク評価及び対応に関する規程」を定め、理事長がリーダーシップを発揮するための体制を一層明確化した。 理事長がリーダーシップを発揮するための主な体制は、次のとおりである。 a．役員懇談会 理事長のリーダーシップの下、戦略的・効果的・効率的な組織運営を行うため、役員会議の下に本部部長以上が参加する役員懇談会を設置し、定期的に戦略的な取組等について検討を行っている。具体的には、各役員等から理事長へ新たな取組や対応方針について政策提案等を行い、それらに対して、理事長が必要に応じて、具体的な指示等を行っている。 b．機構連絡会 理事長のリーダーシップの下、継続的な業務改善を図るため、本部課長等以上が参加する機構連絡会を設置し、定期的に機構の諸事項についての連絡や本部各部署からの業務報告等を行っている。具体的には、各課長等から業務の取組方針や業務改善、業務の進捗状況等を報告し、それらに対して、理事長が必要に応じて、具体的な指示等を行っている。	＜自己評価＞ ＜評定と根拠＞ 評定：B 効果的・効率的な組織の運営については、下記の内容を総合的に勘案しB評定とした。 【内部統制の充実・強化】 効果的・効率的な組織運営について、理事長のリーダーシップの下、各種会議体等体制の充実やそれを担保する関連規程等の整備が図られたことにより、内部統制の充実・強化が図られた。 【各施設の役割の明確化及び運営の改善】 「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」を設置し、これまでの調査研究の内容を取りまとめている。 【各施設の自治体・民間への移管等】 各教育施設の自治体・民間への移管等については、文部科学	＜評定に至った理由＞ 効果的・効率的な組織運営については、理事長のリーダーシップのもと体制の整備や内部統制の充実・強化が図られている。 監事については、理事長との定期的な情報共有の機会を設け、業務運営方針や法人が対処すべき課題等について意見を交換し、理事長との相互認識と信頼関係を深めることに努めている。 各教育施設の役割の明確化及び運営の改善については、文部科学省に設置された「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」（平成 2 2 年 1 0 月）を踏まえ、「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」（平成 2 3 年 6 月）を設置し、各教育施設の自治体・民間への移管等、これまでの調査研究の内容を取りまとめた。また、文部科学省に対して最新の利用実績や宿泊室	＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞		

		・法人の長は、法人の規模や業種等の特性を考慮した上で、法人のミッション達成を阻害する課題（リスク）のうち、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。 （内部統制の現状把握・課題対応計画の作成） ・法人の長は、内部統制の現状を的確に把握した上で、リスクを洗い出し、その対応計画を作成・実行しているか。 監事監査 ・監事監査において、法人の長のマネジメントについて留意しているか。 ・監事監査において把握した改善点等について、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。その改善事項に対するその後の対応状況は適切か。 各施設の役割等 ・施設ごとに果たすべき役割の明確化に向けた取組が進捗しているか。 ・施設ごとの業務実績の自己評価が行われ、各施設の運営改善に反映されているか。 自治体・民間への移管等 ・青少年交流の家、自然の家の自治体・民間への移管等に関する取組が進捗しているか。 ・「新しい公共」型の	c. 機構会議 理事長はじめ役員、教育施設所長、本部部課長等が参加する機構会議を定期的に開催し、事業方針をはじめ機構の運営に関する方針等について理事長自らが説明し周知徹底を図っている。 d. 予算の決定手続き 機構における予算の決定手続きについて、理事長は、「独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程」第13条に基づき、中期目標及び中期計画を達成するため、予算の編成にあたり具体的な考え方を示した予算編成方針を策定している。 理事長から予算業務を委任された予算責任者は、当該予算編成方針を踏まえ、予算執行計画案を作成している。 e. 人事の決定手続き 機構における人事の決定手続きについては、平成19年9月（平成24年11月一部改正）に定めた「人事に関する基本方針」で役職員に理事長の方針を示した上で実施している。実施に当たっては、各教育施設の所長等からのヒアリングを行い、職員の経歴・適性等を勘案し、理事長が決定している。 f. 業務の一部委任 機構における決定手続きについては、原則として全て理事長の決定により実施することとなっている。ただし、「独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程」に基づき、会計業務の一部を委任している。また、定型的な事務処理等の一部の軽微な案件については、「独立行政法人国立青少年教育振興機構文書決裁規程」に基づき、部課長の専決により実施している。 g. 理事長の補佐体制の整備状況 理事が理事長を補佐し、総務企画部総務企画課が理事長や理事の指示を直接的に把握し、各部署の総括を行っている。 h. その他 特定の課題や複数の部署が関連する業務等については、理事長のリーダーシップの下、チームを編成し、対応している（「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動など）。 イ. 法人のミッションの役職員への周知徹底 理事長は、役員懇談会、機構連絡会及び機構会議等（以下「役員懇談会等」という。）により、定期的に役職員との意見交換の場を設けている。また、事業や運営の方針等については、機構会議等において理事長から各教育施設所長に対して自ら指示するとともに、法人内のポータルサイトへの掲載等を活用し、全職員に対して周知徹底を行っている。さらに、各教育施設を随時視察し、その際、教育施設職員と意見交換を行い、方針等の周知徹底を図っている。 【取組事例】新・機構元気プラン 平成20年9月に機構が「青少年の現状と課題、そして機構の果たすべき役割」を策定してから5年が経過し、青少年を取り巻く環境も変化していることから、理事長の発意の下で策定作業を行い、平成26年6月に「国立青少年教育振興機構が重点的に取り組むべき課題と具体的方策～青少年の社会を生き抜く力の育成を目指して～新・機構元気プラン」を機構内に公表した。策定に当たっては、機構全職員を対象に提案を募集（60人を超える職員が提案）し、教育施設の職員も含めた策定メンバーを中心に議論を重ね、今後5年間程度を目途に機構が重点的に取り組むべき方策の検討を行った。 ウ. 中期目標・計画の未達成項目（業務）についての未達成要因の把握・分析・対応状況 中期目標・計画のうち、進捗状況が思わしくない項目（業務）については、担当部署か	省に対して最新の利用実績や宿泊室稼働率等の情報提供等を行っており、各取組は進捗している。 【施設の効率的な利用の促進】 青少年利用の早期受付を促進しており、青少年利用に影響のない範囲で一般利用を受け付けている。平成23～26年度の研修支援における青少年利用については、中期計画に定める「青少年人口（0～29歳）の1割程度の研修利用者を確保する」という目標を達成したほか、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）で示された宿泊室稼働率5割を上回る稼働率を確保している。 ＜課題と対応＞ 内部統制の充実・強化については、引き続き、理事長のリーダーシップを発揮できる環境を維持・発展させることが課題であり、各種会議体をはじめとした体制の充実・強化を図る。 また、監事と理事長との定期的な会合についても引き続き継続的に実施し、業務運営方針や法人が対処すべき課題等について意見を交換し、理事長との相互認識と信頼関係を深める。	稼働率等の情報提供等を行っており、各取組は進捗している。 「新しい公共」型の管理運営の試行については、平成23年度から2年間、2施設で開始、平成25年1月から5施設で開始するなど具体的な取組を行っている。開始した教育施設からは、運営協議会の委員が年間を通じて実際の事業やプロジェクトに参画し、委員の知識やネットワークを活用して新たな取り組みを実施し、関係機関との連携が深まったるするなど、施設運営においてこれまでなかった多様な成果を上げることができている。 施設の効率的な利用の促進については、各教育施設において「稼働率向上のための数値目標の設定及び行動目標」を設定し、機構全体で総利用者数500万人、全教育施設での宿泊室稼働率50%以上を目指し、広報活動及び利用促進に努め、目標を達成している。 これらのことから、当該項目は、総合的に勘案し、中期目標における所期の目標を達成していると認められるためB評定とした。 ＜今後の課題＞ 今後も、引き続き同取組を行い、内部統制の充実・強化に努める。監事についても、理事長との定期的な情報共有の機会を持ち、業務運営方針や法人が対処すべき課題等について意見を交換し、理事長との相互認識と信頼関
--	--	--	--	---	--

		管理運営についての取組が進捗しているか。 効率的な利用促進 ・青少年教育に関する施設の利用状況が向上しているか。 ・青少年教育に関する業務の遂行に支障のない範囲内で、施設を一般の利用に供しているか。 ・施設のさらなる効率的・効果的な利用を実現するための方策についての検討が進捗しているか。 ・宿泊室稼働率が低く、今後もその向上が見込めない施設について、稼働率を高める取組が行われるとともに、様々な検討が進捗しているか。	らの業務報告を踏まえ、役員懇談会等において、その未達成要因の把握・分析を行い、対応を行う体制がとられている。年度計画等の策定時においても、各業務の中期目標・計画に対する進捗状況を把握・分析し、当該中期目標を達成するため、対応方針を見直すこととしている。 なお、文部科学省独立行政法人評価委員会による年度実績に対する評価や個別の指摘事項については、各部署に速やかに伝達し対応を検討するとともに、フォローアップを行い業務改善に努めている。 エ. 組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等 組織全体で取り組むべき重要な課題については、役員懇談会等において、政策の検討や業務改善、業務の進捗状況等を確認する中で、常にその把握に努めている。 また、機構のリスク対応として特に重要と考えている体験活動中の安全管理については、国公立青少年教育施設職員、教育委員会担当者、民間事業者等を対象とした安全管理講習（山系、水辺活動系）や、各教育施設の安全管理に関する職員研修を実施するとともに、各教育施設で作成している危険度の高い活動プログラムの安全対策マニュアルを随時見直して、職員へ周知徹底を図っている。 また、一部の施設においては、東日本大震災を踏まえ、地方自治体等が災害時において避難所等として施設を利用するための協定書を締結するとともに、情報を共有化する等の連携を行っている。 その他、組織運営全般に係る様々な課題（リスク）についても、役員会議や役員懇談会を円滑に運営するための情報共有や調整の場として本部部長・課長が毎週開催している部課長会や、役員懇談会等における役職員との意見交換会を通じて把握しており、理事長の具体的な指示のもと各部署が適切に対応し、改めて役員懇談会等でそのフォローアップを行うとともに、状況に応じてチームを編成するなどして対応している。 さらに、日常的な教育施設における課題（リスク）については、その情報を必要に応じて理事長に報告し、理事長からの指示のもと、当該教育施設において適切に是正するとともに、他の教育施設に対しても情報提供や注意喚起を行っている。 【取組事例】 センターでは、平成 25 年度 10 月において、台風 26 号で甚大な被害に遭い、また続く台風 27 号により二次災害が想定される伊豆大島からの一時避難受入の要請を東京都から受け、同総務局復興支援対策部と連携して、希望するすべての高齢者及び付き添い者を中心に延べ 254 名を受け入れるなど、緊急時における迅速な対応を行った。 オ. 内部統制の現状把握・課題等への対応 a. 内部統制の現状把握 理事長は、役員懇談会等における役職員との意見交換を通じて、内部統制の現状及び課題等を把握している。 また、監査室による内部監査の実施を通じてもリスクの洗い出しを行っており、中期目標期間中に 27 教育施設で内部監査を実施できるよう、平成 23～26 年度においては、本部と 21 教育施設において内部監査を実施した。 なお、公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けているが、平成 23～26 年度においては、問題となる事象や通報はなかった。 b. 課題等への対応 役員懇談会等における役職員との意見交換を通じて把握した課題等については、理事長の具体的な指示のもと各部署が適切に対応し、改めて役員懇談会等でそのフォローアップを行うとともに、状況に応じてチームを編成するなどして対応している。 さらに、日常的な教育施設における課題については、その情報を必要に応じて理事長に報告し、理事長からの指示のもと、該当教育施設において適切に是正するとともに、他の教育施設に対しても情報提供や注意喚起を行っている。 ② 監事監査 監事は、監査室や会計監査人と連携を図りながら、機構の業務を対象とした監事監査を		係を深めることが重要である。 それぞれの教育施設のおかれた地域の実情に即して、地域と連携した効果的・効率的な管理運営に取り組み、期間を限定した非常勤職員の確保方策のみならず、多様な勤務形態や必要な時に必要な人員を確保できるよう、様々な採用の在り方など、今後検討することが重要である。 ＜WT 委員からの意見＞ 監事監査の基本方針の内容に沿うよう体制の整備に努めていただきたい。	
--	--	---	--	--	---	--

				実施している。 監事監査においては、特に中期目標・中期計画を踏まえた事業や運営の方針の周知状況、業務の進捗把握・改善状況に注視した監査を行っている。また、監査計画書作成時、監査実施時、監査報告時をはじめ、それら以外の場合においても適時に理事長との意見交換を行い、マネジメントが的確であるか確認を行っている。監事監査において把握した改善点等については、監査報告書に記載するほか、役員会議等において適時に指摘している。 なお、平成 23～26 年度の監事監査報告書等においては、独立行政法人国立青少年教育振興機構監事監査規程第 24 条に基づく改善すべき事項はなかった。			
	（２）各施設の役割の明確化及び運営の改善 本部を中心として、各施設の役割分担を行い、施設ごとに果たすべき役割を明確にするとともに、各施設の自己評価を適切に行い、運営の改善を行う。	（２）各施設の役割の明確化及び運営の改善 本部を中心として、各施設の役割分担を行い、一定の機能分化を図るなど、施設ごとに果たすべき役割を明確化する。また、施設の役割を踏まえ、各年度の業務実績について施設ごとに自己評価を行い、評価結果を各施設の運営の改善に反映する。		（２）各施設の役割の明確化及び運営の改善 文部科学省の「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」の報告「今後の国立青少年教育施設の在り方について」（平成 23 年 2 月）において、早急に国立青少年教育施設が取り組むべき事項として、①効果的・効率的な施設配置のため各施設の特色・機能を明確化すること、②「新しい公共」型の管理運営の導入に向けた試行的実施に着手することなどが指摘された。 これを踏まえ、機構においては、平成 23 年 6 月 30 日に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」（以下、「協力者会議」という。）を設置し、①教育施設の管理運営や事業の企画・実施への多様な主体の参画（「新しい公共」型の管理運営）、②教育施設の特色や役割を踏まえた効果的・効率的な教育施設の配置及び管理運営の 2 点について調査研究を実施し、平成 24 年 3 月に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について（第一次報告）」を、平成 27 年 3 月に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について（第二次報告）」として、これまでの調査研究の内容を取りまとめた。 ① 「新しい公共」型の管理運営の試行 平成 23 年度から平成 24 年度にかけて試行を実施した赤城及び淡路の 2 教育施設については、試行の結果を踏まえ、平成 25 年度から「新しい公共」型の管理運営を本格的に実施している。また、平成 25 年 1 月から試行していた大雪、阿蘇、那須甲子、妙高、若狭湾の 5 教育施設においては、先行 2 教育施設の結果も踏まえ、各教育施設の特色を生かして様々な取組を行い、5 教育施設ともに本格実施に移行を予定している。 各教育施設からは、運営協議会の委員が年間を通じて実際の事業やプロジェクトに参画し、委員の知識やネットワークを活用して新たな取組を実施したり、関係機関との連携が深まったりするなど、施設運営においてこれまでになかった多様な成果を上げることができたとの報告を受けており、教育施設の管理運営方策として、「新しい公共」型、すなわち地域に支えられた教育施設の管理・運営は十分有効であり、かつ今後どの教育施設においても欠くことのできない管理・運営の手法であることが確認できた。 平成 27 年度は、試行施設以外の教育施設についてもこれまでの試行に関する報告を踏まえ、それぞれの教育施設のおかれた地域の実情に即し、それぞれの地域と連携した効果的・効率的な管理運営に取り組むこととしている。 ② ブロック拠点の有効性 「今後の国立青少年教育施設の在り方について」（平成 23 年 2 月）では、現在の国立青少年教育施設について、「より効果的・効率的な施設配置を行う観点から、それぞれの施設が有する機能のある程度集約し、施設配置の在り方を見直していくことが必要である。具体的には、地域のブロックごとに拠点施設を設け」ることが考えられると指摘された。 これを踏まえ、平成 24 年 11 月より九州・沖縄ブロックに、平成 25 年 4 月から 12 月まで			

			関東甲信越・中部・北陸地ブロックに、それぞれ広域主幹（エリアマネージャー）を試行的に配置し、協力者会議において、広域主幹からその取組や課題等について報告を受け、その有効性について検討を進めてきた。 広域主幹を配置することにより一定の成果を収めたことから、今後は、これまでの取組を踏まえて、より一層ブロック内の教育施設の特色化の促進や連携強化を進めるための指導助言や情報収集・発信に努めるとともに、公立青少年教育施設や民間団体等への積極的な情報発信や連携協力の促進など、広域的な視点を生かした役割を担うことが期待されている。 このため、他のブロックにおいても広域主幹を試行的に配置することが望まれている。 ③ 期間を限定した非常勤職員の確保方策 「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について（第一次報告）」（平成 24 年 3 月）では、教育施設の特色や役割を踏まえた効果的・効率的な教育施設の配置及び運営について、今後、国立施設として全うすべき役割を踏まえ、利用者のニーズ、地域の実情及び行政改革の観点からの合理化についての要請等を十分考慮し、季節開設の実施に向けた具体的な検討状況を把握しつつ、引き続き、効果的・効率的な教育施設の配置及び運営について調査研究を進めることとされた。 効果的・効率的な運営のためには、いかにして質の高い季節雇用職員を確保するかが重要な課題であるため、期間を限定した非常勤職員の確保方策について具体的に検討することとし、平成 25 年 4 月より能登、中央、山口徳地及び大隅の 4 教育施設において、3 か年計画でその確保及び活用に関する試行を実施している。 試行の成果としては、いずれの教育施設においても、関係機関・団体や OB 職員をはじめ、様々な人脈を活用し人材発掘に努めたところ、人材発掘を通じて関係団体とのパイプが出来て、関係機関や団体との繋がりが深まったことがあげられる。これは、新たな人材確保のルートの発掘や、非常勤職員が継続できなかった際に後任の候補者を速やかに推薦してもらえるなどの成果も生み出している。 4 教育施設においては、引き続き、関係機関・団体等を通じた人材確保ルートの開発に努めるとともに、それぞれの教育施設で必要な人材とその人材を確保するために必要な勤務時間、期間、賃金その他の条件などについて情報収集等を行いながら、検討を進めている。 また、期間を限定した非常勤職員の確保方策のみならず、多様な勤務形態や必要な時に必要な人員を確保できるよう、様々な採用の在り方などについて検討することとしている。 これに対応した取組を、機構において実施しており、教育施設においては、自己評価を行い、結果及び課題を取りまとめ、各教育施設の運営改善に反映している。			
（３）各施設の自治体・民間への移管等 文部科学省が作成する工程表に沿って、国立青少年交流の家、青少年自然の家の自治体・民間への移管等に取り組むとともに、一定の施設について、「新しい公共」の概念を導入し、効果的な組織運営を目指す。	（３）各施設の自治体・民間への移管等 文部科学省が作成する工程表に沿って、国立青少年交流の家、青少年自然の家の自治体・民間への移管等に取り組むとともに、効果的な組織運営を目指す観点から、「新しい公共」型の管理運営について、一部の施設で検証するなど		（３）各施設の自治体・民間への移管等 自治体・民間への移管の検討に資するため、文部科学省に対して最新の利用実績や宿泊室稼働率等の情報提供等を適宜行った。このほか、効果的な組織運営を進める観点から、「新しい公共」型の管理運営の試行に取り組むなど、調査研究を進めている。 また、中央教育審議会答申「今後の青少年教育の体験活動の推進について」（平成 25 年 1 月 21 日）においては、「体験活動の機会と場の確保という観点を踏まえつつ、より効果的・効率的な在り方について、更に検討を行う必要がある」と提言されている。 この答申を踏まえ、文部科学省は、平成 25～26 年度に「国立青少年教育施設の組織・制度の見直し等の基本調査」を実施し、機構は、資料提供や実地調査、利用団体に対するアンケート調査等に対して全面的に協力し、文部科学省と連携して効果的・効率的な組織の運営の検討を行った。			

		具体的な取り組みを行う。																																																																																									
	（４）施設の効率的な利用の促進 青少年教育に関する業務の遂行による施設の利用状況を向上させるとともに、その業務に支障のない範囲内で、施設を一般の利用に供し、効率的な利用を促進する。加えて、国立オリンピック記念青少年総合センターをはじめ、施設のさらなる効率的・効果的な利用を実現するために必要な方策を検討する。その上で、宿泊室稼働率等が低く、今後もその向上が見込めない施設については、他の施設による代替可能性など地域の実情を考慮の上、一定期間の開設、休止や統合・廃止に向けた検討を行う。	（４）施設の効率的な利用の促進 青少年教育に関する施設の利用状況を向上させるとともに、施設の効率的な利用の促進の観点から、青少年教育に関する業務の遂行に支障のない範囲内で、施設を一般の利用に供する。加えて、国立オリンピック記念青少年総合センターをはじめ、施設のさらなる効率的・効果的な利用を実現するため方策を検討し、必要な措置を講ずる。その上で、宿泊室稼働率等が低く、今後もその向上が見込めない施設については、他の施設による代替可能性など地域の実情を考慮の上、一定期間の開設、休止や統合・廃止に向けた検討を行う。		（４）施設の効率的な利用の促進（表 3-7-1・2 参照） 平成 23～26 年度の総利用者数は、計 20,280,804 人であり、平成 24 年度以降は、各年度 500 万人を突破している。なお、平成 23～26 年度における研修支援における青少年利用については、中期計画に定める「青少年人口（0～29 歳）の 1 割程度の研修利用者を確保する」という目標を達成しており、平成 27 年度見込みを含め、中期目標期間中全ての年度において目標を達成する見込みである。 また、平成 23～26 年度の宿泊室稼働率は、58.3～60.3%であり、各年度全施設で宿泊室稼働率が 50%を上回っている。平成 27 年度見込みを含め、中期目標期間中全ての年度において、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において示された宿泊室稼働率 5 割を上回る数値を確保する見込みであり、宿泊室稼働率が低く、今後もその向上が見込めない施設に該当する施設はない。 表 3-8-1 総利用者数の推移 <table><tr><th>区分</th><th>平成 23 年度</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>合計</th></tr><tr><td>宿泊利用者</td><td>2,758,824</td><td>2,865,988</td><td>2,849,245</td><td>2,811,004</td><td>11,285,061</td></tr><tr><td>日帰り利用者</td><td>2,111,296</td><td>2,273,314</td><td>2,318,752</td><td>2,292,381</td><td>8,995,743</td></tr><tr><td>総利用者</td><td>4,870,120</td><td>5,139,302</td><td>5,167,997</td><td>5,103,385</td><td>20,280,804</td></tr></table> 表 3-8-2 全教育施設の宿泊室稼働率の推移 <table><tr><th></th><th>平成 23 年度</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th></tr><tr><td>宿泊室稼働率</td><td>58.3%</td><td>59.3%</td><td>60.3%</td><td>60.0%</td></tr></table> 【参考】 総利用者数と宿泊室稼働率の推移 <table><tr><th>年 度</th><th>宿泊利用者数</th><th>日帰り利用者数</th><th>合 計</th><th>宿泊室稼働率</th></tr><tr><td>平成 18 年度</td><td>3,037,877</td><td>1,863,222</td><td>4,901,099</td><td>56.7%</td></tr><tr><td>平成 19 年度</td><td>3,018,590</td><td>1,747,299</td><td>4,765,889</td><td>58.6%</td></tr><tr><td>平成 20 年度</td><td>2,985,916</td><td>1,877,705</td><td>4,863,621</td><td>60.8%</td></tr><tr><td>平成 21 年度</td><td>2,840,883</td><td>2,021,397</td><td>4,862,280</td><td>61.4%</td></tr><tr><td>平成 22 年度</td><td>2,898,365</td><td>2,097,190</td><td>4,995,555</td><td>60.3%</td></tr><tr><td>平成 23 年度</td><td>2,758,824</td><td>2,111,296</td><td>4,870,120</td><td>58.3%</td></tr><tr><td>平成 24 年度</td><td>2,865,988</td><td>2,273,314</td><td>5,139,302</td><td>59.3%</td></tr><tr><td>平成 25 年度</td><td>2,849,245</td><td>2,318,752</td><td>5,167,997</td><td>60.3%</td></tr><tr><td>平成 26 年度</td><td>2,811,004</td><td>2,292,381</td><td>5,103,385</td><td>60.0%</td></tr></table>	区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計	宿泊利用者	2,758,824	2,865,988	2,849,245	2,811,004	11,285,061	日帰り利用者	2,111,296	2,273,314	2,318,752	2,292,381	8,995,743	総利用者	4,870,120	5,139,302	5,167,997	5,103,385	20,280,804		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	宿泊室稼働率	58.3%	59.3%	60.3%	60.0%	年 度	宿泊利用者数	日帰り利用者数	合 計	宿泊室稼働率	平成 18 年度	3,037,877	1,863,222	4,901,099	56.7%	平成 19 年度	3,018,590	1,747,299	4,765,889	58.6%	平成 20 年度	2,985,916	1,877,705	4,863,621	60.8%	平成 21 年度	2,840,883	2,021,397	4,862,280	61.4%	平成 22 年度	2,898,365	2,097,190	4,995,555	60.3%	平成 23 年度	2,758,824	2,111,296	4,870,120	58.3%	平成 24 年度	2,865,988	2,273,314	5,139,302	59.3%	平成 25 年度	2,849,245	2,318,752	5,167,997	60.3%	平成 26 年度	2,811,004	2,292,381	5,103,385	60.0%			
区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計																																																																																						
宿泊利用者	2,758,824	2,865,988	2,849,245	2,811,004	11,285,061																																																																																						
日帰り利用者	2,111,296	2,273,314	2,318,752	2,292,381	8,995,743																																																																																						
総利用者	4,870,120	5,139,302	5,167,997	5,103,385	20,280,804																																																																																						
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度																																																																																							
宿泊室稼働率	58.3%	59.3%	60.3%	60.0%																																																																																							
年 度	宿泊利用者数	日帰り利用者数	合 計	宿泊室稼働率																																																																																							
平成 18 年度	3,037,877	1,863,222	4,901,099	56.7%																																																																																							
平成 19 年度	3,018,590	1,747,299	4,765,889	58.6%																																																																																							
平成 20 年度	2,985,916	1,877,705	4,863,621	60.8%																																																																																							
平成 21 年度	2,840,883	2,021,397	4,862,280	61.4%																																																																																							
平成 22 年度	2,898,365	2,097,190	4,995,555	60.3%																																																																																							
平成 23 年度	2,758,824	2,111,296	4,870,120	58.3%																																																																																							
平成 24 年度	2,865,988	2,273,314	5,139,302	59.3%																																																																																							
平成 25 年度	2,849,245	2,318,752	5,167,997	60.3%																																																																																							
平成 26 年度	2,811,004	2,292,381	5,103,385	60.0%																																																																																							

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）2-3 行政事業レビューシート番号0071、0072

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																									
				業務実績		自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）																							
	Ⅳ 財務内容の改善に関する事項 1. 自己収入の確保 利用者、利用の目的及び形態等を踏まえ、施設使用料等を見直すことなどにより、自己収入を確保する。その際、施設設置以来の青少年利用は無料という原則及び学校教育における青少年の体験活動等の重要性を十分考慮するものとする。また、積極的に外部資金や寄附金の増加に努める。 自己収入の取扱いにおいては、毎事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営を行う。 2. 固定経費の	Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を行う。また、自己収入の確保及び受益者負担の適正化の観点から、施設使用料や活動プログラムに係る費用等の設定を見直す。さらに、科学研究費補助金等の申請、国や民間企業等からの受託事業等の積極的な受入れ等により、外部資金の確保及び寄附金の増加に努める。 また、管理・運営業務の効率化を進める観点から、毎事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による	＜その他の指標＞ 【予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画】収入 支出 財務状況 （当期総利益（又は当期総損失）） ・当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。 ・また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。 （利益剰余金（又は繰越欠損金）） ・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。 ・繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画は妥当か。	＜実績報告書等参照箇所＞ 第2期中期目標期間（平成23～27年度）見込実績自己評価書P4-1～4-5（第4章1～4）		＜自己評価書参照箇所＞ 第2期中期目標期間（平成23～27年度）見込実績自己評価書P4-7～4-8（第4章9）	評定	A	評定																							
				＜主要な業務実績＞ 1. 自己収入の確保、固定経費の削減 （1）事業収入等の確保の状況（表4-1参照） 表4-1 事業収入等の状況（単位：千円） <table><tr><th>区 分</th><th>平成23年度</th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th></tr><tr><td>事業収入等の予算額</td><td>1,517,767</td><td>1,532,945</td><td>1,548,274</td><td>1,563,757</td></tr><tr><td>事業収入等の決算額</td><td>1,417,250</td><td>1,612,239</td><td>1,616,753</td><td>1,696,978</td></tr><tr><td>増減額</td><td>△100,517</td><td>79,294</td><td>68,479</td><td>133,221</td></tr><tr><td>予算額に対する決算額の割合</td><td>93.4%</td><td>105.2%</td><td>104.4%</td><td>108.5%</td></tr></table> （2）事業収入等の確保に係る主な取組状況 平成23～26年度における事業収入等の確保に係る主な取組は、以下のとおりである。 ① センターを除く27教育施設の一般利用に係る施設使用料について、従前は1泊あたり250円であったところを、平成24年7月より800円に改定した。 ② 受益者負担の適正化を目的に、平成24年4月に「地方施設の利用に係る受益者負担の在り方に関する検討PT」（以下「検討PT」という。）を設置し、4回にわたる会議開催のほか、機構会議において検討内容のレビューを実施するなど検討を行った。この検討PTの検討結果を受け、センターを除く24教育施設の講師等宿泊室について、平成25年4月より料金の徴収を開始した。 ③ センターの施設使用料について、平成23年10月、平成24年3月及び平成26年4月にそれぞれ料金改定を行った。 ④ 青少年の体験活動に関わる指導者養成等の事業（養成、研修）参加費については、食費、シーツ等洗濯代を徴収している。ただし、教員免許状更新講習は、食費、シーツ等洗濯代以外に受講料を受益者負担として徴収している。 ⑤ 平成26年度において、これまでの機構の業務について評価をいただいたことから、大口の民間出せん金（800,000,000円）及び寄附金（200,000,000円）を受け入れるこ		区 分				平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	事業収入等の予算額	1,517,767	1,532,945	1,548,274	1,563,757	事業収入等の決算額	1,417,250	1,612,239	1,616,753	1,696,978	増減額	△100,517	79,294	68,479	133,221	予算額に対する決算額の割合	93.4%	105.2%	104.4%
区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度																												
事業収入等の予算額	1,517,767	1,532,945	1,548,274	1,563,757																												
事業収入等の決算額	1,417,250	1,612,239	1,616,753	1,696,978																												
増減額	△100,517	79,294	68,479	133,221																												
予算額に対する決算額の割合	93.4%	105.2%	104.4%	108.5%																												

削減 管理・運営業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を目指す。	運営を行う。	※解消計画がない場合 ・当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか。さらに、当該計画に従い解消が進んでいるか。 (運営費交付金債務) ・当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。 ・運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析が行われているか。 (溜まり金) ・いわゆる溜まり金の精査において、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出しが行われているか。	とができた。 ⑥ 上記取組の結果、事業収入以外の収入も含め、自己収入としては第1期中期計画期間（平成18～22年度の総額）と比較して約50%増と、大幅な増収となる見込みである。 第1期中期計画期間自己収入決算額： 7,451,050,135 円 第2期中期計画期間自己収入見込額：11,301,377,973 円 (3) 予算の状況（表4-2 参照） 表4-2 予算に対する実績 (単位：百万円) <table><tr><th>区 分</th><th>平成23年度</th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th></tr><tr><td>【収入】</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>運営費交付金</td><td>9,479</td><td>9,032</td><td>8,939</td><td>9,162</td></tr><tr><td>施設整備費補助金</td><td>214</td><td>393</td><td>267</td><td>325</td></tr><tr><td>事業収入等</td><td>1,417</td><td>1,612</td><td>1,617</td><td>1,697</td></tr><tr><td>受託収入</td><td>178</td><td>111</td><td>85</td><td>90</td></tr><tr><td>寄附金収入</td><td>73</td><td>54</td><td>84</td><td>295</td></tr><tr><td>民間出えん金</td><td>7</td><td>8</td><td>7</td><td>808</td></tr><tr><td>その他の収入</td><td>39</td><td>55</td><td>49</td><td>64</td></tr><tr><td>前年度繰越金</td><td>4</td><td>634</td><td>919</td><td>1,144</td></tr><tr><td>計</td><td>11,411</td><td>11,899</td><td>11,966</td><td>13,583</td></tr><tr><td>【支出】</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>運営費</td><td>10,425</td><td>10,451</td><td>10,408</td><td>11,180</td></tr><tr><td>一般管理費</td><td>5,348</td><td>5,413</td><td>5,241</td><td>5,643</td></tr><tr><td>うち人件費</td><td>3,948</td><td>3,721</td><td>3,457</td><td>3,722</td></tr><tr><td>うち管理運営費</td><td>1,400</td><td>1,692</td><td>1,784</td><td>1,921</td></tr><tr><td>業務経費</td><td>5,077</td><td>5,038</td><td>5,166</td><td>5,537</td></tr><tr><td>事業費</td><td>3,018</td><td>3,010</td><td>2,987</td><td>2,965</td></tr><tr><td>基金事業費</td><td>2,059</td><td>2,028</td><td>2,179</td><td>2,572</td></tr><tr><td>受託事業費</td><td>178</td><td>111</td><td>85</td><td>90</td></tr><tr><td>補助金事業費</td><td>1</td><td>—</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>寄附金事業費等</td><td>—</td><td>20</td><td>57</td><td>71</td></tr><tr><td>施設整備費</td><td>214</td><td>393</td><td>267</td><td>325</td></tr><tr><td>計</td><td>10,817</td><td>10,975</td><td>10,817</td><td>11,667</td></tr></table> (注) 区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。 (注) 寄附金・助成金を財源とした事業費等は、平成24年度より「寄附金事業費等」として表記。 ① 収入の主な増減理由 センターの施設使用料の料金改定等、事業収入の確保に係る取組を行ったことによる増加である。 ② 支出の主な増減理由 人 件 費：給与水準の適正化等の影響による人件費の減。 管理運営費：特別措置法に基づくポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄処分費等の増	区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	【収入】					運営費交付金	9,479	9,032	8,939	9,162	施設整備費補助金	214	393	267	325	事業収入等	1,417	1,612	1,617	1,697	受託収入	178	111	85	90	寄附金収入	73	54	84	295	民間出えん金	7	8	7	808	その他の収入	39	55	49	64	前年度繰越金	4	634	919	1,144	計	11,411	11,899	11,966	13,583	【支出】					運営費	10,425	10,451	10,408	11,180	一般管理費	5,348	5,413	5,241	5,643	うち人件費	3,948	3,721	3,457	3,722	うち管理運営費	1,400	1,692	1,784	1,921	業務経費	5,077	5,038	5,166	5,537	事業費	3,018	3,010	2,987	2,965	基金事業費	2,059	2,028	2,179	2,572	受託事業費	178	111	85	90	補助金事業費	1	—	0	0	寄附金事業費等	—	20	57	71	施設整備費	214	393	267	325	計	10,817	10,975	10,817	11,667	設使用料や活動プログラムに係る費用等の設定に対しても、見直しを進めた。 また、平成26年度において、これまでの機構の業務について評価をいただいたことから、大口の民間出えん金（800,000,000 円）及び寄附金（200,000,000 円）を受け入れることができたこと等により、事業収入以外の収入も含め、自己収入としては第1期中期計画期間（平成18～22年度）と比較して約50%増と、大幅な増収となる見込みである。 なお、毎事業年度における効率化目標については、目標以上の削減となっている。 ＜課題と対応＞ 今後も自己収入の確保等が課題であることから、引き続き、受益者負担の適正化を図るため、教育施設の施設使用料や活動プログラムに係る料金の見直し等について検討を行うとともに、民間出えん金や寄附金の増加に努める。	ることや、カード会社と契約し、ポイント還元対象の一つとして機構への寄附を設定したこと。さらに応援募金を設置し、ホームページで支援を呼びかけたり、ご賛同いただける企業や団体、個人、機構と取引実績のある各業者への寄附をお願いするなど独自の取組を行ってきた。 この結果、第1期目標期間の合計額が11百万円に対し、第2期中期目標期間は平成26年度までの4年間で既に506百万円と4.6倍に及ぶ額を受け入れることができた。 これらのことから、当該項目は、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるためA評定とした。 ＜今後の課題＞ 今後も自己収入の確保等が必要である。引き続き、受益者負担の適正化を図るため、教育施設の施設使用料や活動プログラムに係る料金の見直し等について検討を行うとともに、更なる民間出えん金や寄附金、受託経費など外部資金等の獲得に努める。加えて、大口寄附金の獲得を見据えて積極的な資金運用についても検討が必要である。 ＜WT 委員からの意見＞ 運営費交付金債務が発生した時の対応を計画的に行っていたきた
	区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																																																																																																								
	【収入】																																																																																																																												
	運営費交付金	9,479	9,032	8,939	9,162																																																																																																																								
	施設整備費補助金	214	393	267	325																																																																																																																								
	事業収入等	1,417	1,612	1,617	1,697																																																																																																																								
	受託収入	178	111	85	90																																																																																																																								
	寄附金収入	73	54	84	295																																																																																																																								
	民間出えん金	7	8	7	808																																																																																																																								
	その他の収入	39	55	49	64																																																																																																																								
前年度繰越金	4	634	919	1,144																																																																																																																									
計	11,411	11,899	11,966	13,583																																																																																																																									
【支出】																																																																																																																													
運営費	10,425	10,451	10,408	11,180																																																																																																																									
一般管理費	5,348	5,413	5,241	5,643																																																																																																																									
うち人件費	3,948	3,721	3,457	3,722																																																																																																																									
うち管理運営費	1,400	1,692	1,784	1,921																																																																																																																									
業務経費	5,077	5,038	5,166	5,537																																																																																																																									
事業費	3,018	3,010	2,987	2,965																																																																																																																									
基金事業費	2,059	2,028	2,179	2,572																																																																																																																									
受託事業費	178	111	85	90																																																																																																																									
補助金事業費	1	—	0	0																																																																																																																									
寄附金事業費等	—	20	57	71																																																																																																																									
施設整備費	214	393	267	325																																																																																																																									
計	10,817	10,975	10,817	11,667																																																																																																																									
2. 収支計画の状況（表4-3 参照） 表4-3 収支計画に対する実績 (単位：百万円) <table><tr><th>区 分</th><th>平成23年度</th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th></tr><tr><td>【費用の部】</td><td>10,644</td><td>10,757</td><td>10,709</td><td>11,377</td></tr><tr><td>経常費用</td><td>10,636</td><td>10,752</td><td>10,704</td><td>11,377</td></tr><tr><td>事業経費</td><td>7,337</td><td>7,261</td><td>7,388</td><td>7,829</td></tr><tr><td>管理運営費</td><td>2,900</td><td>3,159</td><td>3,002</td><td>3,200</td></tr></table>	区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	【費用の部】	10,644	10,757	10,709	11,377	経常費用	10,636	10,752	10,704	11,377	事業経費	7,337	7,261	7,388	7,829	管理運営費	2,900	3,159	3,002	3,200																																																																																																				
区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																																																																																																									
【費用の部】	10,644	10,757	10,709	11,377																																																																																																																									
経常費用	10,636	10,752	10,704	11,377																																																																																																																									
事業経費	7,337	7,261	7,388	7,829																																																																																																																									
管理運営費	2,900	3,159	3,002	3,200																																																																																																																									

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

			(1) 当期総利益（当期総損失）の状況（表 4-5 参照） 平成 26 年度末の当期総利益（当期総損失）は、11,867 円である。 表 4-5 当期総利益（当期総損失）の状況（単位：百万円） <table><tr><td>区 分</td><td>平成 23 年度</td><td>平成 24 年度</td><td>平成 25 年度</td><td>平成 26 年度</td></tr><tr><td>当期総利益(当期総損失)</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 【当期総利益（又は当期総損失）の発生要因】 外部委託契約の包括化・複数年化、仕様の見直し等による外部委託費等の削減、及び物品購入等における安価な調達、購入数量の精査による備品費等の削減のため。 (2) 利益剰余金（繰越欠損金）の状況（表 4-6 参照） 表 4-6 利益剰余金（繰越欠損金）の状況（単位：百万円） <table><tr><td>区 分</td><td>平成 23 年度</td><td>平成 24 年度</td><td>平成 25 年度</td><td>平成 26 年度</td></tr><tr><td>利益剰余金</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table> (3) 運営費交付金債務の状況（表 4-7 参照） 平成 23～26 年度に交付された運営費交付金の各年度における未執行率は表 4-7 のとおりであった。 また、平成 23 年度～平成 25 年度に交付された運営費交付金のうち、平成 25 年度末において未執行相当額として運営費交付金債務に計上していた 1,060,428,200 円のうち、260,081,079 円（基金事業 215,180,765 円、退職一時金 44,900,314 円）を平成 26 年度に執行した。 なお、平成 26 年度の未執行相当額（800,347,121 円）については、運営費交付金債務として平成 27 年度中に繰り越し、執行する予定である。 表 4-7 運営費交付金債務の状況 <table><tr><td>区 分</td><td>平成 23 年度</td><td>平成 24 年度</td><td>平成 25 年度</td><td>平成 26 年度</td></tr><tr><td>運営費交付金の未執行率</td><td>5.6(%)</td><td>3.7(%)</td><td>2.1(%)</td><td>0.0(%)</td></tr></table> 【未執行の理由】 基 金 事 業：平成 23 年度～平成 25 年度に予定していた計画の一部が未達で、計画に対する達成率が 92.0%となり、8.0%相当額（554,580,835 円）が未執行となったため。 退職一時金：平成 26 年度末において、退職予定者の一部に退職日延期者が発生し、相当額（245,766,286 円）が未執行となったため。 (4) 溜まり金の精査の状況 平成 21 年度の国立中央青少年交流の家・玉穂宿舍北側敷地売却時に計上した固定資産売却損相当額があったため、平成 24 年度に国庫納付を行った。	区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	当期総利益(当期総損失)	0	0	0	0	区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	利益剰余金	2	2	2	2	区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	運営費交付金の未執行率	5.6(%)	3.7(%)	2.1(%)	0.0(%)			
区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度																																
当期総利益(当期総損失)	0	0	0	0																																
区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度																																
利益剰余金	2	2	2	2																																
区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度																																
運営費交付金の未執行率	5.6(%)	3.7(%)	2.1(%)	0.0(%)																																
	1. 予算（中期計画の予算） 別紙 1 のとおり。																																			
	2. 収支計画 別紙 2 のとおり。																																			
	3. 資金計画 別紙 3 のとおり。																																			

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4	短期借入金の限度額		
当該項目の 重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）2-3 行政事業レビューシート番号0071、0072

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
		IV 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は20億円とする。 短期借入金が想定される 事態としては、運営費交 付金の受入に遅延が生 じた場合である。なお、 想定されていない退職手 当の支給や事故の発生な どにより緊急に必要とな る経費として借入するこ とも想定される。	＜その他の指標＞ 【短期借入金の限度 額】 ・短期借入金は有る か。有る場合は、そ の額及び必要性は適 切か。	＜実績報告書等参照箇所＞ 第2期中期目標期間（平成23～27年度）見 込実績自己評価書 P4-5（第4章5） ＜主要な業務実績＞ 5. 短期借入金の限度額の状況 短期借入金の限度額は20億円である。な お、平成23～26年度における短期借入は、 平成24年度に、特例公債法案未成立による 「9月以降の一般会計予算の執行について」 （平成24年9月7日閣議決定）の決定に基 づき、平成24年11月までの運営費交付金が 約12億円交付抑制されることとなったこと から、その間不足する資金額6億5千万円に ついて、平成24年10月26日～平成24年12 月3日の約2ヶ月間、短期借入を実施した（借 入利息：0.23%、支払利息総額188,232円）。	＜自己評価書参照箇所＞ ＜評価と根拠＞ 評価：B 平成23～26年度における短期借入実 績は、真にやむを得ない1件に限られ、 問題のある点は認められないことから、 B評価とした。 【短期借入金の限度額】 平成23～26年度における短期借入実 績は、平成24年度の特例公債法案未成 立に伴う運営費交付金の不足分に充当 するために実施した1件のみである。 ＜課題と対応＞ 今後も中期計画に基づき、適切に対 応する。	評価	B	＜評価に至った理由＞ 平成24年度の短期借入金は、特例 公債法案未成立によるものである ことを確認し、B評価とした。 ＜今後の課題＞ 特になし ＜WT 委員からの意見＞ 特になし	＜評価に至った理由＞ ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5	不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		
当該項目の 重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）2-3 行政事業レビューシート番号0071、0072

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
		V 不要財産及び 不要財産となるこ とが見込まれる財 産の処分に関する 計画 なし	＜その他の指標＞ 【不要財産及び不要財 産となることが見込ま れる財産の処分に関す る計画】 ・不要財産及び不要財 産となることが見込ま れる財産の処分に関す る計画は有るか。ある 場合は、計画に沿って 順調に処分に向けた手 続きが進められている か。	＜実績報告書等参照箇所＞ 第2期中期目標期間（平成23～27年度） 見込実績自己評価書 P4-6（第4章6） ＜主要な業務実績＞ 6. 財産の処分等の状況 保有地及び借地について、各教育施設の 使用する土地及び建物（以下「施設等」と いう。）の有効利用に関して、組織的かつ 不断に把握・検討を行う体制を整備して、 施設等の適正かつ効率的な運用管理を図 るべく、平成25年度に、「独立行政法人国 立青少年教育振興機構保有資産等利用検 討委員会」を本部に設置し、同委員会にお いて、教育施設等の利用状況を把握し、事 務事業を実施する上で、必要最小限のもの となっているかの検討を行い、施設等が有 効利用されていることを確認すると共に、 今後も見直しを継続して検討していくこ ととしている。 中期目標期間における見直し状況は以 下のとおり。 （保有地の見直し） 平成25年度 国庫納付 国立江田島青少年交流の家野外活動セン ター建設予定地 968.62㎡ （主な借地面積の見直し） 平成24年度 国立花山青少年自然の家 974,161.00㎡ → 5,622.00㎡（△968,539.00㎡） 平成25年度 国立沖縄青少年交流の家 322,317.25㎡ → 231,057.25㎡（△91,260.00㎡） 平成26年度	＜自己評価書参照箇所＞ ＜評価と根拠＞ 評価：B 保有地や借地面積の見直しを行うと共 に、保有資産等利用検討委員会において組 織的かつ不断に把握・検討する体制を整備 しており、保有する施設が有効に利用され ていることを確認していることから、B評 定とした。 【不要財産及び不要財産となることが見 込まれる財産の処分に関する計画】 保有地や借地面積の見直しを行うと共 に、平成25年度に、「独立行政法人国立青 少年教育振興機構保有資産等利用検討委 員会」を本部に設置し、施設等の有効利用 について組織的かつ不断に自主的な見直 しを行う体制を整備した。 ＜課題と対応＞ 今後も保有資産等利用検討委員会にお いて、組織的かつ不断に自主的な見直しを 行う	評価 B	＜評価に至った理由＞ 平成24年度においては、会計検査 院の指摘を踏まえ、機構内で検討 し、国庫納付に努めている。 また、その後も、機構内に保有資産 等利用検討委員会を立ち上げるな どして、見直しが定期的に行われて いることを確認し、B評価とした。 ＜今後の課題＞ 引き続き、保有資産等利用検討委員 会において不断の見直しが行われ、 監事等の意見も反映されることを 期待する。 ＜WT委員からの意見＞ 法人全体で、引き続き見直しをしつ かりと行っていただきたい。	評価 B	＜評価に至った理由＞ ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞

				国立曽爾青少年自然の家 939,796.89 m ² → 788,407.09 m ² (△151,389.80 m ²)			
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
6	上記以外の重要な財産の処分等に関する計画		
当該項目の 重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）2-3 行政事業レビューシート番号0071、0072

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
				＜実績報告書等参照箇所＞	＜自己評価書参照箇所＞	評価	—	評価	
		Ⅵ 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画 なし	＜その他の指標＞ 【上記以外の重要な財産の処分等に関する計画】 ・重要な財産の処分に 関する計画は有るか。 ある場合は、計画に沿 って順調に処分に向け た手続きが進められて いるか。	＜主要な業務実績＞ 計画なし。	＜評価と根拠＞ 評価：—			＜評価に至った理由＞ ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
7	剰余金の使途		
当該項目の 重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）2-3 行政事業レビューシート番号0071、0072

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
		VII 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、次の経費等に充てる。 ①青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の充実 ②青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援の充実 ③青少年教育に関する調査及び研究の充実 ④青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進の充実 ⑤青少年教育団体が行う活動に対する助成の充実	＜その他の指標＞ 【剰余金の使途】 ・利益剰余金は有るか。 有る場合はその要因は適切か。 ・目的積立金は有るか。 有る場合は、活用計画等の活用方を定める等、適切に活用されているか。	＜実績報告書等参照箇所＞ 第2期中期目標期間（平成23～27年度） 見込実績自己評価書 P4-6～4-7（第4章7） ＜主要な業務実績＞ 7. 剰余金の状況 剰余金の状況については、下記のとおりである。なお、目的積立金の計上はない。 （1）利益剰余金の有無及びその内訳 平成26年度末時点における利益剰余金は、以下のとおりである。 利益剰余金 1,674,673円 （内訳） 前中期目標期間繰越積立金 1,163,954円 積立金 498,852円 当期末処分利益 11,867円 （うち当期総利益 11,867円） （2）利益剰余金が生じた理由 ① 前中期目標期間繰越積立金 自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額であり、平成23年6月に文部科学大臣の承認を受けて計上している。 ② 積立金 各年度決算時の「当期末処分利益」について、文部科学大臣の承認を受けて計上している。（第2期中期目標期間終了後に国庫納付を行う。）	＜自己評価書参照箇所＞ ＜評価と根拠＞ 評価：B 適切に予算執行を行った結果、過大な損益は発生していないことから、B評価とした。 【剰余金の使途】 平成26年度末時点における利益剰余金の内訳は、前中期目標期間繰越積立金、積立金、当期末処分利益である。 前中期目標期間繰越積立金は、自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額であり、平成23年6月に文部科学大臣の承認を受けて計上している。 積立金は、各年度決算時の「当期末処分利益」について、文部科学大臣の承認を受けて計上しており、第2期中期目標期間終了後に国庫納付を行う。 当期末処分利益については、外部委託費等の削減や備品費等の削減のために生じた当期総利益である。 ＜課題と対応＞ 今後も中期計画に基づく適切な予算執行に取り組む。	評価	B	評価	
						＜評価に至った理由＞ 適切な予算執行が行われており、期間内において、過大な損益は発生していないことを確認し、B評価とした。 ＜今後の課題＞ 特になし ＜WT委員からの意見＞ 特になし		＜評価に至った理由＞ ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞	

				③ 当期未処分利益 外部委託契約の包括化・複数年化、仕様の見直し等による外部委託費等の削減、及び物品購入等における安価な調達、購入数量の精査による備品費等の削減のため。			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
8－1	施設・設備に関する事項		
当該項目の 重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）2-3 行政事業レビューシート番号0071、0072

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期 間最終年度値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	（参考情報）
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																											
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																					
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）																			
	Ⅴ その他業務運営に関する重要事項 1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施 （1）施設・設備は、青少年等に対する研修が効果的に実施されるよう、長期的視野に立って、その整備を計画的に推進する。また、それらの管理運営においては、老朽化した施設・設備の改修や維持保全を確実に実施することで、安全の確保に万全を期する。	Ⅷ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 別紙4のとおり 1. 施設・設備に関する事項 （1）施設・設備に関する保守・管理の長期的な計画を策定し、当該計画に基づく保守・管理を行うとともに、利用者が安心・安全に体験活動ができる環境の整備及び自然災害等への対応の観点から、必要な施設・設備の改善等を計画的に進める。	＜その他の指標＞ 【施設・設備に関する事項】 施設及び設備に関する計画 ・施設及び設備に関する計画は有るか。 有る場合は、当該計画の進捗は順調か。 ・利用者の安全の確保、バリアフリー対策など、利用者本位の施設整備が行われているか。	＜実績報告書等参照箇所＞ 第2期中期目標期間（平成23～27年度）見込実績自己評価書 P5-1～5-3（第5章1 1～2）	＜自己評価書参照箇所＞ 第2期中期目標期間（平成23～27年度）見込実績自己評価書 P5-3（第5章1 3）	評価	B	評価																			
				＜主要な業務実績＞ 1 長期的視点に立った施設・整備の整備管理の実施 1. 施設・設備の整備状況 中期目標期間における施設・設備の整備に当たっては、「施設整備5ヶ年計画」の見直しを行いつつ、各教育施設の施設利用者の安心安全及び研修・宿泊施設等の環境改善を図るとともに、身体障害者等への対応や利用者への安全対策を実施した。 また、東日本大震災や自然災害により被災した各教育施設の災害復旧整備を実施した。実施に当たっては、工事中における利用者の安全確保を優先した。 （1）施設整備事業（施設整備費補助金）（表5-1 参照） 表5-1 施設整備の状況 （1）施設整備事業（施設整備費補助金） <table><tr><th></th><th>実 施 状 況</th></tr><tr><td>平成21年度補正（平成23年度実施）</td><td>2事業計： 98,910千円</td></tr><tr><td>平成23年度当初</td><td>6事業計： 36,725千円</td></tr><tr><td>平成24年度当初</td><td>5事業計： 121,765千円（オリセンの土地購入を含む）</td></tr><tr><td>平成25年度当初</td><td>34事業計： 198,306千円（南蔵王野営場の借地（国有地）の一部返却に伴う既存建物撤去などの原状回復を含む）</td></tr><tr><td>平成25年度補正</td><td>58事業計： 303,467千円</td></tr></table> （2）災害普及（施設整備補助金） <table><tr><td>平成23年度当初</td><td>3事業計： 20,275千円</td></tr><tr><td>平成23年度補正</td><td>11事業計： 57,675千円</td></tr><tr><td>平成23年度補正（平成24年度実施）</td><td>7事業計： 190,355千円</td></tr><tr><td>平成24年度当初</td><td>3事業計： 78,235千円</td></tr><tr><td>平成24年度補正</td><td>2事業計： 2,893千円</td></tr><tr><td>平成23年度補正（平成25年度実施）</td><td>1事業計： 43,615千円</td></tr></table>						実 施 状 況	平成21年度補正（平成23年度実施）	2事業計： 98,910千円	平成23年度当初	6事業計： 36,725千円	平成24年度当初	5事業計： 121,765千円（オリセンの土地購入を含む）	平成25年度当初	34事業計： 198,306千円（南蔵王野営場の借地（国有地）の一部返却に伴う既存建物撤去などの原状回復を含む）	平成25年度補正	58事業計： 303,467千円	平成23年度当初	3事業計： 20,275千円	平成23年度補正	11事業計： 57,675千円	平成23年度補正（平成24年度実施）	7事業計： 190,355千円	平成24年度当初
	実 施 状 況																										
平成21年度補正（平成23年度実施）	2事業計： 98,910千円																										
平成23年度当初	6事業計： 36,725千円																										
平成24年度当初	5事業計： 121,765千円（オリセンの土地購入を含む）																										
平成25年度当初	34事業計： 198,306千円（南蔵王野営場の借地（国有地）の一部返却に伴う既存建物撤去などの原状回復を含む）																										
平成25年度補正	58事業計： 303,467千円																										
平成23年度当初	3事業計： 20,275千円																										
平成23年度補正	11事業計： 57,675千円																										
平成23年度補正（平成24年度実施）	7事業計： 190,355千円																										
平成24年度当初	3事業計： 78,235千円																										
平成24年度補正	2事業計： 2,893千円																										
平成23年度補正（平成25年度実施）	1事業計： 43,615千円																										

			<table><tr><td>平成 24 年度補正 (平成 25 年度実施)</td><td>3 事業計： 25,281 千円</td></tr><tr><td>平成 25 年度補正 (平成 26 年度実施)</td><td>7 事業計： 17,313 千円</td></tr><tr><td>平成 26 年度補正</td><td>2 事業計： 4,473 千円</td></tr></table> (3) 各所修繕 (運営費交付金) <table><tr><td>平成 23 年度</td><td>計： 121,500 千円</td></tr><tr><td>平成 24 年度</td><td>計： 437,026 千円</td></tr><tr><td>平成 25 年度</td><td>計： 382,515 千円</td></tr><tr><td>平成 26 年度</td><td>計： 334,146 千円</td></tr></table>	平成 24 年度補正 (平成 25 年度実施)	3 事業計： 25,281 千円	平成 25 年度補正 (平成 26 年度実施)	7 事業計： 17,313 千円	平成 26 年度補正	2 事業計： 4,473 千円	平成 23 年度	計： 121,500 千円	平成 24 年度	計： 437,026 千円	平成 25 年度	計： 382,515 千円	平成 26 年度	計： 334,146 千円	低年齢の利用者や高齢者、身体障害者に配慮した施設整備を行った。	教育施設は設置 50 年を経過する施設もあり、今後は、各教育施設の建物・基幹整備の老朽化対策として、長寿命化を主眼とする改修を行うとともに、温室効果ガス (CO ₂) の排出削減のために、省エネルギーが見込まれる設備・備品等の導入を重点的かつ計画的に推進することが急務である。避難場所としての機能を果たすことも必要のため、早急に必要とされる施設整備を行うことが急務である。																																
平成 24 年度補正 (平成 25 年度実施)	3 事業計： 25,281 千円																																																		
平成 25 年度補正 (平成 26 年度実施)	7 事業計： 17,313 千円																																																		
平成 26 年度補正	2 事業計： 4,473 千円																																																		
平成 23 年度	計： 121,500 千円																																																		
平成 24 年度	計： 437,026 千円																																																		
平成 25 年度	計： 382,515 千円																																																		
平成 26 年度	計： 334,146 千円																																																		
(2) 利用者本位の快適な生活・研修環境の形成のための施設整備を進め、特に幼児、高齢者、障がい者等に対してやさしい施設とする。	(2) 利用者本位の快適な生活・研修環境の形成のための施設整備を進める。特に幼児・高齢者、身体障がい者等が円滑に施設及びサービスを利用できるよう、関係法令等を踏まえつつ、計画的な施設整備を進める。	2. 施設・設備の充実 (1) 利用者に配慮した施設整備の状況 平成 23～26 年度においては、利用者の安心安全に配慮して、研修及び宿泊施設等の環境改善を図るとともに法定点検等による指摘事項や老朽化に対する安全対策を行った。 また、震災、台風等の災害復旧整備や非常用蓄電池や避雷器の設置等災害対策に係る安全対策を実施した。 (2) 環境への配慮について ① 環境報告書の作成・公表 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 (平成 16 年 6 月 2 日法律第 77 号)、同施行令」に基づき、独立行政法人国立青少年教育振興機構環境委員会を開催し、環境配慮への方針、環境目標・計画、環境報告書の報告内容及び公表方法について審議・検討を行い、「環境報告書」を毎年度 9 月に公表した。 ② 温室効果ガス (CO₂) 排出量削減等の取組 (表 5-2 参照) 温室効果ガス (CO₂) の排出の削減のため、LED 照明への更新や、適正照明の間引き等の省エネルギーへの取組のほか環境教育事業活動を実施してきた。 表 5-2 平成 23～26 年度温室効果ガス (CO₂) 排出量 <table><tr><th rowspan="2">事 項</th><th colspan="6">温室効果ガス (CO₂) 排出量 (t)</th></tr><tr><th>(平成 19 年度)</th><th>(平成 22 年度)</th><th>平成 23 年度</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th></tr><tr><td>電 気</td><td>7,954</td><td>8,307</td><td>7,768</td><td>9,264</td><td>9,818</td><td>10,463</td></tr><tr><td>ガ ス</td><td>3,841</td><td>4,321</td><td>3,925</td><td>4,198</td><td>4,233</td><td>4,159</td></tr><tr><td>重 油</td><td>7,904</td><td>6,952</td><td>6,148</td><td>6,030</td><td>6,106</td><td>5,838</td></tr><tr><td>灯 油</td><td>1,075</td><td>1,076</td><td>1,130</td><td>995</td><td>1,006</td><td>1,059</td></tr><tr><td>合 計</td><td>20,774</td><td>20,656</td><td>18,971</td><td>20,487</td><td>21,163</td><td>21,519</td></tr></table> ③ ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄処分 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処分の推進に関する特別措置法 (平成 13 年 6 月 22 日法律第 65 号)」に基づき、平成 23～26 年度において、計 10 教育施設で保管されていた高濃度ポリ塩化ビフェニル (PCB) を適切に廃棄処分した。 (3) エネルギー使用状況について	事 項	温室効果ガス (CO ₂) 排出量 (t)						(平成 19 年度)	(平成 22 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	電 気	7,954	8,307	7,768	9,264	9,818	10,463	ガ ス	3,841	4,321	3,925	4,198	4,233	4,159	重 油	7,904	6,952	6,148	6,030	6,106	5,838	灯 油	1,075	1,076	1,130	995	1,006	1,059	合 計	20,774	20,656	18,971	20,487	21,163	21,519	<WT 委員からの意見> 特になし
事 項	温室効果ガス (CO ₂) 排出量 (t)																																																		
	(平成 19 年度)	(平成 22 年度)	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度																																													
電 気	7,954	8,307	7,768	9,264	9,818	10,463																																													
ガ ス	3,841	4,321	3,925	4,198	4,233	4,159																																													
重 油	7,904	6,952	6,148	6,030	6,106	5,838																																													
灯 油	1,075	1,076	1,130	995	1,006	1,059																																													
合 計	20,774	20,656	18,971	20,487	21,163	21,519																																													

				「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号）」に基づき、毎年度の省エネルギーの取組状況について、文部科学省及び経済産業省に報告を行った。 また、教育施設において同法に基づき策定した「管理標準」（エネルギーの合理的使用に関するマニュアル）によるボイラー、空調設備、受変電設備等の運転管理の実施、及び環境委員会にて策定した環境計画による節電対策やクールビズ、ウォームビズの実施など、省エネルギーの取組を引き続き実施した。 エネルギーの使用状況については、機構ホームページで公表している環境報告書において、省エネルギーの具体的取組として環境目標を設定し、環境負荷の低減に努めている。			
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
8－2	人事に関する計画		
当該項目の 重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）2-3 行政事業レビューシート番号0071、0072

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期 間最終年度値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	（参考情報）
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価													
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価						
				業務実績		自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）				
	2. 人事に関する計画 業務のより一層の効果的・効率的実施のため、人員の適正かつ柔軟な配置、職員の専門性を高める研修機会の充実、新規職員の計画的な採用、人事交流や任期付任用、幹部職員の公募等の工夫により多様で優れた人材を確保し、育成する。また、職員的能力向上を図り、円滑な業務遂行を行うため、適切な人事評価制度を着実に運用する。	2. 人事に関する計画 （１）方針 ①青少年をめぐる諸課題に総合的に対応し、より一層、その施策を効果的かつ効率的に推進するため、人員を適正かつ柔軟に配置する。また、本部及び施設ごとの業務の質・量に応じた定期的な人員配置の見直しを行う。 ②職員に対し、企画力、指導力、接遇サービスの向上や施設の安全管理などを目的とした、多様で体系的な研修機会を設け、計画的な人材養成を行う。 ③新規職員を計画的に採用するととも	＜その他の指標＞ 【人事に関する計画】 人事に関する計画は有るか。有る場合は、当該計画の進捗は順調か。 ・人事管理は適切に行われているか。 ・職員研修が的確に実施され、十分な成果が得られているか。 ・新規採用、人事交流、任期付き任用の活用など多様で優れた人材を確保するための取組が行われているか。 ・人事評価が適切に運用されているか。	＜実績報告書等参照箇所＞ 第２期中期目標期間（平成 23～27 年度）見込実績自己評価書 P5-4～5-7（第 5 章 2 1）		＜自己評価書参照箇所＞ 第２期中期目標期間（平成 2 3～2 7 年度）見込実績自己評価書 P5-6（第 5 章 2 2）		評価	B	評価			
				＜主要な業務実績＞ １. 人事管理の実施状況 人事管理については、「人事に関する基本方針」に基づき、職員の資質向上、優れた職員の確保、主体的で意欲ある人材育成等を計画的に進めるとともに、職員の適性・能力・意欲等に相応しい職務又は処遇となるよう、公平・公正で計画性のある人事を行った。 【平成 27 年 4 月 1 日現在常勤職員数・・・ 504 人】 （参考：平成 22 年 4 月 1 日現在 534 人） （１）多様で優れた人材の確保 ① 職員の新規採用（表 5-3 参照） 公募による選考採用等により、平成 23～26 年度に計 63 人の職員を採用した。		＜評価と根拠＞ 評価： B 「人事に関する基本方針」に基づき、適切な人事管理、人員配置の見直し等を着実に行ったことから、B 評価とした。 【人事に関する計画】 「人事に関する基本方針」に基づき、適切な人事管理、人員配置の見直し等を行った。 多様な人材の確保については、文部科学省関係機関、地方公共団体、民間団体と連携し、平成 23～26 年度において計 1,219 人（受入れ：1,205 人、出向：14 人）の人事交流を行うとともに、計 63 人の新規職員を採用した。 人員配置については、各教育施設所長等からのヒアリングを踏まえて、機構組織全体の中で必要な見直しを行うとともに計画的に人員削減を行った。 職員研修については、本部主催の研修及び各教育施設が企画・実施する研修のほか、外部機関主催の研修への参加などにより、職員として備えるべき職務遂行能力							
				表 5-3 職員の採用状況									
				採用時期		採用者数							
				平成 23 年 4 月		20 人（機構本部 8 人、センター、岩手山、能登、中央、淡路、江田島 2 人、大洲、沖縄、日高、那須甲子、立山）							
				平成 23 年 5 月		2 人（機構本部）							
				平成 24 年 4 月		10 人（機構本部 3 人、岩手山、磐梯 2 人、能登、沖縄、山口徳地、室戸）							
				平成 25 年 2 月		2 人（機構本部）							
				平成 25 年 4 月		19 人（機構本部 6 人、能登、乗鞍、大洲 2 人、日高 2 人、那須甲子 3 人、立山、若狭湾、吉備、諫早）							
				平成 26 年 4 月		10 人（機構本部 5 人、中央、那須甲子、信州高遠、立山、曾爾）							
				計		63 人							
						② 所長人事の多様化 高い教養と教育的意識を有し、教育施設の運営責任者としての経営感覚に優れ、現下の喫緊							

	に、関係機関、民間団体との間での広く計画的な人事交流の実施、任期付任用の活用や幹部職員の公募等により、多様で優れた人材を確保する。 ④人事評価制度を適切に運用し、その評価結果を踏まえた処遇等への反映を図る。 （２）人員に関する指標 常勤職員について、その職員数の抑制を図る。 （参考） 中期目標期間中の人件費総額見込み １８，９８３百万円 但し、上記の額は「行政改革の重要方針」（平成１７年１２月２４日閣議決定）及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成１８年法律第４７号）において削減対象とされた人件費を指す。	の課題に対する的確な判断能力を有する者が所長として適当であることから、所長の人事については、多種・多様な人材を広く求めることとして、公募により民間団体等から任期付の採用を行っている。 ③ 人事交流（表 5-4 参照） 青少年教育機関として継続性を維持しつつ、効率的・効果的な法人運営を行うため、多様な人材の確保及び人材の育成・活用が必要であることから、「人事に関する基本方針」に基づき、文部科学省関係機関、地方公共団体、民間団体との間で連携の強化を図り、広く計画的な人事交流を行った。 表 5-4 他機関との人事交流の状況（各年度 4 月 1 日現在） <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>平成 23 年度</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">人事交流の受入状況</td><td>交流先機関数</td><td>85</td><td>82</td><td>80</td><td>78</td></tr><tr><td>人事交流者数(人)</td><td>325</td><td>307</td><td>289</td><td>284</td></tr><tr><td rowspan="2">人事交流の出向状況</td><td>交流先機関数</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>人事交流者数(人)</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>7</td></tr></table> （２）人員配置の見直し（表 5-5 参照） 各職員の経歴、適性及び希望等や業務の専門性、困難さを把握して、組織全体として最も力を発揮できる人員配置となるよう、各教育施設所長等からのヒアリングを行ったうえで人員配置の見直しを行った。 また、計画的な人員削減を推進するため策定した人員削減計画に基づき、平成 23～26 年度においては、平成 22 年度に比べ合計で 24 人の人員削減を行った（平成 17 年度に比べ 125 人の人員削減）。 表 5-5 常勤職員数の状況（単位：人） <table><tr><th>事 項</th><th>(H17)</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>合計 (H22-H26)</th><th>(H17-H26)</th></tr><tr><td>削減数（対前年度比）</td><td>—</td><td>—</td><td>10</td><td>4</td><td>6</td><td>4</td><td>24</td><td>125</td></tr><tr><td>常勤職員数</td><td>635</td><td>534</td><td>524</td><td>520</td><td>514</td><td>510</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> （３）職員研修の実施（表 5-6 参照） 青少年をめぐる諸課題に総合的に対応するためには人材の育成が不可欠であり、職員の資質向上・意識改革を図る必要があることから、効果的な研修を積極的に取り入れ、計画的に実施するため、「人事に関する基本方針」に基づき、本部が主催する研修を行っているほか、各教育施設が企画・実施する研修及び外部機関が主催する研修にも積極的に職員を参加させている。 ① 研修の体系化 平成 25 年度に本部主催の研修及び他機関主催の研修を体系的に整理したところ、職位毎の研修として、新規採用職員研修と新任所長研修の間の階層別研修の充実という課題がわかり、平成 26 年度においては、新たに新任所長・次長研修、管理系係長研修、5 年経験職員研修等を実施した。 ② 研修の共同実施 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、効率的・効果的な業務運営のために、4 法人（国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教員研修センター、国立青少年教育振興機構）共同で職員研修を実施することとし、平成 26 年度には新規採用職員研修、ハラスメント防止研修、ビジネススキル研修及び独立行政法人制度研修を実施するなど職員の資質の向上を図っている。 表 5-6 主な研修の実施状況・参加状況一覧	区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	人事交流の受入状況	交流先機関数	85	82	80	78	人事交流者数(人)	325	307	289	284	人事交流の出向状況	交流先機関数	1	1	2	3	人事交流者数(人)	1	3	4	7	事 項	(H17)	H22	H23	H24	H25	H26	合計 (H22-H26)	(H17-H26)	削減数（対前年度比）	—	—	10	4	6	4	24	125	常勤職員数	635	534	524	520	514	510	—	—	や業務に必要な知識・技能の向上を図ることができた。 人事評価については、人事評価実施要綱に基づき実施するとともに、当該評価を勤勉手当及び昇給に活用する等、適切な運用を行った。 評定に当たっては、上記取組を着実に実施しており、中期計画における所期の目標を達成しているとして、B 評定とした。 ＜課題と対応＞ 多様な人材の確保については、本取組をより一層推進するため、平成 27 年度は、機構が実施する職員採用試験と併せて国立大学法人等職員採用試験も活用した採用活動を行う。 当機構の職員配置については、県や国立大学法人からの交流人事で成り立っており、全常勤職員の約 6 割が人事交流者である。近年、人事交流について消極的な機関があり、厳しい状況であるが、プロパー職員の養成は未だ発展途上であり、円滑な業務運営のためには、今後も人事交流が不可欠である。引き続き、関係機関に人事交流を働きかけていく。 職員研修については、今後も必要に応じて研修計画の見直しを行い、青少年教育施設の職員としての専門性の向上を図っていく。 人事評価については、今後、評価結果の人材育成への活用について検討を進めていく。	人事評価実施要綱に基づき実施するとともに、当該評価を勤勉手当及び昇給に活用するなど、適切な運用を行った。 これらのことから、当該項目は、総合的に勘案し、中期目標における所期の目標を達成していると認められるため B 評定とした。 ＜今後の課題＞ 近年、人事交流について消極的な機関があり、厳しい状況であるが、プロパー職員の養成は未だ発達途上であり、円滑な業務運営のためには、今後も人事交流が不可欠である。引き続き、職位配置については、関係機関への人事交流の働きかけ、職員研修については、研修計画の見直しを実施し、青少年教育施設の職員としての専門性の向上を図るとともに、職員の意識変容（やる気を引き起こす）につながる研修の実施が重要である。 ＜WT 委員からの意見＞ 職員の一人一人の能力を把握し、適材適所となるような人員配置に努めていただきたい。また、人事交流で各教育委員会から来ている職員に対しては、体験活動の重要性を理解していただき、その後の学校利用が増えるような結果となるよう期待する。	
区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度																																																							
人事交流の受入状況	交流先機関数	85	82	80	78																																																							
	人事交流者数(人)	325	307	289	284																																																							
人事交流の出向状況	交流先機関数	1	1	2	3																																																							
	人事交流者数(人)	1	3	4	7																																																							
事 項	(H17)	H22	H23	H24	H25	H26	合計 (H22-H26)	(H17-H26)																																																				
削減数（対前年度比）	—	—	10	4	6	4	24	125																																																				
常勤職員数	635	534	524	520	514	510	—	—																																																				

				成 果		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合 計			
				本部が主催した内部研修 （機構全体を対象とした研修）	実施件数	12	15	17	20	64			
					参加者数（人）	196	303	420	400	1,319			
				各教育施設が企画・実施した 内部研修	実施件数	281	308	359	420	1,368			
					参加者数（人）	3,509	3,788	4,258	4,857	16,412			
				各教育施設が参加した外部 機関の研修	実施件数	369	339	391	428	1,527			
					参加者数（人）	591	614	689	707	2,601			
				（４）人事評価の実施状況 人事評価制度を適切に運用するため、「人事評価実施要綱」を平成 23 年度に策定し、平成 23～24 年度における 2 回の試行を経て、平成 25 年 10 月から「能力評価」及び「業績評価」からなる人事評価を本格実施している。 人事評価の結果については、3 月に行った中間評価の結果を 6 月の勤勉手当、9 月に行った期末評価の結果を 12 月の勤勉手当及び昇給に活用している（評価期間は 10 月～翌年 9 月まで）。									

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
8－3	中期目標期間を超える債務負担		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）2-3 行政事業レビューシート番号0071、0072

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）
		3. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、施設管理・運営業務等を効率的に実施するため中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。	＜その他の指標＞ 【中期目標期間を超える債務負担】 中期目標期間を超える債務負担 ・中期目標期間を超える債務負担は有るか。有る場合は、その理由は適切か。	＜実績報告書等参照箇所＞ 第2期中期目標期間（平成23～27年度）見込実績自己評価書 P4-7（第4章8）	＜自己評価書参照箇所＞ 第2期中期目標期間（平成23～27年度）見込実績自己評価書 P4-7～4-8（第4章9）	＜評価に至った理由＞ 中期目標期間を超える債務負担は、東日本大震災発生に伴うもので、既に債務負担は解消しており、問題ないと確認し、B評価とした。	B	＜評価に至った理由＞
				＜主要な業務実績＞ 8. 債務負担・積立金の使途 （1）中期目標期間を超える債務負担 次のとおり、中期目標期間を超える債務負担を有していたが、いずれも平成23年度中に解消している。 契約件名：国立オリンピック記念青少年総合センター 熱源設備改修 契約金額：275,100,000 円 前期に計上した債務の金額 ：184,800,000 円 当期に計上した債務の金額 ：90,300,000 円 理由：東日本大震災の影響のため 契約件名：国立那須甲子青少年自然の家 外壁・屋上防水等改修 契約金額：8,610,000 円 前期に計上した債務の金額：0 円 当期に計上した債務の金額 ：8,610,000 円 理由：東日本大震災の影響のため	＜評価と根拠＞ 評価：B 中期目標期間を超える債務負担は、東日本大震災に伴うもので既に解消しており、問題のある点は認められないことから、B評価とした。 【中期目標期間を超える債務負担】 東日本大震災の影響により中期目標期間を超える債務負担を有していたが、全て平成23年度中に解消している。 ＜課題と対応＞ 今後も中期計画に基づき、適切に対応する			

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
8－4	積立金の使途		
当該項目の 重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成27年度）2-3 行政事業レビューシート番号0071、0072

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報)
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
		4. 積立金の使途 前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人国立青少年教育振興機構法に定める業務の財源に充てる。	＜その他の指標＞ 【積立金の使途】 積立金の使途・積立金の支出は有るか。有る場合は、その使途は中期計画と整合しているか。	＜実績報告書等参照箇所＞ 第2期中期目標期間（平成23～27年度） 見込実績自己評価書 P4-7（第4章8） ＜主要な業務実績＞ 8. 債務負担・積立金の使途 （2）積立金の使途 平成23年6月に文部科学大臣の承認を受けた前中期目標期間繰越積立金のうち、平成25年度末時点には、下記金額を計上していた。 平成25年度末前中期目標期間繰越積立金 1,266,834円 （内訳）自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額 1,266,834円 上記の前中期目標期間繰越積立金のうち、平成26年度においては、下記金額を取崩額として計上した。 前中期目標期間繰越積立金取崩額 102,880円 （内訳）自己収入により取得した固定資産の減価償却相当額 102,880円	＜自己評価書参照箇所＞ 第2期中期目標期間（平成23～27年度） 見込実績自己評価書 P4-7～4-8（第4章9） ＜評定と根拠＞ 評定：B 積立金については、中期計画に基づく業務の財源に充てており、問題のある点は認められないことから、B評定とした。 【積立金の使途】 前中期目標期間繰越積立金は、自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額であり、平成23年6月に文部科学大臣の承認を受けて計上している。 ＜課題と対応＞ 今後も中期計画に基づく適切な予算執行に取り組む。	評定	B	評定	
						＜評定に至った理由＞ 積立金については、中期計画に基づく業務の財源に充てており、問題ないと確認し、B評定とした。 ＜今後の課題＞ 特になし ＜WT委員からの意見＞ 特になし		＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞	

4. その他参考情報